

ブラジル・リスクマネジメント 研究会報告書

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 中南米課

【免責条項】.....

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した
内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者
は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

アンケート返送先 FAX： 03-3582-4690

e-mail：ORB-latin@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：ブラジル・リスクマネジメント研究会報告書

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？
(○をひとつ)

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

まえがき

このレポートは2014年度に3回（6月2日、7月2日、8月22日）に亘って開催されたブラジル・リスクマネジメント研究会をもとにブラジルにおけるビジネスリスク、ビジネスハードルについてまとめたものである。

ブラジルに進出した日系企業は、理解が難しい法律、規制、税制や予想外にコスト・手間のかかるロジスティクスなど多くのビジネス面での困難に直面する。こうした困難な点を総称して「ブラジルコスト」と呼称される。いわゆるBRICSブームでブラジルが投資先として注目を浴びるようになった以前からブラジルに投資している日系企業にとり、このブラジルコストはこの巨大市場で事業展開するための「必要悪」として、各社対応策を編み出し、実践してきた。

しかし、特に2000年代後半から初めてブラジルに参入を果たした企業などはそうした蓄積がなく、対応に苦慮するケースもみられる。近年では日伯貿易投資促進・産業協力委員会といった政府間協議、あるいは日伯経済合同委員会など民間の対話、さらにはブラジル日本商工会議所内に設置された機能強化委員会等によってこうしたブラジルコストへの対応方法、ノウハウの共有が日本企業および関係官庁の間でなされ、それをふまえた対応策の共有ないしブラジル政府側に改善を促す動きが目立ってきている。

本研究会では、そうした会合で共有されている情報も含め、ブラジルに長年関わってきた研究会委員および外部講師の方々の知見をもとに、ブラジルリスク、ビジネスハードルとその対応について整理したものである。

ブラジル進出日系企業が超えなければならない「ハードル」とハードルを越えてもその後の事業展開の中で起こりうる「リスク」の違いを認識いただきながら本レポートをお読み頂き、対ブラジルビジネスに役立てて頂ければ幸いである。

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中南米課長 竹下幸治郎

目次

I. 総論	1
1. ブラジルのビジネスチャンス、主要なリスクとハードル	1
(1) ブラジルのビジネスチャンス	1
(2) 進出日系企業が抱える経営上の問題点	4
(3) 主要なリスクとハードルの整理	10
2. ブラジルリスクの国際比較	12
(1) 世界の中におけるブラジル	12
(2) ビジネスリスクにおける国際比較	20
II. ビジネス環境の体系的整理と対応策	28
1. カントリーリスクの概要と対応策	28
(1) 政治・政策	28
① 第2期ルセフ政権の位置づけ：法制度に則った政権選択による4年間	28
② 問われるガバナンス：社会問題・低成長・汚職・大統領のパーソナリティ	29
③ 2014年統一選挙結果と政治運営	34
④ 2018年に向けた中期日程	38
(2) 経済	40
① マクロ経済動向	40
② 会社法・経済法	50
③ 資金調達に関するリスクとハードル	60
(3) インフラ整備状況	63
① ブラジルにとってのインフラストラクチャー	63
② ブラジルのインフラストラクチャーに関する国際的評価	64
③ 政府のインフラ整備状況	65
2. オペレーション上の課題と対応策	71
(1) 外資規制と会社設立	71
① 規制業種について	71
② 土地所有について	71
③ 最低資本金について	72
④ 過小資本税制について	72

(2) 知的財産権保護法	73
① はじめに.....	73
② 知的財産権に関するブラジルの司法制度	75
③ 商標権	75
④ 特許権および実用新案権	76
⑤ 意匠権	78
⑥ 不正競争の規制.....	78
⑦ まとめ・技術移転契約の登録を中心に	79
(3) 許認可・基準認証制度	81
① 基準認証制度	81
② 工場設立の許認可および環境関連法について	86
(4) 生産・販売	92
① 政府の保護主義的産業育成策への対応	92
② 債権回収法・倒産法	95
(5) 雇用・労務問題.....	101
① 外国人労働許可.....	101
② 雇用・労務の実際と労務リスク・ハードル.....	103
(6) 国内物流と輸出入手続きにおける問題点	111
(7) 財務・税務	115
III. ブラジルリスクへの認識と対応	121
1. セキュリティーリスク（治安を中心に）	121
2. 政策変更リスク	131
3. 日本企業の経営方針に起因するリスク	133

I. 総論

1. ブラジルのビジネスチャンス、主要なリスクとハードル

(1) ブラジルのビジネスチャンス

ブラジルの2013年時点のGDPは2兆2,460億ドルであり、1国でASEAN10カ国の合計に迫る規模となる。家計消費の額で比べると、ブラジル国民は消費性向が高いためにGDPに占める消費のウェイトが高いことが影響し、ブラジル1国でASEAN10カ国の合計を上回る(表1参照)。GDPで比較するとブラジルは中国の23.7%にすぎないが、家計消費でみると42.2%に達し、中国の約4割の規模となる。

表1 国内総生産(GDP)と家計消費の国際比較(2013年)

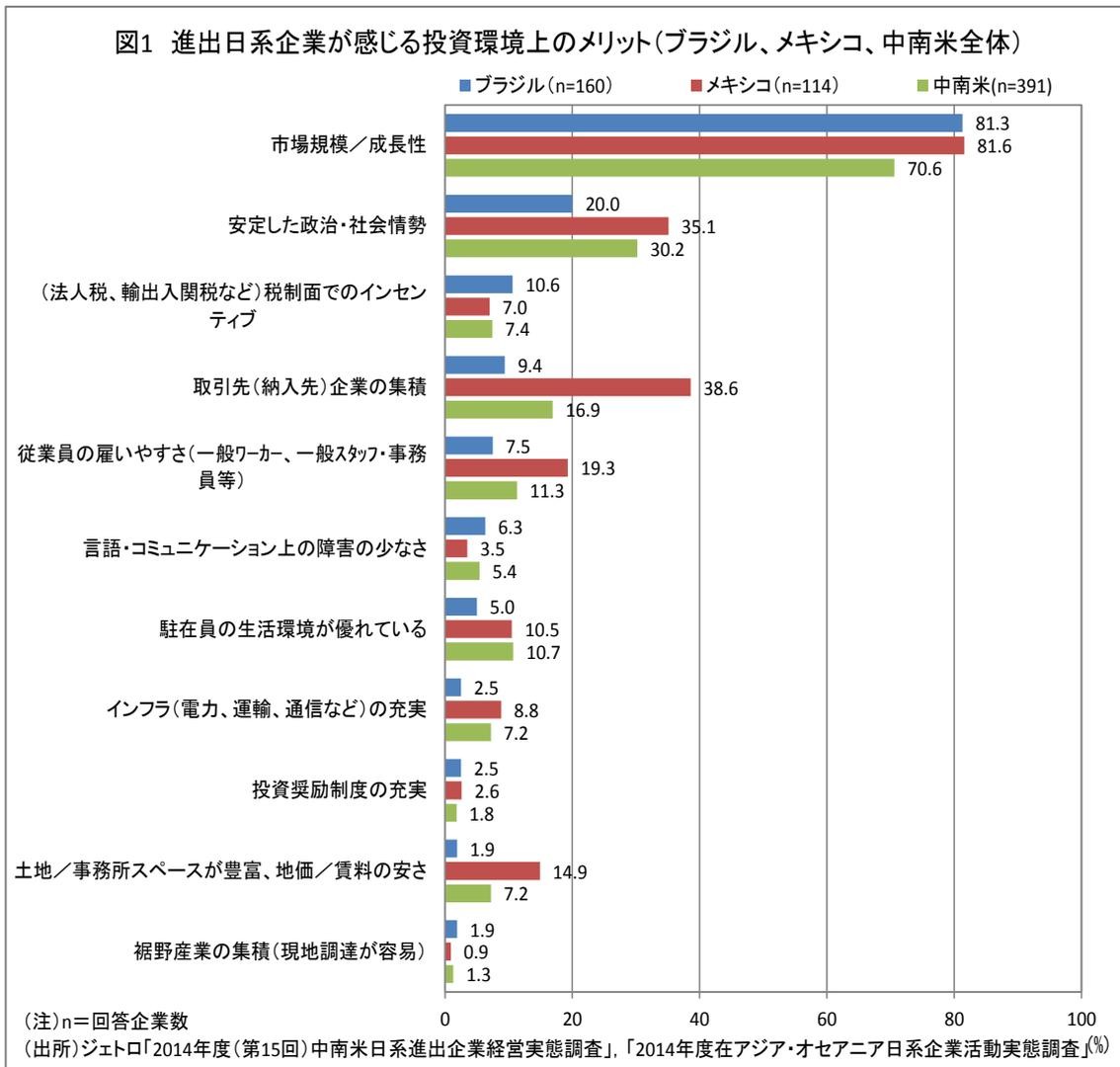
順位	国名	GDP		家計消費	
		10億ドル	ブラジル=1	10億ドル	ブラジル=1
1	米国	16,768.1	7.47	11,484.3	8.19
2	中国	9,469.1	4.22	3,320.7	2.37
3	日本	4,898.5	2.18	2,999.6	2.14
4	ドイツ	3,636.0	1.62	2,086.6	1.49
5	フランス	2,807.3	1.25	1,553.3	1.11
6	英国	2,523.2	1.12	1,736.6	1.24
7	ブラジル	2,246.0	1.00	1,401.6	1.00
8	ロシア	2,096.8	0.93	1,089.1	0.78
9	イタリア	2,072.0	0.92	1,300.3	0.93
10	インド	1,876.8	0.84	1,106.7	0.79
11	カナダ	1,826.8	0.81	1,021.5	0.73
12	オーストラリア	1,505.9	0.67	852.6	0.61
13	スペイン	1,358.7	0.60	810.3	0.58
14	韓国	1,304.5	0.58	665.8	0.47
15	メキシコ	1,260.9	0.56	869.5	0.62
-	ASEAN4	1,842.8	0.82	1,062.5	0.76
-	ASEAN10	2,410.4	1.07	1,343.6	0.96

(出所)IMF, 国連統計局(UNStats)データから作成

ジェトロが2015年1月に発表した「2014年度(第15回)中南米日系進出企業経営実態調査」によると、ブラジルの「投資環境面でのメリット(長所)は何か」という問いに対しては、「市場規模/成長性」という回答が81.3%で最も多く、2番目に多かった「安定した政治・社会情勢」(20.0%)を大きく引き離している(図1参照)。ブラジルの市場規模は2013年に化粧品、パソコンで世界第3位、テレビで世界第4位(いずれもユーロモニター・インターナショナル)、世界自動車工業会(OICA)によると自動車では世界第4位の販売台数を誇り、世界的に見ても巨大な消費市場といえる。ブラジルの魅力はその巨大な国内市場であり、欧米企業と比較すると後発といえる日系企業にとっても無視できない存在になったとみることができるだろう。

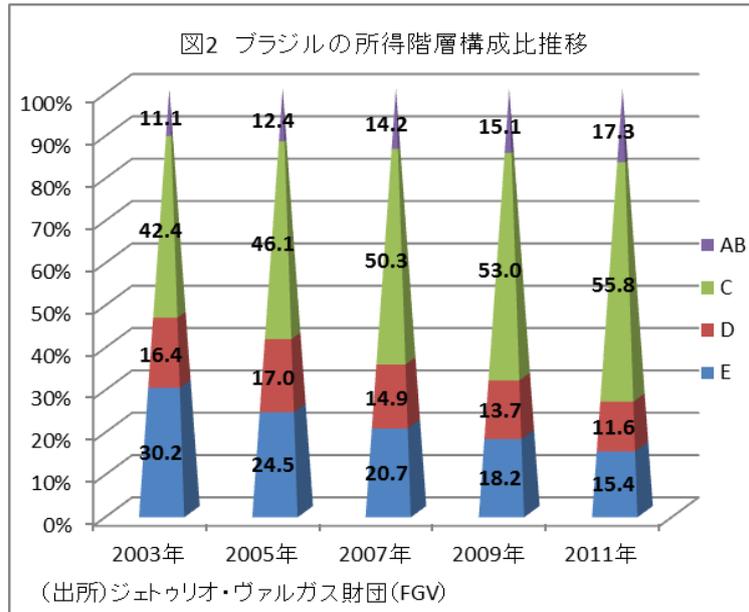
また、上記調査によると、ブラジル進出日系企業の61.9%が今後1~2年の事業展開の方向性として「拡大」と答えている。事業を拡大する理由としては、「売り上げの増加」とい

う回答が 80.8%を占め、「成長性・潜在力の高さ」(59.6%)、「生産・販売ネットワーク見直し」(22.2%)と続く。具体的に拡大する機能としては「販売機能」が最も高く、「事業を拡大する」と答えた企業の 83.8%に及ぶ。成長する巨大市場に対して販売力を強化していくという姿勢がうかがえる。



ブラジルでは近年、貧困層が大きく減少し、中間層が拡大している。ブラジルの調査機関ジェトウリオ・ヴァルガス財団 (FGV) によると、2003～2011年に、一般的に中間層といわれる C 層 (2011年の定義で月間世帯所得が 1,734 超～7,475 レアルの世帯) が全体の 42.4%から 55.8%へと大きく拡大している (図 2 参照)。人口で示すとこの 8 年間で 4,000 万人近い新中間層が現れたことになる。

中間層が大きく拡大した要因としては、①労働者党政権下で行われてきた貧困層に対する支援策が成功したこと、②失業率が低下傾向にある中で労働者の実質賃金が上昇を続けてきたこと、が挙げられる。



①の所得補助政策は、ルーラ前政権が2003年10月に開始した「ボルサ・ファミリア」と呼ばれる貧困層に対する直接所得補助（条件付現金給付）政策だ。条件を満たす貧困層の所得を直接補助するとともに、補助を受けた世帯に対しては子弟の教育や健康診断の受診などの義務を履行させるというもの。現在の支給条件と支給額などは表2のとおり。ボルサ・ファミリアが開始されてから10年間で、全世帯の約4分の1に相当する1,380万世帯の5,000万人を超える貧困層に対して直接所得補助が行われた。所得補助の合計額は年平均で約240億レアルに達し、GDPの0.46%に相当する。

表2 ボルサ・ファミリアの概要

項目		条件/金額	
受給資格		世帯構成員1人あたりの月間所得が70レアル以下の世帯か、あるいは140レアル以下で17歳以下の通学中の子供がいる、あるいは妊娠中・授乳中の母親がいる世帯	
支給額	基本支給額	世帯構成員1人あたりの月間所得が70レアル以下の世帯の場合は、当該世帯に対して70レアル	
	変動額	子供	0～15歳の子供がいる場合、1人当たり32レアル(最大で5人まで)
		妊婦・授乳中の母	妊婦や授乳中の母がいる場合、当該女性に対して32レアル(子供と合わせて最大で5人まで)
	青年	16～17歳の子供がいる場合、1人当たり38レアル(最大で2人まで)	
極貧層対象特別支給		上記の補助金を全て支給しても世帯構成員1人あたりの所得が70レアル以下の世帯の場合、その差額を支給	
受給者の義務		<ul style="list-style-type: none"> ●社会政策統合データベース(Cadastro Único)に登録 ●受給者家族は定期的に健康診断を受ける(妊婦や乳児の検診、子供のワクチン接種なども義務) ●子供は通学すること(6～15歳の子供の通学率は85%以上、16～17歳の青年の通学率は75%以上) ●児童労働のリスクがある、あるいは児童労働をしていた15歳以下の子供は、児童労働撲滅プログラムが実施する社会活動に参加させる(参加率85%以上) 	

(出所)社会開発飢餓対策省

②については、ブラジルでは毎年インフレ率を上回る賃金上昇がみられており、経営者にとっては頭の痛い問題だったが、これは逆に正規労働者の実質所得が毎年着実に増えていることを意味する。実質所得の上昇は世帯の購買力の増加につながるため、消費市場拡大の観点からは良い材料といえる。

ブラジル経済の今後については、足元で景気の減速感がみられるものの、中長期的に悲観的な見通しをすることは少ない。進出日系企業から聞かれるコメントも「これまでのような急速な伸びはないだろうが、大きな下振れもないだろう」「非常に緩やかだが、成長は持続していくだろう」「大きな国であり、現時点の普及率などを考えると販売拡大の余地は大きい」といったものが多い。しかし、ブラジルが5%を超えるような高成長を実現するためには、コスト高を招く税制や労働法、煩雑な手続き、インフラの未整備などの構造的な問題を解決しなければならないという声が強い。しかし、これらの構造的な問題が解決に向かう糸口が見えないという指摘もある。

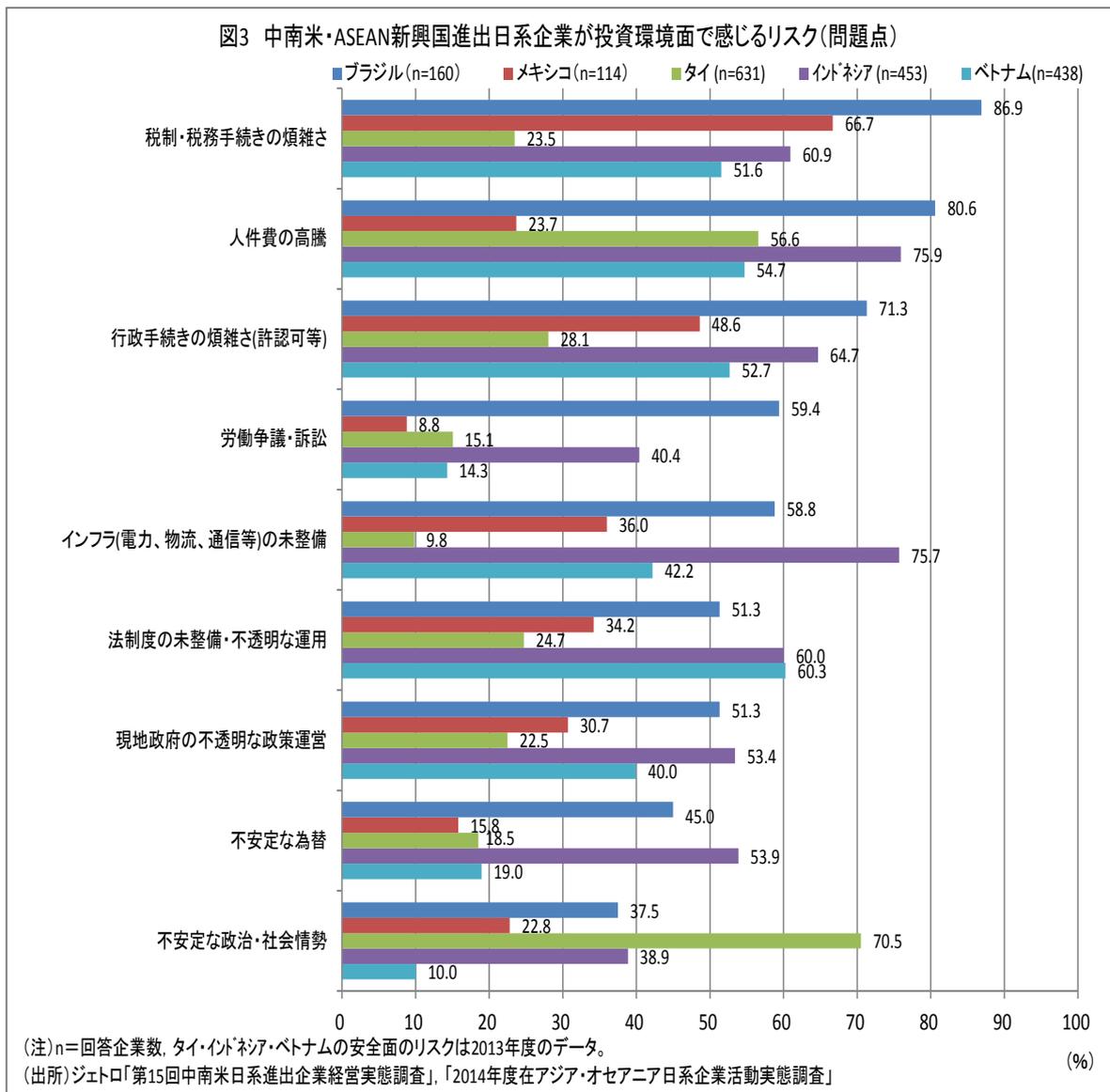
他方、「ブラジルは全てが高い国であり、国民は物価高にもかかわらず質の悪いサービスに辟易している」とし、費用対効果の高い日本のサービスにビジネスチャンスがあるという進出日系企業の声もある。

ブラジルコストなどの厳しいビジネス環境は、外資系企業だけが抱えている問題ではない。競争条件はみな同じであるため、デメリットを逆手にとった発想も必要だろう。現地生産を優遇している戦略分野では輸入品に対して国産品が優位に立つ状況も生まれている。政府の政策の方向性を考慮した上で、他社に対してより有利な立場に立つような戦略を考えていく必要があるだろう。

なお、ブラジルは鉱物資源や食糧の世界的な供給基地という位置付けも強く、日本企業も大手商社を中心にこれらの資源・食糧の輸出ビジネスに従事していることが多い。資源や食糧関連ビジネスについては、内需よりもむしろブラジルからの輸出に商機がある。

(2) 進出日系企業が抱える経営上の問題点

ジェトロの「2014年度（第15回）中南米日系進出企業の経営実態調査」によると、ブラジル進出日系企業が投資環境面でリスク（問題点）と感じているのは、「税制・税務手続きの煩雑さ」（回答率86.9%）、「人件費の高騰」（80.6%）、「行政手続きの煩雑さ（許認可等）」（71.3%）、「労働争議・訴訟」（59.4%）、「インフラの未整備」（58.8%）などだ（図3参照）。この比率をメキシコ進出企業やASEANの新興国と比べると、ほぼ全ての項目で回答率が高くなっている。特に前述した上位5項目については、回答企業の半数以上が問題視しており、進出企業共通の課題といえる。



分野別に日系進出企業が抱える経営上の問題点をメキシコ、中国、タイ、インドネシアとの比較でみると、労働雇用面では賃金上昇を問題視する企業がブラジルには多い(85.9%)。中国(83.9%)、タイ(83.8%)、インドネシア(70.2%)の日系進出企業も賃金上昇の問題に悩まされているが、ブラジルの回答比率はそれらアジア新興国を上回っている。賃金が高くて困っているが、有効な対応策も特でない状況だ。合理化を進めて雇用を減らすしかない。そのため、退職する労働者を無理に引き止めることはしない企業もある。また、労働訴訟が多いのもブラジルの特徴である。

販売・営業面に関しては、「主要販売市場の低迷(消費低迷)」を問題視する企業が多く(52.5%)、メキシコ(17.5%)、インドネシア(21.0%)、中国(30.8%)、タイ(42.5%)の回答比率を大きく上回る。日系進出企業は冒頭に述べたとおり中長期的な市場拡大は見込んでいるが、短期的な市場の落ち込みの影響が大きく出ている。ブラジルでも「競合相手の

台頭（コスト面で競合）」を問題視する企業は多いが（53.1%）、これは他国でも同様にみられる課題である。「現地の規制緩和が進まない」ことは、ブラジルに特徴的な問題といえる。国家度量衡・規格・工業品質院（INMETRO）が管轄する品質規格（強制認証）、国家衛生監督庁（ANVISA）が管轄する薬事登録などブラジルには煩雑で長い時間を要する基準認証が多い。ブラジルでは回答企業の26.3%が、規制緩和が進まないことを問題視し、タイ（4.6%）、メキシコ（7.0%）、中国（8.8%）、インドネシア（20.7%）の比率を上回っている。

財務・金融・為替面では「税務（法人税、移転価格課税など）の負担」が大きな課題となっており、ブラジル進出企業の80.0%が問題視する。この比率をタイ（22.7%）、中国（29.3%）、メキシコ（43.0%）、インドネシア（48.0%）と比べると非常に高い。その他、ブラジルで特徴的に回答比率が高くなっている問題は、「対外送金に関する規制」（28.8%）と「金利の上昇」（24.4%）であり、対外送金についてはタイ（3.3%）、メキシコ（4.4%）、インドネシア（7.0%）と比べるとかなりの差が出ている（中国は25.5%）。金利の上昇についても、タイ（4.6%）、メキシコ（5.3%）、中国（5.5%）、インドネシアは（11.9%）に大きく水を開けられている。

貿易制度面では「通関等諸手続きが煩雑」という回答がブラジルでは最も高い（62.5%）が、通関手続きはタイを除けばどこも問題視する企業が多くなっている。ブラジルで特徴的に回答比率が高くなっている問題としては、「輸入関税が高い」（60.0%）、「通関に時間を要する」（58.8%）、「非関税障壁が高い」（20.0%）という問題である。「輸入関税が高い」という問題については、メキシコ（12.3%）、中国（20.5%）、インドネシア（24.6%）、タイ（25.6%）の回答比率と比べるとかなり高く、「通関に時間を要する」という問題については、インドネシア（62.7%）よりは回答比率が低い、タイ（21.2%）、中国（36.8%）、メキシコ（45.6%）と比べるとかなり高い。「非関税障壁が高い」という問題は、回答比率こそ20.6%と総じて高くはないが、メキシコ（2.6%）、タイ（3.0%）、中国（4.2%）、インドネシア（9.6%）と比べると問題が多いことがわかる。

生産面の問題では、調達コストの上昇と答えたブラジル進出日系企業が多い（76.2%）。回答比率をメキシコ（34.4%）、タイ（38.2%）、中国（42.5%）、インドネシア（53.0%）と比べるとかなり高い。「原材料・部品の現地調達の難しさ」はメキシコ（68.9%）のほうがブラジル（44.4%）よりも回答率が高いが、現地調達品（国産品）が存在しても決して安くはないというのがブラジルの課題である。原料の鉄鉱石から国産しているブラジルにおいて、国産の鋼材を調達するよりも、鉄鉱石などの原料を輸入に依存している日本から鋼材を輸入した方が安い場合もあるようだ。

新自動車政策により、燃費向上のための高度な部品などが必要となるが、ブラジルでは調達できないという状況がある。品質管理の難しさを問題視する企業も多い（44.4%）が、この問題は他国の日系進出企業も抱える問題であり、ブラジル固有の問題ではない。「物流インフラの未整備」を問題視する企業が多い（41.3%）のもブラジルの特徴だ。インドネシ

アも同様に高い回答比率となっているが（40.3%）、タイ（4.1%）、中国（7.9%）、メキシコ（21.3%）には大きく水を開けられている。

世界銀行のビジネス環境調査である Doing Business 2015（2014年10月発表）によれば、ブラジルのビジネス環境は世界120位。タイ（26位）、メキシコ（39位）、中国（90位）、インドネシア（114位）と比べても、ビジネス環境は厳しいと言える。特に「税務(Paying tax)」の順位は、189カ国中177位と低位に甘んじている。

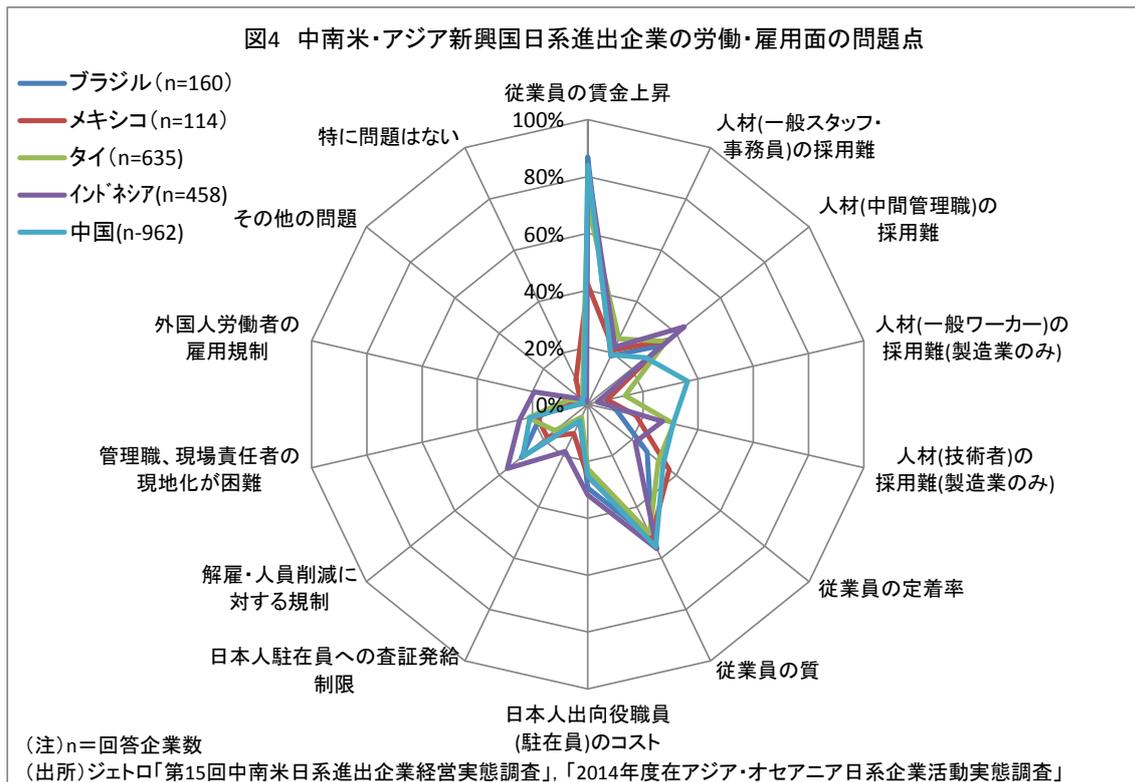
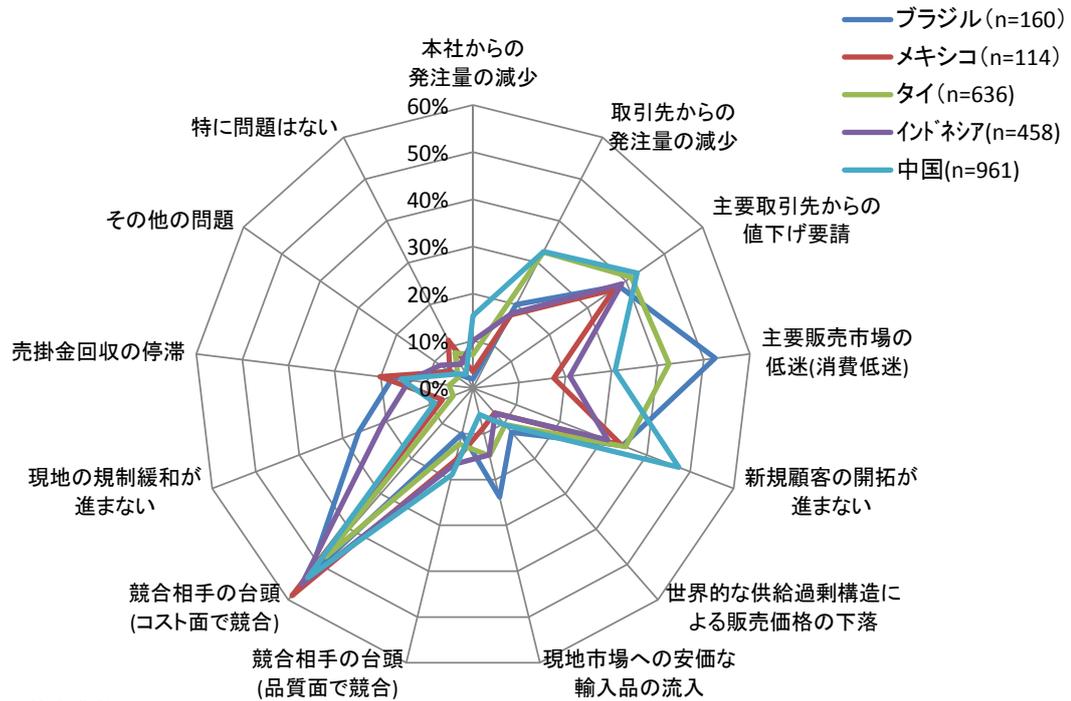


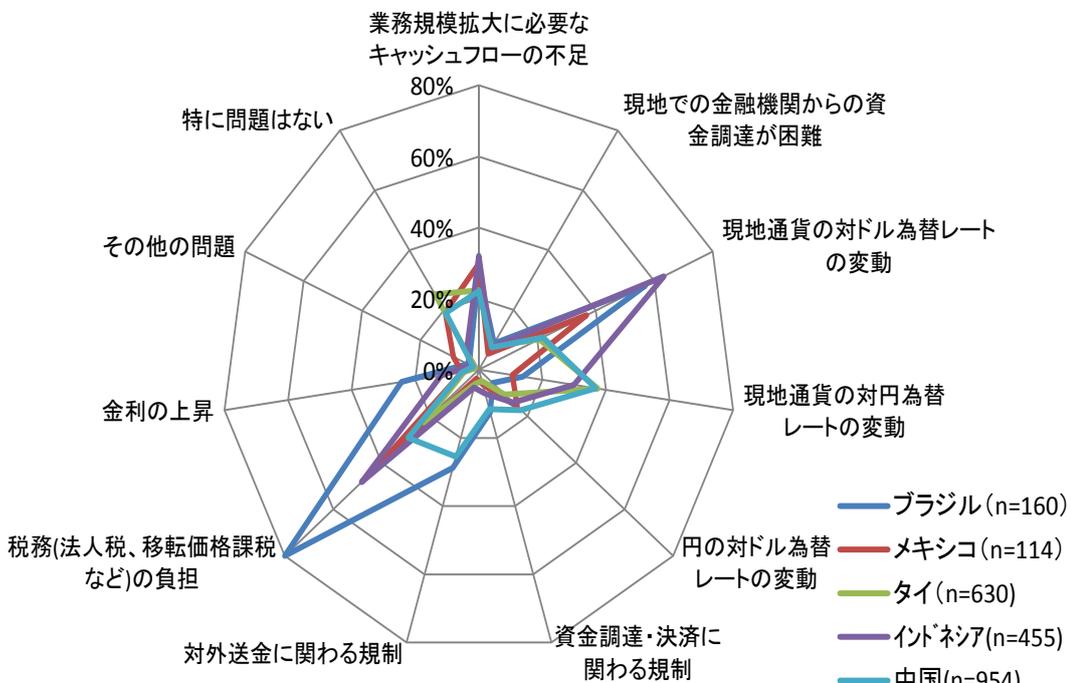
図5 中南米・アジア新興国日系進出企業の販売・営業面の問題点



(注)n=回答企業数

(出所)ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

図6 中南米・アジア新興国日系進出企業の財務・金融・為替面の問題点



(注)n=回答企業数

(出所)ジェトロ「第15回中南米日系進出企業経営実態調査」,「2014年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

図7 中南米・アジア新興国日系進出企業の貿易制度面の問題点

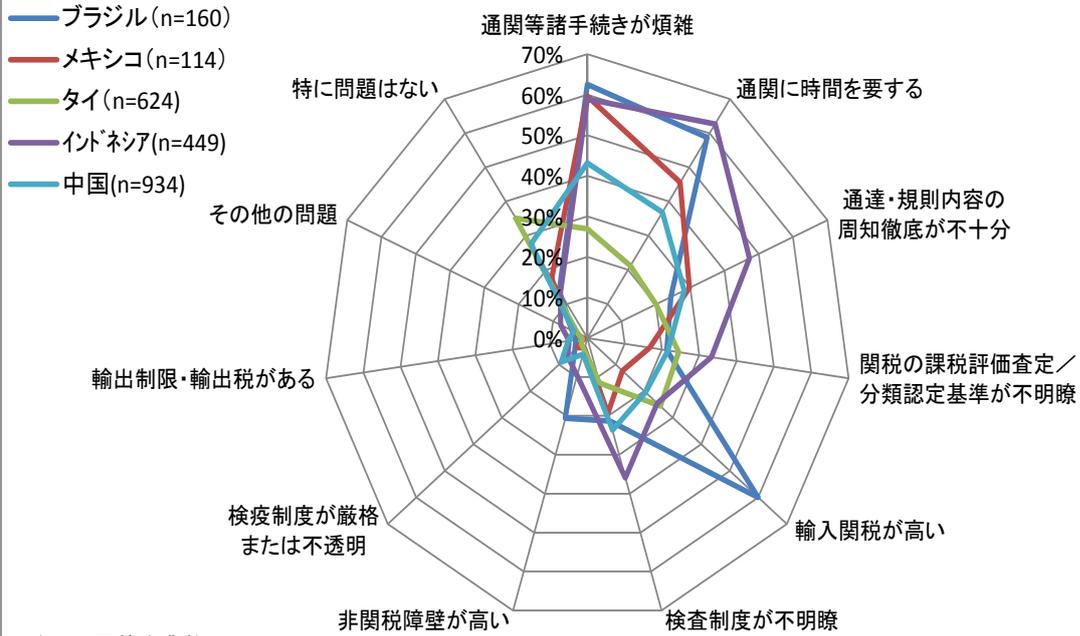
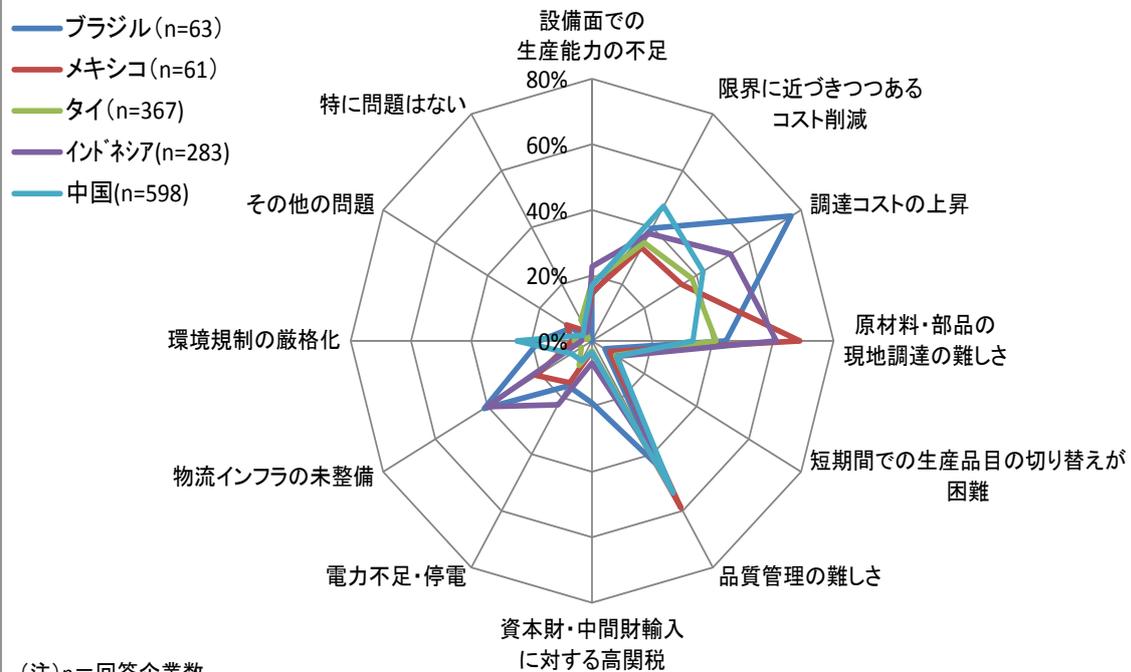


図8 中南米・アジア新興国日系進出企業の生産面の問題点



(3) 主要なリスクとハードルの整理

ブラジルに既に進出している日系企業やこれからブラジル市場に参入しようという日本企業にとって、ブラジルにおけるビジネス上の問題となる要因の中には、リスクと捉えるべきものと、越えるべきハードルと捉えるものがある。主要な問題をリスクとハードルに分類し、それぞれに対する有効な対策を講じることが、対ブラジルビジネスを円滑に進める上で重要である。ここでいうリスクとは、ISO31000 (Risk Management - Principles and Guidelines) にある「リスクとは目的に対する不確かさの影響である」という定義に基づき、「リスク」を「目的・目標に対するかい離の可能性」として認識している。

ブラジル・リスクマネジメント研究会の場において、ブラジルの政治経済情勢と中期展望の観点から検討したリスクとハードルの分類は、下表のとおりである。既進出企業と新規進出企業に分けて、リスクとハードルをその程度に応じて分類している。同分類では、「リスク」は既進出、新規進出ともに同じであるという考え方を採っている。他方、「ハードル」については、既進出企業であれば一度は経験済みという意味で新規進出に比べ程度が低くなる。その一方、新規進出は初めての体験であり、ハードルを高く感じるため、程度が高くなるとしている。

表3 ブラジルの政治経済情勢と中期展望から検討したリスクとハードル

程度	既進出		新規進出(M&A含む)	
	リスク	ハードル	リスク	ハードル
低		治安		語学(ポルトガル語)情報入手
中	低成長 コモディティ需要動向 隣国との通商関係	高い調達コスト 高い人件費 高いインフラコスト 高い物流費	低成長 コモディティ需要動向 隣国との通商関係	治安
高	為替変動 物価上昇 政策・制度変更		為替変動 物価上昇 政策・制度変更	高い調達コスト 高い人件費 高いインフラコスト 高い物流費

(出所)ジェトロ・アジア経済研究所

他方、ブラジル進出日系企業の声を他国との比較の観点から分析したリスクとハードルの分類は下表のとおり。それぞれの程度(低～高)については、日系進出企業調査の回答比率を他国と比較した上で分類した。

労務に関しては、大半がリスクというよりはハードルに分類した。しかし、労働訴訟は提訴されるかどうか不確実なため、リスクに分類している。ただし、労働訴訟は必ず起こるものとして割り切っている企業にとってはハードルといえるかもしれない。販売・営業面では販売市場の低迷がリスク、残りはハードルに分類できる。金融・財務・為替面では、為替変動はリスクに分類、ただし、ブラジル(リアル)だけがリスクが高いわけではないので、中程度のリスクとした。税務は非常に高いハードル。高い税負担を軽減するための

税制優遇策を活用している企業が多いが、この優遇制度が変更されることは大きなリスクといえる。

貿易制度面は、「不明瞭な運用」は予見可能性がないためにリスクに分類した。ただし、新興国では特に珍しいリスクでもなく、他国でも同様にみられるため、中程度とした。非関税障壁や高関税など保護主義的な政策は、中～高程度のハードル。また、通関手続きの煩雑さや所要時間は高程度のハードルと分類した。生産面はほとんどがハードルであり、特に調達コストの上昇が大きな課題。物流インフラの整備が遅れていることも他国と比して大きなハードルといえる。なお、ブラジルは発電能力の大半を水力に依存しており、水不足により電力供給が不足するリスクがある。

その他のブラジルの問題点としては、インフラプロジェクトなどのビジネスの場合、完工リスクというものもある。連邦国家であり、民主主義が定着しているブラジルでは、様々なアクターからプロジェクトの停止や中止を求められるリスクがある。連邦政府は認めても、州レベルの行政、司法組織が認めない場合がある。治安問題は常に存在するハードル。行政手続きの煩雑さも高いハードルである。なお、国の経済への関与度合いが強いブラジルにおいては、企業活動にも政策の影響が強く出る。ローカルコンテンツに関する規則や税制恩典など、企業活動のフィジビリティに直結する政府の産業政策が変更することは、大きなリスクになりえる。(中畑 貴雄)

表4 日系企業に対するアンケート・ヒアリング調査から判断したブラジルのリスクとハードル

程度	労務		販売・営業		財務・金融・為替	
	リスク	ハードル	リスク	ハードル	リスク	ハードル
低		人材の採用難		顧客からの値下げ要請		キャッシュフロー不足
		解雇・人員削減の規制		新規顧客開拓難		
				代金回収		
中	労働訴訟	従業員の質		輸入品との競合	為替変動	送金規制
		従業員の定着率		競合とのコスト競争		高金利
				規制緩和の遅れ		
高		賃金上昇	販売市場の低迷		税制優遇策の変更	税務の負担
程度	貿易制度		生産面		その他・一般	
	リスク	ハードル	リスク	ハードル	リスク	ハードル
低	検査制度が不明瞭			資本財・中間財の高関税	法制度の不透明な運用	
	関税評価・品目分類が不明瞭			品質管理の難しさ		
中		非関税障壁	電力不足・停電	現地調達の困難	不透明な政策運営	治安
		通達・規則の周知徹底が不十分		コスト削減の困難	完工リスク	距離
高		煩雑な通関手続き		調達コストの上昇	政策・制度の変更	行政手続の煩雑さ
		通関所要時間		物流インフラ未整備		
		高関税				

(出所) 日系進出企業等に対するアンケート調査やヒアリング調査からジェトロ作成

2. ブラジルリスクの国際比較

(1) 世界の中におけるブラジル

① 世界有数の大国

ブラジルでは2014年にサッカーW杯大会（正式名称：2014年FIFAワールドカップブラジル大会）が開催され、2016年には南米大陸初のリオデジャネイロ夏季五輪大会が開催される予定であることから、国際的にブラジルへの関心度は高まっている。

ブラジルは8,514,877km²（United Nations, Statistics Division, "Demographic Yearbook 2011"）の面積（世界第5位）を有する大国であり、南米大陸の約半分（47.3%）を占めている。また、人口も世界第5位の1億9,521万人（2010年：United Nations, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, "World Population Prospects: The 2012 Revision"）を有し、人口でも南米最大となっている。

経済規模も2013年のGDPが22,460.37億ドル（IMF, "World Economic Outlook Update, Oct. 2014"）で、世界第7位の規模となっており、世界経済でもその存在感を示している。

また、ブラジルは国連改革、WTO、環境・気候変動、G20（金融サミット）等の世界規模の問題にも積極的に関与し、全ての近隣諸国と良好な関係を保っている他、米国、EU、日本、アジア、アフリカ等と多面的な外交姿勢を堅持しており、大国として、国際社会での発言力、存在感共に高いと言える。

【表1:新興国の概要】

		面積(2011年)		人口(2010年)		GDP(2013年)			
		面積	世界順位	人口	世界順位	GDP	世界順位	1人当たりGDP	世界順位
BRICs (4ヶ国)	中国	9,596,961km ²	4位	1,359.821百万人	1位	94,691.24億ドル	2位	6,958.69ドル	83位
	ブラジル	8,514,877km ²	5位	195.210百万人	5位	22,460.37億ドル	7位	11,172.52ドル	61位
	インド	3,201,446km ²	7位	1,205.625百万人	2位	18,768.11億ドル	10位	1,509.50ドル	146位
	ロシア	17,098,242km ²	1位	143.618百万人	9位	20,967.74億ドル	8位	14,591.33ドル	52位
VISTA (5ヶ国)	トルコ*1	783,562km ²	37位	72.138百万人	18位	8,199.90億ドル	18位	10,721.06ドル	63位
	インドネシア*2	1,910,931km ²	15位	240.676百万人	4位	8,702.75億ドル	16位	3,509.82ドル	116位
	アルゼンチン	2,780,400km ²	8位	40.374百万人	32位	6,102.88億ドル	21位	14,708.61ドル	51位
	南アフリカ	1,221,037km ²	25位	51.452百万人	25位	3,508.00億ドル	33位	6,621.12ドル	85位
	ベトナム*3	331,212km ²	66位	89.047百万人	13位	1,705.65億ドル	58位	1,901.70ドル	136位
NEXT11 (11ヶ国)	イラン	1,628,750km ²	18位	74.462百万人	17位	3,670.98億ドル	32位	4,768.87ドル	99位
	エジプト	1,002,000km ²	30位	78.076百万人	16位	2,714.27億ドル	41位	3,242.86ドル	119位
	韓国	99,828km ²	109位	48.454百万人	26位	13,044.68億ドル	14位	25,975.07ドル	30位
	ナイジェリア	923,768km ²	32位	159.708百万人	7位	5,218.12億ドル	23位	3,082.49ドル	126位
	パキスタン	796,095km ²	36位	173.149百万人	6位	2,327.57億ドル	44位	1,274.76ドル	152位
	バングラデシュ	143,998km ²	95位	151.125百万人	8位	1,617.63億ドル	59位	1,033.01ドル	159位
	フィリピン*4	300,000km ²	73位	93.444百万人	12位	2,720.67億ドル	40位	2,790.88ドル	129位
	メキシコ	1,964,375km ²	14位	117.886百万人	11位	12,609.15億ドル	15位	10,649.91ドル	65位
ASEAN (10ヶ国)	タイ	513,120km ²	51位	66.402百万人	19位	3,872.53億ドル	30位	5,675.80ドル	93位
	マレーシア	330,803km ²	67位	28.276百万人	43位	3,131.58億ドル	35位	10,456.89ドル	67位
	シンガポール	710km ²	188位	5.079百万人	116位	2,979.41億ドル	36位	55,182.48ドル	8位
	ブルネイ	5,765km ²	171位	0.401百万人	176位	161.09億ドル	112位	39,658.80ドル	22位
	ミャンマー	676,578km ²	40位	51.931百万人	24位	567.59億ドル	75位	1,113.37ドル	156位
	ラオス	236,800km ²	84位	6.396百万人	105位	107.88億ドル	132位	1,593.59ドル	142位
	カンボジア	181,035km ²	90位	14.365百万人	67位	155.11億ドル	114位	1,028.14ドル	160位

- 注: *1 トルコはNEXT11にも含まれている。
*2 インドネシアはNEXT11及びASEANにも含まれている。
*3 ベトナムはNEXT11及びASEANにも含まれている。
*4 フィリピンはASEANにも含まれている。

出典: 面積: United Nations, Statistics Division, "Demographic Yearbook 2011"
人口: United Nations, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, "World Population Prospects:2012 Revision"
経済状況: IMF, "World Economic Outlook Update, Oct., 2014"

② 地理・地勢

ブラジルは南米大陸の東側に位置し、南北の最長距離が 4,394.7km (北緯 5 度 16 分から南緯 33 度 45 分)、東西の最長距離は 4,319.4km (西経 34 度 47 分から 73 度 59 分) となっている。また、国土の東側は大西洋に面し、海岸線は 7,367km に達している。また、河川に関しては世界で最も広大な流域を持つ国の一つとされており、特にアマゾン川は流域面積、水量共に世界最大であり、2 位以下を大きく引き離している。

気候は熱帯性気候、亜熱帯性気候、半砂漠型乾燥気候、高地の亜熱帯性気候、温帯性気候の5つに分類されるが、国土の約90%は熱帯地域に属しているとされている。そのため、ブラジルのほとんどの地域で年間1,000mm～1,500mmの降雨量となっている。最も降雨量が多いのはアマゾン川の河口ベレン市近くとされ、年間2,000mm以上の降雨量となっている。なお、降雨は夏の12～4月に集中しており、冬は比較的乾燥している。

ブラジルで最も乾燥しているのは北東部の「干ばつ地帯」と呼ばれる地域であり、国土の約10%を占めている。

③ 政治

19世紀初頭の欧州におけるナポレオン戦争（1803～1815年）により、中南米の多くの地域を植民地としていたスペイン、ポルトガルの国力低下に伴い、中南米諸国の多くが19世紀前半に独立を果たした。ブラジルもポルトガルとの独立戦争を経て、1822年9月7日に独立を宣言し、それ以降、帝政が布かれた。

1899年11月15日、革命に伴い共和制に移行したが、その後は度重なるクーデター等により、政権交代が繰り返された。1964年に発生した軍部によるクーデターで成立した軍事政権は民政に移管される1985年まで継続したが、1985年以降は複数政党制による自由選挙により政権交代がなされており、政治体制は民主主義的な政治システムを備えていると言える。

④ 経済

1964年に成立した軍事政権下では、外資導入の拡大、インフレ抑制のための緊縮財政、国営企業の民間への払い下げ、公務員の縮小等の施策が打ち出され、1960年代後半から1970年代前半には「ブラジル経済の奇跡」と呼ばれる高度経済成長期を迎えた。

しかしながら、1973年の第一次オイル・ショックにより貿易赤字の拡大、財政収支の悪化、更には国債金利の上昇等により、外貨準備の大幅縮小、海外債務の増加を招く結果となった。更に、1980年代には中南米諸国で発生した債務危機問題がブラジルにも波及し、1983年には対外債務不履行を宣言するに至った。これに伴い、外資流入は途絶え、経済停滞が長期化し、1980年代後半から1990年代半ばまで、ハイパーインフレの状況となった。

これに対し、1990年に誕生したコロール政権は市場開放政策（関税障壁の引き下げ、国営企業の民営化、規制緩和、外資誘致等）を打ち出し、貿易及び投資の拡大策を促した。加えて、コロール政権を引き継いだフランコ政権は1994年7月、「リアルプラン」を実施し、高インフレの是正、為替相場を米ドルと連動させるドル・ペッグ制（管理変動相場制）への移行、財政健全化等の構造改革を推進し、ハイパーインフレの沈静化に成功した。

その後の1999年に発生したブラジル通貨危機により、一時的に経済が混乱したが、1995～2002年のカルドゾ政権、2003～2010年のルーラ政権下で、財政の安定化政策がとられたことから、安定的な経済成長を遂げることとなった。また、ルーラ政権を引き継いだルセフ政権でも比較的堅調な経済発展が継続している。また、現状では潤沢な外貨準備高を有している。

2012年の経済成長率は1.03%と低迷したが、2013年は2.49%の経済成長を遂げており、緩やかな回復傾向にあると言える。

一方、2013年の平均インフレ率が目標圏中央値(4.5%)を上回る6.2%となる等、公共料金の値上げ等に伴う生活コストの上昇、更には公務員給与が上昇しないこと等の不満が重なり、2013年以降、ストライキが頻発した。特に、2014年のサッカーW杯大会開催前において、大規模なストライキの他、抗議デモも頻発する事態に発展した。

このようなことから、経済成長の最大のけん引役とされる内需が抑制されることにより、今後のブラジル経済の成長が抑制される可能性があるとも言われている。

【表2:ブラジルの主な経済指標の推移】

	経済成長率 (%)	インフレ率 (%)	失業率 (%)	対ドル相場 (US\$/新Real)
1980年	9.19%	90.23%	6.50%	
1981年	▲4.40%	101.73%	8.10%	
1982年	0.60%	100.54%	6.40%	
1983年	▲3.40%	135.03%	6.70%	
1984年	5.31%	192.12%	7.10%	
1985年	7.90%	225.99%	5.30%	
1986年	7.54%	147.14%	3.60%	
1987年	3.60%	228.34%	3.70%	
1988年	0.26%	629.12%	3.85%	
1989年	3.20%	1,430.72%	3.35%	
1990年	▲4.17%	2,947.73%	4.28%	
1991年	1.03%	477.39%	4.83%	
1992年	▲0.47%	1,022.45%	5.80%	
1993年	4.67%	1,927.38%	5.43%	
1994年	5.33%	2,075.83%	4.64%	0.665
1995年	4.42%	66.01%	4.65%	0.918
1996年	2.15%	15.76%	5.43%	1.005
1997年	3.38%	6.93%	5.68%	1.078
1998年	0.04%	3.20%	7.60%	1.161
1999年	0.26%	4.86%	7.60%	1.814
2000年	4.31%	7.04%	7.10%	1.829
2001年	1.32%	6.84%	11.27%	2.350
2002年	2.66%	8.45%	11.68%	2.920
2003年	1.15%	14.71%	12.32%	3.077
2004年	5.71%	6.60%	11.48%	2.925
2005年	3.16%	6.87%	9.83%	2.434
2006年	3.96%	4.18%	9.98%	2.175
2007年	6.10%	3.64%	9.28%	1.947
2008年	5.17%	5.68%	7.89%	1.834
2009年	▲0.33%	4.89%	8.08%	1.999
2010年	7.53%	5.04%	6.74%	1.759
2011年	2.73%	6.64%	5.98%	1.673
2012年	1.03%	5.40%	5.48%	1.953
2013年	2.49%	6.20%	5.38%	2.156

出典: IMF, "World Economic Outlook Update, Oct., 2014", World Bank, "Official Exchange Rate Data"

⑤ 産業構造

ブラジルは世界有数の資源大国である。鉱物資源としては世界第3位の産出量を誇る鉄鉱石、世界第4位の生産量のボーキサイトその他、すず、マンガンの埋蔵量は世界第3位となっている。(世界国勢図会 2013/14) また、原油の生産量は211万4,114バレル/日(2013年:BP統計)で世界第13位の生産量を誇っている。なお、ブラジル政府としては新たに発

見された大規模な海底油田の開発を進め、数年のうちに石油の純輸出国になることを目指している。

食糧資源としては生産量世界第 1 位のコーヒー豆、サトウキビ、オレンジ、生産量第 2 位の牛肉、大豆、生産量第 3 位の鶏肉、とうもろこし等、豊富な資源を有している。(世界国勢図会 2013/14) また、サトウキビを原料とするバイオエタノールの生産量は米国に次いで世界第 2 位の生産量を誇っている。(2013 年：BP 統計：ブラジルではガソリンに約 2 割のバイオエタノールが混合されている)

そのため、鉄鉱石、コーヒー等の一般製品の輸出は輸出全体の 46.8%を占めているが、工業製品も全体の 37.4%を占めている。(2012 年：ブラジル開発商工省) 特に、航空機産業については、リージョナルジェット機(小型飛行機)の分野では世界シェアのおよそ 6 割程度を占めていると言われている。また、自動車産業についても、ブラジル国内の販売台数は世界第 4 位、生産台数は世界第 7 位と言われており、産業構造が多様であることが特徴として挙げられる。(2013 年：国際自動車工業連合会(OICA))

⑥ 社会

一般的に、国土が広大であることは自然災害のリスクがある程度高いことを意味している。また、国土が広大であることは多民族・多宗教・多国境という要素があり、そのことは政治的混乱及び地域紛争のリスクを高める要素ともなっている。

しかしながら、ブラジルにおける自然災害は、一部地域で洪水が恒常的に発生しているが、それ以外では甚大な自然災害は発生していない。(数年に 1 度の頻度で干ばつが発生している。なお、経済的損害では干ばつが最大である)

また、歴史的に移民を積極的に受け入れていることから、多民族・多宗教の社会となっている。現状においては欧州系(47.7%)、混血(43.1%)、アフリカ系(7.6%)、東洋系(1.1%)等が混在しており、日系人口は約 150 万人で世界最大の日系人居住地となっている。(米国中央情報局 FACTBOOK)

言語も多様で公用語のポルトガル語の他、180 のインディオ言語・アフリカ系言語等が存在していると言われている。

宗教面では世界最大のカトリック人口(65.0%)を有しているが、その他にもプロテスタント(22.2%)、アフリカ系宗教、イスラム教、仏教等が混在している(米国中央情報局 FACTBOOK)。しかしながら、これら民族・宗教等による差別等はほとんどなく、世界でも類のない社会を形成している。更に、既述の通り、国境紛争もほぼ皆無であること等、大国としては極めて異例であると言える。

一方、社会的格差の問題が存在する。既述の通り、2013年のGDPは世界第7位となっているが、1人あたりのGDPは11,172.52ドルで、世界で61位と低迷している。また、ジニ係数は54.69（2009年：世界銀行）で、新興国では南アフリカ（63.14：2009年）に次ぐ高い数値となっており、世界でも最も格差の激しい国となっている。そのため、昨今のストライキ、デモ等の頻発もこれらの要因に基づいているともされている。

⑦ 日本企業の進出動向

外務省「海外在留邦人数調査統計」によれば、2013年10月1日現在、ブラジルに進出している企業数は691社であり、前年比19.55%（+113社）の大幅増となっている。業種別（製造業43.6%／非製造業56.4%）では、卸売業（26.7%）、輸送機械（14.3%）、サービス業（6.4%）、化学（5.6%）、運輸（4.9%）、食料（4.5%）、農林漁業（4.1%）の順となっている。（経済産業省「第43回海外事業活動基本調査」）

また、経済産業省「第43回海外事業活動基本調査」によれば、ブラジルに進出している企業1社当たりの投資残高は約1億3,310万ドルであり、他の新興国に進出している1社当たりの投資残高を大幅に上回っている。このことは、比較的大企業が進出の中心となっていることを物語っている。

なお、ブラジルに居住する在留邦人数は56,217人であるが、そのうち、永住者が52,680人、日本からの駐在員等を含む長期滞在者が3,537人となっており、日系移民を中心とした永住者が多いこともブラジルの特徴となっている。（外務省「海外在留邦人数調査統計」）

⑧ 人口動向

既述の通り、ブラジルの2010年の人口は世界第5位の1億9,521万人を誇っている。人口構成（2010年）においては、0～14歳25.5%、15～19歳8.5%、20～24歳8.8%、25～59歳47.1%、60歳～10.2%となっており、中央値は29.0歳となっている。（2010年：United Nations, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, "World Population Prospects: The 2012 Revision"）

上記の国連の予測によれば、ブラジルの人口は今後も増加を続け、2049年にピーク（2億3,116万人）を迎えるとされている。また、年齢構成は徐々に高齢化の傾向をたどり、2049年には0～14歳15.36%、15～19歳5.51%、20～24歳5.74%、25～59歳44.90%、60歳～28.49%となるが、25～59歳の労働人口の割合はそれ程下がらないことから、他の新興国と比べても長期的に労働人口の拡大が見込まれている。

【表3:新興国における人口等に関する統計】

	人口構成(2010年)					人口増加率 (2005-10年)	人口ランキング				人口ピーク	中央値 (2010年)	平均寿命 (2005-10年)
	0~14歳	15~19歳	20~24歳	25~59歳	60歳~	(%)	2011年	2030年	2050年	2100年	(年)	(歳)	(歳)
世界	26.6%	8.8%	8.9%	44.6%	11.1%	+1.20%					なし	28.5歳	68.7歳
中国	18.1%	8.0%	9.8%	51.6%	12.4%	+0.62%	1位	2位	2位	2位	2030年	34.6歳	74.4歳
ブラジル	25.5%	8.5%	8.8%	47.1%	10.2%	+0.95%	5位	7位	7位	12位	2049年	29.0歳	72.4歳
インド	30.2%	9.7%	9.3%	43.1%	7.7%	+1.35%	2位	1位	1位	1位	2063年	25.5歳	64.9歳
ロシア	14.9%	6.1%	8.7%	52.3%	18.0%	▲0.04%	9位	11位	15位	23位	1993年	38.0歳	67.2歳
トルコ	26.7%	8.7%	8.8%	45.7%	10.1%	+1.26%	18位	18位	21位	27位	2059年	28.3歳	73.4歳
インドネシア	29.8%	8.6%	8.2%	45.8%	7.6%	+1.39%	4位	4位	5位	5位	2069年	26.9歳	69.6歳
アルゼンチン	24.9%	8.5%	8.2%	43.8%	14.6%	+0.87%	32位	35位	39位	48位	2068年	30.3歳	75.3歳
南アフリカ	29.7%	9.7%	10.2%	42.2%	8.1%	+1.29%	25位	28位	28位	36位	2075年	25.2歳	52.2歳
ベトナム	23.5%	10.1%	10.0%	47.6%	8.9%	+0.94%	13位	16位	18位	31位	2044年	28.5歳	75.1歳
イラン	23.6%	9.7%	12.1%	47.3%	7.4%	+1.19%	17位	17位	19位	26位	2060年	27.0歳	72.3歳
エジプト	31.5%	9.6%	10.1%	40.3%	8.5%	+1.68%	16位	15位	14位	17位	2091年	24.4歳	69.9歳
韓国	16.2%	7.1%	6.6%	54.5%	15.6%	+0.60%	26位	31位	38位	57位	2035年	37.8歳	80.0歳
ナイジェリア	44.0%	10.2%	8.9%	32.3%	4.5%	+2.69%	7位	5位	3位	3位	なし	17.9歳	50.2歳
パキスタン	35.4%	11.2%	10.3%	36.7%	6.4%	+1.84%	6位	6位	6位	7位	2068年	21.6歳	65.7歳
バングラデシュ	31.7%	10.5%	9.8%	41.2%	6.8%	+1.09%	8位	8位	8位	14位	2059年	24.0歳	68.4歳
フィリピン	35.3%	10.4%	9.4%	39.0%	5.9%	+1.70%	12位	12位	10位	13位	なし	22.3歳	67.8歳
メキシコ	30.0%	9.6%	8.8%	42.9%	8.6%	+1.25%	11位	9位	11位	16位	2057年	26.0歳	76.3歳
タイ	19.3%	7.2%	7.1%	53.4%	12.9%	+0.26%	19位	23位	30位	58位	2023年	35.4歳	73.3歳
マレーシア	27.7%	10.0%	10.1%	44.4%	7.8%	+1.80%	43位	43位	50位	53位	2070年	26.1歳	74.0歳
シンガポール	17.3%	7.0%	6.6%	55.0%	14.1%	+2.44%	116位	113位	116位	120位	2057年	37.3歳	81.2歳
ブルネイ	26.6%	8.7%	8.2%	50.3%	6.2%	+1.71%	176位	173位	174位	178位	2056年	29.5歳	77.5歳
ミャンマー	26.1%	9.2%	9.4%	47.7%	7.7%	+0.69%	24位	27位	33位	49位	2039年	27.8歳	64.2歳
ラオス	36.8%	12.5%	10.5%	34.6%	5.6%	+1.99%	105位	102位	97位	102位	2077年	20.3歳	65.8歳
カンボジア	31.8%	11.7%	9.2%	40.0%	7.2%	+1.46%	67位	71位	73位	74位	2078年	23.5歳	69.5歳
米国(参考)	19.8%	7.1%	7.0%	47.6%	18.5%	+0.92%	3位	3位	4位	4位	なし	37.1歳	78.1歳
日本(参考)	13.3%	4.8%	5.3%	45.9%	30.7%	+0.06%	10位	13位	16位	29位	2009年	44.9歳	82.7歳

出典:United Nations, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, "World Population Prospects:2012 Revision"

(2) ビジネスリスクにおける国際比較

① 自然災害

表4はブラジルにおける自然災害の発生状況を示したものである。ブラジルにおいては、洪水が恒常的に発生し、これまでも大きな被害をもたらしている。また、数年に1度の頻度で干ばつが発生している（災害別の発生件数は洪水が最多となっているが、経済的損失では干ばつが最大となっている）。この他、暴風雨・熱帯性低気圧、土砂災害等も発生しているが、地震はペルー、ボリビア等の国境地帯以外にはほとんど発生していない。（EM-DAT, "OFDA/CRED International Disaster Database"）

そのため、国際的に比較をした場合には、それ程高いリスクとはなっていない。表5は国連大学環境人権研究所の"World Risk Report 2014"から抜粋した新興国の自然災害のリスク（発生可能性とそれに対する対策の脆弱性等を総合的に勘案したもの）のランキング（数字が少ない程リスクが高い）であるが、このランキングにおいて、ブラジルは世界171カ国中119位となっており、他の新興国に比べても低いリスクとなっていることが分かる。

【表4:ブラジルにおける自然災害発生状況(1900～2014年10月)】

	発生件数	死亡者数 (人)	被災者数 (人)	経済的損害 (US\$)
干ばつ	18件	20人	47,812,000人	US\$10,483,100,000
地震	2件	2人	23,286人	US\$5,000,000
異常気象	8件	355人	600人	US\$1,075,000,000
洪水	122件	7,777人	19,089,766人	US\$8,962,254,000
土砂災害	23件	1,656人	4,237,484人	US\$86,027,000
暴風雨・熱帯性低気圧	18件	352人	226,956人	US\$531,000,000
山火事	3件	1人	12,000人	US\$36,000,000

出典:EM-DAT, "OFDA/CRED International Disaster Database"

【表5:新興国における自然災害リスク】

	ランキング (171ヶ国)	WRI	Exposure	Vulnerability	Susceptibility	Lack of coping capacities	Lack of adaptive capacities
		A*B	A	$B=(C+D+E)/3$	C	D	E
中国	78位	6.90%	14.43%	47.79%	27.57%	70.03%	45.77%
ブラジル	119位	4.30%	9.53%	45.09%	25.53%	66.60%	43.15%
インド	73位	7.04%	11.94%	58.91%	38.72%	80.31%	57.71%
ロシア	128位	3.85%	9.38%	41.05%	21.59%	58.80%	42.76%
トルコ	107位	5.34%	12.25%	43.59%	20.54%	67.57%	42.67%
インドネシア	34位	10.55%	19.36%	54.48%	32.06%	80.98%	50.40%
アルゼンチン	131位	3.68%	9.55%	38.55%	21.04%	59.72%	34.90%
南アフリカ	106位	5.38%	12.08%	44.55%	30.38%	69.58%	33.69%
ベトナム	18位	13.09%	25.35%	51.64%	27.98%	76.87%	50.05%
イラン	112位	4.88%	10.19%	47.92%	20.05%	81.58%	42.13%
エジプト	159位	2.29%	4.72%	48.56%	21.34%	77.86%	46.48%
韓国	114位	4.80%	14.89%	32.26%	15.02%	46.60%	35.14%
ナイジェリア	52位	8.24%	12.06%	68.33%	54.63%	88.06%	62.29%
パキスタン	72位	7.07%	11.36%	62.24%	36.89%	86.71%	63.14%
バングラデシュ	5位	19.37%	31.70%	61.10%	40.28%	86.05%	56.96%
フィリピン	2位	28.25%	52.46%	53.85%	33.35%	80.03%	48.17%
メキシコ	91位	6.27%	13.84%	45.27%	23.99%	72.16%	39.65%
タイ	90位	6.38%	13.70%	46.61%	19.87%	75.46%	44.50%
マレーシア	88位	6.51%	14.60%	44.60%	19.65%	67.56%	46.59%
シンガポール	160位	2.25%	7.82%	28.78%	14.41%	49.20%	22.73%
ブルネイ	12位	16.23%	41.10%	39.48%	17.97%	63.08%	37.40%
ミャンマー	43位	9.14%	14.87%	61.48%	37.32%	87.21%	59.92%
ラオス	100位	5.75%	9.55%	60.21%	41.69%	84.00%	54.96%
カンボジア	9位	17.12%	27.65%	61.90%	41.99%	86.96%	56.74%
米国(参考)	127位	3.88%	12.25%	31.67%	16.47%	48.57%	29.98%
日本(参考)	17位	13.38%	45.91%	29.14%	17.55%	38.28%	31.58%

出典:国連大学環境人権研究所 "World Risk Report 2014"

② インフラストラクチャー

表6はWorld Economic Forumの"Global Competitiveness Report 2014-2015"から抜粋した新興国のインフラ整備度ランキング(数字が少ない程整備度が高い)であるが、ブラジルはインフラの総合整備度は144カ国中120位となっており、BRICS諸国中で最下位、他の新興国と比較しても非常に低いランキングとなっている。

特に、道路及び港湾の整備度が低いのが特徴となっている。また、表7はインフラの総合整備度の経年変化であるが、毎年ランキングを下げていることが分かる。このことは、他の

新興国に比べても、インフラの整備が進んでいないことを物語っていると言える。

【表6：新興国におけるインフラ整備ランキング(2014年-2015年)】

	インフラ総合 (144ヶ国)	道路	鉄道	空港	港湾	電気	電話回線 (固定電話)
中国	64位	49位	17位	58位	53位	56位	59位
ブラジル	120位	122位	95位	113位	122位	89位	51位
インド	90位	76位	27位	71位	76位	103位	118位
ロシア	74位	124位	26位	79位	81位	73位	39位
トルコ	33位	40位	49位	34位	57位	72位	65位
インドネシア	72位	72位	41位	64位	77位	84位	71位
アルゼンチン	123位	110位	96位	107位	91位	123位	49位
南アフリカ	59位	37位	44位	11位	46位	99位	90位
ベトナム	112位	104位	52位	87位	88位	88位	86位
イラン	82位	63位	45位	122位	80位	61位	27位
エジプト	125位	118位	78位	60位	66位	121位	97位
韓国	23位	18位	10位	31位	27位	44位	3位
ナイジェリア	133位	125位	100位	121位	110位	141位	142位
パキスタン	113位	75位	72位	92位	59位	133位	111位
バングラデシュ	130位	117位	75位	127位	93位	124位	131位
フィリピン	95位	87位	80位	108位	101位	87位	113位
メキシコ	69位	52位	64位	63位	62位	80位	69位
タイ	76位	50位	74位	37位	54位	58位	91位
マレーシア	20位	19位	12位	19位	19位	39位	73位
シンガポール	5位	6位	-	1位	2位	6位	31位
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-
ミャンマー	138位	134位	94位	137位	125位	117位	125位
ラオス	66位	68位	-	82位	129位	64位	87位
カンボジア	109位	93位	98位	106位	97位	110位	116位
米国(参考)	16位	16位	15位	9位	12位	24位	20位
日本(参考)	9位	10位	1位	27位	26位	25位	12位

出典：World Economic Forum “The Global Competitiveness Report 2014-2015”

【表7:新興国におけるインフラ整備(総合)ランキング(経年変化)】

	2011/12 (142ヶ国)	2012/13 (144ヶ国)	2013/14 (148ヶ国)	2014/15 (144ヶ国)	変化 (11/12⇒14/15)
中国	69位	69位	74位	64位	+5
ブラジル	104位	107位	114位	120位	▲16
インド	86位	87位	85位	90位	▲4
ロシア	100位	101位	93位	74位	+26
トルコ	34位	34位	41位	33位	+1
インドネシア	82位	92位	82位	72位	+10
アルゼンチン	108位	112位	120位	123位	▲15
南アフリカ	60位	58位	63位	59位	+1
ベトナム	123位	119位	110位	112位	+11
イラン	78位	74位	76位	82位	▲4
エジプト	80位	88位	118位	125位	▲45
韓国	18位	22位	23位	23位	▲5
ナイジェリア	125位	117位	129位	133位	▲8
パキスタン	109位	105位	119位	113位	▲4
バングラデシュ	129位	131位	134位	130位	▲1
フィリピン	113位	98位	98位	95位	+18
メキシコ	73位	65位	66位	69位	+4
タイ	47位	49位	61位	76位	▲29
マレーシア	23位	29位	25位	20位	+3
シンガポール	2位	2位	5位	5位	▲3
ブルネイ	44位	43位	39位	-	-
ミャンマー	-	-	146位	138位	-
ラオス	-	-	65位	66位	-
カンボジア	76位	72位	86位	109位	▲33
米国(参考)	24位	25位	19位	16位	+8
日本(参考)	13位	16位	14位	9位	+4

出典: World Economic Forum “The Global Competitiveness Report”

③ 治安・交通事故

ブラジルにおける問題として、治安状況が挙げられることが多い。特に都市部にあるファベラ（貧民街）と呼ばれる地域周辺では麻薬組織の活動が活発で、麻薬取引等に絡んだ殺人事件等が多発しており、治安状況は極度に悪くなっている。一方、都市部中心においても、昼夜問わず強盗が発生することもあり、留意が必要である。

表8は新興国における人口10万人当たりの殺人事件発生件数を示したものであるが、ブラジルの人口10万人当たりの殺人事件の発生件数は21.0件で207カ国中33位となっている。新興国の中では南アフリカ、メキシコに次ぐランキングとなっており、この表からもブラジルにおける治安状況が悪いことが分かる。

また、表8には人口10万人当たりの交通事故による死亡者数も示しているが、ブラジルは22.5人となっており、欧米等に比べれば高くなっているが、新興国中では中間的位置となっている。

【表8：新興国における殺人事件発生件数・交通事故死者数】

	殺人事件		交通事故
	人口10万人当たりの発生件数	ランキング(207ヶ国)	死亡者数(10万人当たり)
中国	1.0件	176位	20.5人
ブラジル	21.0件	33位	22.5人
インド	3.4件	117位	18.9人
ロシア	10.2件	71位	18.6人
トルコ	3.3件	121位	12.0人
インドネシア	8.1件	85位	17.7人
アルゼンチン	3.4件	117位	12.6人
南アフリカ	31.8件	16位	31.9人
ベトナム	1.6件	153位	24.7人
イラン	3.0件	126位	34.1人
エジプト	1.2件	166位	13.2人
韓国	2.6件	132位	14.1人
ナイジェリア	12.2件	62位	33.7人
パキスタン	7.8件	88位	17.4人
バングラデシュ	2.7件	131位	11.6人
フィリピン	5.4件	98位	9.1人
メキシコ	22.7件	26位	14.7人
タイ	4.8件	103位	38.1人
マレーシア	2.3件	136位	25.0人
シンガポール	0.3件	203位	5.1人
ブルネイ	0.5件	200位	6.8人
ミャンマー	10.2件	71位	15.0人
ラオス	4.6件	104位	20.4人
カンボジア	3.4件	117位	17.2人
米国(参考)	4.2件	108位	11.4人
日本(参考)	0.4件	201位	5.2人

出典：

殺人事件：United Nations, Office on Drugs and Crime, "Intentional homicide, count and rate per 100,000 population (1995 - 2011)"

交通事故：WHO, "Global status report on road safety 2013"

④ 労務管理・賃金上昇

表9はOECDが発表した従業員保護指数である。この指数が低い程、従業員の保護の度合いが低いことを意味しており、一般的には指数が低い場合には、企業側が従業員の解雇が容易であることを示している。

この指数において、ブラジルは 2.27 となっており、他の国と比べても解雇が困難な国の一つとなっているが、新興国の中で比較すると、特に解雇が困難であるとは言い難い。しかしながら、ブラジルにおける労働者保護は他の新興国と比べても、その色彩が強いと言われている。

ブラジルの労働法は 1988 年連邦憲法、1943 年統合労働法及びその他の諸法令により成り立っている。この労働法の原則は、労働者保護の原則、権利非譲歩の原則、雇用関係継続の原則、現実重視の 4 つとされている。例えば、法解釈に疑義が生じた場合には労働者に有利な解釈が優先する。また、複数のルール等がある場合には労働者に最も有利なルールが適用される。更に、労働者に不利な内容の契約変更については、その効力を生じない等、徹底している。そのため、年間 200 万件を超える労働裁判が起きているとされている。

一方、賃金の上昇については、多くの進出日系企業が課題として挙げている。例えば、JETRO が 2013 年 12 月に発表した「第 14 回中南米日系進出企業経営実態調査」によれば、ブラジルで最大の課題として挙げられることが多い「税制・税務手続きの煩雑さ」(88.3%) と並び、「人件費の高騰」(85.0%) が挙げられている。更に、表 10 は最低賃金(月額推移)を示したものであるが、2000 年以降、年平均 10% 前後の上昇率が続いており、最近 10 年(2005～2014 年)では最低賃金が 2 倍以上となっている。これらのことから、ブラジルにおける賃金の上昇問題は、日本企業のコストの増大という面で深刻であると言える。

【表9:OECD従業員保護指数】

国名	指数
米国	0.85
カナダ	1.02
英国	1.09
ニュージーランド	1.16
南アフリカ	1.35
オーストラリア	1.38
アイルランド	1.39
日本	1.73
スイス	1.77
ロシア	1.84
イスラエル	1.88
デンマーク	1.91
チリ	1.93
スウェーデン	2.06
ハンガリー	2.11
アイスランド	2.11
韓国	2.13
スロバキア	2.13
オランダ	2.23
ブラジル	2.27
フィンランド	2.29
チェコ	2.32
エストニア	2.39
オーストリア	2.41
ポーランド	2.41
イタリア	2.58
ベルギー	2.61
ドイツ	2.63
インド	2.63
ノルウェー	2.65
スロベニア	2.76
中国	2.80
ポルトガル	2.84
ギリシャ	2.97
フランス	3.00
インドネシア	3.02
スペイン	3.11
メキシコ	3.23
ルクセンブルグ	3.39
トルコ	3.46

出典:OECD, "Employment protection in OECD and selected non-OECD countries, 2008"

【表10:最低賃金(月額)の推移】

	最低月額賃金 (レアル)	上昇率 (対前年%)
2000年	130	
2001年	180	38.46%
2002年	200	11.11%
2003年	240	20.00%
2004年	260	8.33%
2005年	300	15.38%
2006年	350	16.67%
2007年	380	8.57%
2008年	415	9.21%
2009年	465	12.05%
2010年	510	9.68%
2011年	545	6.86%
2012年	622	14.13%
2013年	678	9.00%
2014年	724	6.78%

出典:ブラジル中央銀行

⑤ 政治状況等

表 11 は主要新興国の政治状況等に関する主なランキングをまとめたものである。腐敗認

識指数ランキング（数字が少ない程腐敗が小さい）は新興国中において、ほぼ平均的なランキング（72位）となっており、それ程、腐敗が多いとは言い難い。また、報道自由指数ランキング（数字が少ない程自由度が高い）（111位）、世界平和指数ランキング（数字が少ない程平和度が高い）（83位）、世界教育指数ランキング（数字が少ない程教育水準が高い）（102位）は、新興国の中ではほぼ平均的なランキングとなっている。

一方、民主主義指数ランキング（数字が少ない程民主主義度が高い）（44位）は新興国では非常に高いランキングとなっている。これは既述の通り、1985年以降は複数政党制による自由選挙により政権交代がなされており、政治体制は民主主義的な政治システムを備えていることを裏付けるものと言える。（茂木 寿）

【表11:主要新興国の主なランキング】

	腐敗認識指数 ランキング	報道自由指数 ランキング	民主主義指数 ランキング	世界平和指数 ランキング	世界教育指数 ランキング
	2013年 (177ヶ国)	2014年 (180ヶ国)	2012年 (167ヶ国)	2012年 (158ヶ国)	2011年 (188ヶ国)
中国	80位	175位	142位	89位	115位
ブラジル	72位	111位	44位	83位	102位
インド	94位	140位	38位	142位	146位
ロシア	127位	148位	122位	153位	49位
トルコ	53位	154位	88位	130位	121位
インドネシア	114位	132位	53位	63位	120位
アルゼンチン	106位	55位	52位	44位	40位
南アフリカ	72位	42位	31位	127位	82位
ベトナム	116位	174位	144位	34位	137位
イラン	144位	173位	158位	128位	112位
エジプト	114位	159位	109位	111位	129位
韓国	46位	57位	20位	42位	6位
ナイジェリア	144位	112位	120位	146位	148位
パキスタン	127位	158位	108位	149位	161位
バングラデシュ	136位	146位	84位	91位	156位
フィリピン	94位	149位	69位	133位	95位
メキシコ	106位	152位	51位	135位	72位
タイ	102位	130位	58位	126位	119位
マレーシア	53位	147位	64位	20位	70位
シンガポール	5位	150位	81位	23位	57位
ブルネイ	38位	117位	-	-	68位
ミャンマー	157位	145位	155位	139位	160位
ラオス	140位	171位	156位	37位	151位
カンボジア	160位	144位	100位	108位	138位
米国(参考)	19位	46位	21位	88位	5位
日本(参考)	18位	59位	23位	5位	18位

出典

腐敗認識指数: Transparency International, "Corruption Perceptions Index 2013"
 報道自由指数: Reporters Without Borders, "World Press Freedom Index 2014"
 民主主義指数: Economist Intelligence Unit, "Democracy Index 2012"
 世界平和指数: Institute for Economics and Peace, "Global Peace Index 2012"
 世界教育指数: UNDP, "Human Development Report, 2011"

II. ビジネス環境の体系的整理と対応策

1. カントリーリスクの概要と対応策

(1) 政治・政策

① 第2期ルセフ政権の位置づけ：法制度に則った政権選択による4年間

2015年1月1日、ブラジル第40代大統領、ジルマ・ルセフ（Dilma Vana Rousseff）大統領の第2期がスタートした。任期は2018年末までの4年間である。

前年の2014年10月に実施された大統領選出選挙が、かつてみられなかったほど候補者間の対立が激しく過熱したものとなったこと、有権者の間に「変化」を求める機運がある中で左派系の労働者党（PT）が前大統領ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ（Luiz Inácio Lula da Silva）政権以来、通算で4期16年の長期にわたることとなったこと、さらに低成長・インフレの高止まり・国際収支悪化に加えブラジル最大の企業ペトロbrasを取り巻く贈収賄事件の発生などにより、先行きに不透明感が強く漂う政権スタートとなった。

こうした不安を呼ぶようなルセフ政権2期目ではあるが、政権混乱時に軍部がしばしば登場したブラジルの過去や、「〇〇の春」と呼ばれながら民主化後、政治の激しい揺り戻しが生じた東欧や中東、アジアの事例を想起すれば、1985年以降の「民主化」、1994年以降のリアル計画を契機とした「市場経済化」に疑問符がつくことのない、法制度に則ったノーマルな政権選択による、平和裏の二期目スタートである。

1985年以降の政治変容は、ジェットロ傘下のアジア経済研究所発刊『躍動するブラジル—新しい変容と挑戦—』の第1章「民主化と現在進行形の政治改革」において詳しく分析されているところであるが、新憲法の制定（1988年憲法）、軍部に対する文民統制の確立、選挙制度の整備、司法改革、三権（行政・立法・司法）間におけるチェック・アンド・バランスの進展、検察・会計検査院・独立型規制機関等チェック機関の強化、デジタル政府にみられる情報の開示など、（経済・社会面の制度改革に加え）政治面でも幅広い制度改革を積み重ね実施してきたところに特徴がある。政治・経済・産業を揺るがすペトロbras・スキャンダルもまた、後述するように、制度改革を背景に露呈してきた問題であり、その意味では「古くて新しい」政治現象といえる。

1985年の民主化以降30年間に6代の大統領が登場する。このうち1985～94年までの3代の大統領（José Sarney、Fernando Collor de Mello、Itamar Franco）は、副大統領からの昇格（サルネイおよびフランコ両大統領）、あるいは弾劾裁判直前に辞任（コロール大統領）といったことで正当性に欠け、いわば「民主化地ならし」の時期であった。

1995年発足のフェルナンド・エンリッケ・カルドーズ（Fernando Henrique Cardoso）大統領以降は、ルーラ、ルセフと1期4年の政権が2期ずつ3代続くことになり、軍政や独裁色の強い政権を除けば、ブラジルはもとより南米においても事例稀な長期、安定した政治体制の継続ということが出来る。大統領再選は、1997年の憲法修正で可能となったもので、毎選挙ごとに閣僚が入れ替わり、政策が断絶することを回避するところに、制度変更の最大の狙いがあった。ただ憲法の規定により連続3期は認められていない。

大筋の記述ではあるが、ブラジル社会民主党（PSDB）のカルドーズ政権は、大統領就任前年に財務相として実施したハイパーインフレ終息策リアル計画（Plano Real）をベースに、市場開放・国営企業の民営化・金融制度強化・為替自由化等の制度改革を実施した。労働者党（PT）のルーラ政権は、インフレ目標・財政（プライマリーバランス）黒字、変動相場制の基本政策を前カルドーズ政権から引き継いだ上で、低所得者層の経済力底上げに着手、内需拡大に結びつけた。2010年代に入ると、21世紀初頭の成長エンジンであったコモディティ輸出が頭打ちとなる中で、もう一段、社会格差の是正・内需拡大に注力したのがルセフ政権第1期であった。政権の継続・交代と政策が絡み合っ展開してきたのが、近年のブラジル政治である。

ブラジルの選挙は、1994年以来、4年ごとに10月の最初の日曜日に、正副大統領、上下両院議員、州知事、州議会議員の選出を同日選挙として実施し、その中間年の10月に基礎自治体であるムニシピオ（「市」と訳されることが多いが、2013年時点で5,570を数え、「市町村」と表現しえるほど規模は様々である）の首長および同議員の選出選挙を実施するスケジュールが確定している。連邦、州および有権者20万人以上のムニシピオについては、首長選出の要件が有効投票の過半数と定められているため、10月最終の日曜日が決選投票日に充てられる。就任時期は、首長は1月1日、議員は2月1日である。

② 問われるガバナンス：社会問題・低成長・汚職・大統領のパーソナリティ

2015年1月、比較的平穏のうちに2期目初日を迎えたルセフ政権だが、上記の歴史的変化を踏まえこの時点での同政権およびブラジル政治が問われている主たる課題は、「ガバナンスの強化」の一言に集約することができる。「ガバナンス」の意味は多義的、かつ確立された定義がなく日本語の訳語も定まっていないが、本稿で用いる「ガバナンス」は、企業や国際社会での一般的な用語法に近い「管理運営システム」、とりわけその「運用能力」という意味である。

現時点での、先進国予備軍としてのブラジルの可能性とリスクは、「民主化」および「市場経済化」後の様々な改革によって積み重ねられてきた諸制度を有効かつ整合的に駆使しえるかどうか、特にそのために必要な諸制度間のコーディネーション（調整・調和）にかかっている。カルドーズ政権は、「失われた10年」と呼ばれた長期経済危機からの離脱路

線を提示し国民の信任を得た。ルーラ政権は、格差社会の是正を伴いながら新興国としての成長路線を提示し国際的なプレゼンスを高めたが、ルセフ政権は、両政権とは異なり、新規の路線提示よりも次のステップに備え体制を整えるべく調整局面にあるといえる。この点を如実に示したのが、同政権第1期後半の2年間に発生した、下記の4点の象徴的な出来事である。

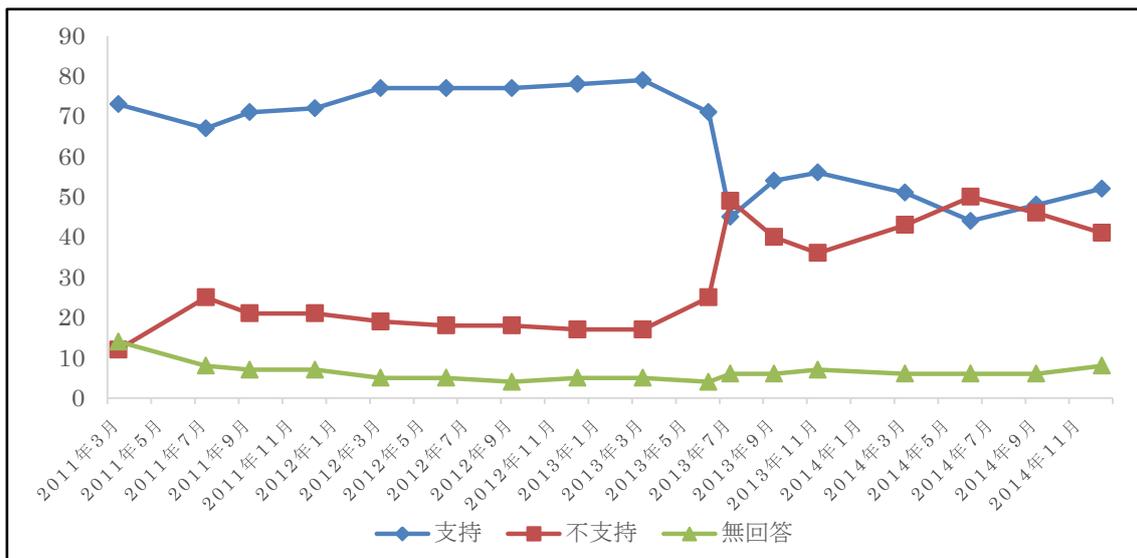
第1点は、2013年6月、サッカーW杯1年前の前哨戦、コンフェデレーションズ・カップ開幕直前に最大都市サンパウロの地下鉄やバスの運賃値上げに端を発した民衆による抗議デモであった。

値上げ幅は0.20リアル（約9円）と少額であったが、瞬く間に、医療や教育、交通、治安、警察といった生活インフラ全般に対する不満に火をつけ全国的な運動となった。最大時には1日当たりの動員数が100万人に達し、その規模は、軍政末期の1984年に大統領選出方法の変更を求めた大衆運動「直ちに直接選挙を」(Diretas Já) および1992年8月のコロール大統領退陣要求の大衆運動に匹敵すると言われた。一般庶民が加わった маниフェストは数カ月で終息するが、その後も、抗議運動に乗じた過激派によるバスの焼き討ちや銀行ATMの打ち壊しなどが続き、サッカー王国ブラジルから発せられた衝撃的なテレビ画面が世界の耳目を奪った。

ルセフ政権に対する評価はこの大衆行動で一気に悪化する。世論調査機関CNI-Ibopeによる3カ月ごとの支持率推移をみると(図1参照)、就任来70%台を占めていた同大統領の支持率はこの時点で45%に急落し、不支持率は支持率を上回り49%に急騰した。その後、2014年10月の選挙時まで支持率40~50%台、不支持率30~40%台で推移し、選挙後の12月に若干好転の兆しが出て来ていた。(2015年3月時点の調査結果は、支持率19%、不支持率78%、無回答4%で大幅に悪化した)

12月時点の世論調査において、ルセフ政権第1期の問題点として指摘された(3問回答方式)のは、上位から「保健衛生分野での投資欠如」(30%)、「汚職対策」(26%)、「治安対策への投資欠如」(21%)、「教育投資の欠如」(13%)、「経済成長率の低下」(12%)である。一方、評価するとの回答は上位から「飢餓貧困対策」(24%)、「社会政策への投資」(17%)、「教育投資」(15%)、「貧困層優先」(13%)、「ルーラ政権の継承」(11%)と続く。

図1 ルセフ政権に対する評価 (%)



出所：Pesquisa CNI-Ibope, “Avaliação do governo,” ano 4, no.4, 2014年12月

大衆の抗議運動は、2016年8月に開催予定のリオ五輪（オリンピック・パラリンピック）の前にも再燃の可能性があるが、Diretas Jáやコロール退陣要求のように体制転換、政権転覆を求めるものではなかった点は大きな違いがある。大衆の不満は、民主化以降ブラジル政府が取り組んできた制度改革が十分に機能せず、自分たちの生活に反映されていないことに起因する点に留意する必要がある。

例えば、医療と教育は、1988年憲法で国民が等しく受けることのできる権利とされ、連邦、州、ムニシピオが共に負わなければならない行政責務とされた。その一環として憲法で三政府間の税源配分比率を規定し、FUNDEF（初等教育維持発展教員地位向上基金）やFNS（国家保健基金）といった資金配分の基金を創設、システムの統一と情報の一元化を図るための統一保健医療システム（SUS）や全国中等教育試験（ENEM）、社会政策統合データベース（Cadastro Única para Programa Social）などが作られたが、需要の増大に運用が追いつかず、質が伴わなくなっている。需要の増大ぶりは、全国中等教育試験（ENEM）の受験者数が創設時の1998年の15万人から、2014年には870万人に膨れ上がっている一事にも端的に表れている。

制度改革とそれに伴い高まる国民の期待に十分に応えられないガバナンスの問題は、産業インフラの面でも同様である。事業開設時の入札制度の導入、既存の行政機関とは別に事業の検査・監視・規制に当たる規制機関（例えば、石油・天然ガス・バイオ燃料庁 ANP や通信庁 ANATEL 等）の設置、独禁調査の経済防衛行政審議会（CADE）や連邦会計検査院（TCU）、環境関連機関等の強化、さらに地方の州、ムニシピオ政府が絡む場合もあり、調整すべき関係諸機関の数が格段に増え、利害の錯綜、調整の複雑さ、事業推進に要する時間の長期化が指摘されている。

第2点は、後段の「経済」の項で取り上げられる経済運営である。ブラジルは2009年の世界経済を震撼とさせたリーマンショックを比較的軽微な影響（国内総生産 GDP 伸び率 2009年-0.2%、2010年+7.6%）で乗り切ったものの、ルセフ政権期に入るとコモディティ市況や欧州経済の悪化、中国の成長率鈍化等の国際環境の激変に見舞われる。その変化は国際収支に端的に表れ、初年度の2011年には298億ドルの黒字を記録していた貿易収支が14年度にはマイナス（-39億ドル）に転じ、経常収支の赤字が525億ドルから909億ドルに膨らんだ。特に13年第3四半期以降は、サッカーW杯のビッグイベントにもかかわらず、成長率は前期比-0.5~+0.5%の間を迷走し、物価はインフレ目標の上限である年率6.5%に貼り付く状況が続いた。その一方で、失業率は5%を切る、新興国ブラジルとしてはかつてない低水準といったアンビバレントな現象もみられた。

政治的な側面も勘案しながらルセフ政権第1期の経済政策を整理すると、①ルーラ政権期から引き継いだ社会格差是正を主眼とした諸政策と、②景気浮揚策のこの2つの側面にまとめられる。問題は、この2つの政策ラインに整合性が欠け、かつ政策効果が思うように現れない膠着状態のなかで国家介入を強め、経済界や国際的な反発を招く結果に陥ったことにある。批判の矢面に立たされたギド・マンテガ財務相は、ルーラ政権発足時に企画予算管理相に任命され、その後、国家経済社会開発銀行（BNDES）総裁、ルーラ政権下の2006年からは財務相ポストを務めてきた労働者党（PT）生粋のエコノミストであったが、そのガバナンス能力が問われ、選挙期間中に辞任表明に追い込まれた。

選挙後その後任として指名されたジョアキン・レビは、米シカゴ大学で博士号を取得したブラジル最大手銀行ブラデスコの役員で、ネオリベラルな思考の強いエコノミストとして市場から歓迎された。しかしそれ以上に、ガバナンスの観点からみると、IMF（国際通貨基金）や米州開発銀行（IDB）での勤務後、現野党PSDBのカルドーズ政権下で財務省や企画予算管理省を経験、現与党PTのルーラ政権下で足かけ4年間、歳入庁長官を務めたその経歴の方が、選任の上でより大きな意味合いを持っていたように思われる。

第3点は、汚職・政治腐敗の進行である。ルセフ政権当初の2年間は透明度が前進したとのイメージが国民の間で強かった。前ルーラ政権第1期の2003~2004年にかけて発生したブラジル最大の贈収賄事件「メンサロン」が連邦最高裁判所（STF）によって審理され、当時の官房長官や与党党首ら事件にかかわった政治家、秘書、政府系金融機関や広告代理店、投資会社の役員など25人に、贈収賄、公金横領、資金洗浄、不正操作などで有罪判決が下された（12年12月）。4カ月半に53回に及んだ公判は、裁判所開設のテレビ局によって一部始終が放映され「劇場型」で進められた。大物政治家の政治犯罪は、マスメディアに取り上げられ刑事事件となっても収監にまで至ることがほとんどだったブラジルでは、異例の進展として国民から歓迎された。

第1期政権発足1年間で7人の閣僚を入れ替えるという、閣僚の疑惑報道に対するルセ

フ大統領の厳しい姿勢もクリーン度向上に一役買った。ただ、その後は汚職や政治腐敗を伝えるマスメディアの調査報道が相次ぎ、2013年5月には州立のサンパウロ地下鉄公社（CPTM）が、14年3月には「ラバ・ジェット（カー・ウォッシュ）作戦」のコードネームが付けられた国営石油会社ペトロbrasのスキャンダルが相次いで火を噴くことになる。いずれも2008～2009年ごろから連邦警察・検察が捜査に着手していた事案だが、前者のCPTMは工事に参加した独シーメンス社が経済防衛行政審議会（CADE）にカルテルの存在を認め司法取引（課徴金減免制度）に応じ、後者のペトロbrasは、逮捕された闇ドル業者および同社調達担当役員が司法取引によって贈収賄、資金洗浄、カルテルの存在を認め、捜査が一気に拡大した。本稿執筆の段階（2015年1月）で逮捕者は39人に上り、ブラジル主要のゼネコンほぼ全てに嫌疑が及ぶ。

今後の捜査によって、前者はサンパウロ州与党であるブラジル社会民主党（PSDB）が、後者は連邦与党の労働者党、ブラジル民主運動党（PMDB）、進歩党（PP）等の政治家が絡んでくれば、いずれも一大疑獄事件に発展する可能性を秘めている。

両件とも、入札や監査強化といった新たな枠組みの下でも、談合、カルテル、工事費水増し、公金横領、汚職、資金洗浄、海外への不正送金・蓄財といった旧弊が払拭されるどころか一段とひどくなっていることを示しており、政府および公企業のガバナンス（管理運営能力）が厳しく問われている。告発の背景には、2013年6月の抗議運動によって、検察の捜査権限を削減しようとした憲法修正案が廃案に追い込まれ検察が自信を深めたことや、同年8月に企業に対する罰則を強化した腐敗行為防止法が成立、14年1月末に施行されたことも働いている。検察官の若返りや欧米先進国への司法留学組の増加、さらには電子政府の整備など情報公開が進展したことも摘発強化の背景にある。

中でもブラジル最大の企業ペトロbrasの事案は、経済面でも影響が極めて深刻といえる。疑惑の舞台となった建設途上の2つの製油所（ペルナンブコ州およびリオデジャネイロ州）や米テキサス州パサデナ製油所（2006年に買収）の先行きはもとより、推進中の事業の全体的な見直し、新規工事の入札や建設のストップ、オイルリグ等機器発注の遅れ、資金調達市場や内外証券取引所への余波、監視機関や国内外投資家との訴訟、深海油田プレサルを含めた中長期事業計画の遅れ、さらにはエネルギー需給や地方経済、貿易見通しの狂い等、影響の度合いは測りきれないものがある。

第4点は、ルセフ大統領自身に関わるガバナンスの問題である。同大統領は、ブルガリア系移民二世出身のブラジル初の女性大統領、しかも中央・地方を問わず選挙の洗礼を受けた経験をもたずに2010年の大統領選挙で勝利した同国政界でも特異な存在である。1960年代後半の反政府運動で軍部に3年近く拘禁された経験も有する。ブラジル最南のリオグランデドスル州政府および中央政府の閣僚（鉱山エネルギー相および官房長官）としての行政手腕が評価され、ルーラ前大統領のいわば「後継」として政府首班に立候補し、選出

された。

政治家よりもテクノクラートとしてその行政手腕が問われてきたが、国論を二分する2014年の激しい選挙戦の過程で、大統領の「独断専行」を問題視する発言が政府の内部事情に通じた情報源やマスコミからも聞かれるようになった。閣議の開催は不定期で、合議体としての閣議を持たないブラジルの政治制度だが、大統領が「頭ごなしで指示する」「政官学の意見を聞かない」「官僚がすっかり委縮してしまっている」といった批判が漏れ伝わってくるような状況となっていた。当選直後の勝利演説の中で、政治改革の必要性を訴え、その手段として国民による直接選挙実施の方針を明言したため、議会無視の発言として与野党議員の輦蹙（ひんしゆく）を買ったのもその一例と受けとめられた。もっとも大統領自身、こうした批判を意識してか同じ勝利演説の中で「これまで（一期目）よりはずっと良い大統領になりたい」と強調している。ブラジルの大統領制は首相を有せず、大統領が行政府を直接指揮する「強い大統領制」であるだけに、一期目の経験がどのような形で二期目に活かされるのかが、ガバナンスの観点からも注目されている。

③ 2014年統一選挙結果と政治運営

ルセフ政権 2 期目は、政権の継続という側面と同時に、上下両院議員、州知事、州議会議員の構成が入れ替わったことによる変化の側面もある。選挙裁判所の統計によると、当選した下院 513 議員のうち 198 人、38.6%は新人であり、返り咲きを含めると 43.7%が入れ替わった。下院の政党数も 2010 年選挙後すでに 22 を数えていたのが、今回選挙で新たに 6 党が加わり 28 党となった（上院は前回選挙と同じ 16 党）。小党乱立、頻繁な政党再編成を反映した結果である。北東部のマラニョン州でブラジル初の共産党（正式名は「ブラジルの共産党 PCdoB」）出身の知事が誕生し話題となったが、州知事 27 人の出身政党は 9 党（PMDB7 州、PT および PSDB 各 5 州、ブラジル社会党 PSB3 州、その他 7 州）に及ぶ。

この勢力図の中でルセフ大統領を支持する与党連合は、上院では非改選議員を含め、選挙前の 8 党 52 議席（うち PT13 議席）を維持したが、下院では選挙前の 9 党 339 議席から 9 党 304 議席（うち PT70 議席）に数を減らした（表 1 参照）。この結果、下院では、憲法修正に必要な議席数 60%超（上院 49、下院 308）を確保できなかった。1988 年発布の現行憲法は、2014 年末までの時点で計 84 回修正されている。厳しい手続きが規定されているが、憲法修正が政策変更の上で重要性をもっている点を認識しておく必要がある。

表 1 2014 年統一選挙後の連邦議会政党構成

	与党連合		野党連合		その他
上院	ブラジル民主運動党 PMDB	19	ブラジル社会民主党 PSDB	10	社会主義自由党 PSOL 1
	労働者党 PT	13	ブラジル社会党 PSB	6	
	民主労働党 PDT	5	民主党 DEM	5	
	進歩党 PP	5	ブラジル労働党 PTB	3	
	共和国党 PR	4	社会民衆党 PPS	2	
	社会民主党 PSD	4	キリスト教社会党 PSC	1	
	ブラジルの共産党 PCdoB	1	連帯党 SD	1	
	ブラジル共和党 PRB	1			
下院	労働者党 PT	70	ブラジル社会民主党 PSDB	54	社会主義自由党 PSOL 5
	ブラジル民主運動党 PMDB	66	ブラジル社会党 PSB	34	その他 2 党 3
	社会民主党 PSD	37	ブラジル労働党 PTB	25	
	進歩党 PP	36	民主党 DEM	22	
	共和国党 PR	34	連帯党 SD	15	
	ブラジル共和党 PRB	21	キリスト教社会党 PSC	12	
	民主労働党 PDT	19	社会民衆党 PPS	10	
	社会秩序共和党 PROS	11	緑の党 PV	8	
ブラジル共産党 PCdoB	10	その他 8 党	21		

出所：選挙高等裁判所のデータをベースとした *Folha de São Paulo* 紙の 2014 年 10 月 27 日付け分析より作成

世界でも異例ともいえる数の多党制のもとで、ブラジル政治を動かす特異な力学として注目しておく必要があるのが「連合大統領制」(presidencialismo de coalizão) である。同国の大統領は、行政府を直接指揮する「強大統領制」とはいえ、議会での多数派工作を抜きには政策遂行ができない。このため大統領は閣僚ポストや予算を使い自陣への政治家の取り込みを図ってきた。法案支持票の獲得をねらい官房長官や与党党首が率先して複数政党の有力者に公金をばらまいたルーラ政権初期のメンサロン事件も、こうした政治構造のなかで発生した疑獄事件である。今回の選挙でも、PMDB 出身のミシェル・テメル副大統領を 1 期目に続き副大統領候補に指名できたのが、ルセフ大統領勝因のひとつでもあった。テメル副大統領はその後 2015 年 4 月に大統領府の政治調整担当長官を兼務し、同じ PMDB 出身者がともに議長を務める上下両院との政治折衝に当たることになる。

表 2 は新内閣の陣容である。閣僚は 39 人で、このうち省トップの大臣は 24 人、大統領府（プラナルト宮殿）を司る官房（Casa Civil）長官および省庁横断的な事項や戦略的な事項を扱う国務大臣クラスの長官が 14 人、それに中銀総裁からなる。官房長官、法相、国防相、社会保障相といった重要ポストを与党 PT が押さえる一方で、鉱山エネルギー、開発工業貿易、農牧食料供給、国家統合、教育といった予算規模の大きな省に、連合を組む政党の勢力を反映したポスト配分が行われた。

表2 ルセフ第2期政権の閣僚構成（2015年1月時点）

閣僚ポスト	所属政党・前歴等	新旧	氏名
法務大臣	PT・前下院議員	留	José Cardozo
国防相	PT・前バイーア州知事	新	Jacques Wagner
外相	外交官・前駐米大使	新	Mauro Vieira
財務相	前ブラデスコ銀行エコノミスト	新	Joaquim Levy
運輸相	PR・元上院 SP	新	Antônio Rodrigues
農牧食料供給相	PMDB・上院議員・女性	新	Kátia Abreu
教育相	PROS・前セアラ州知事	新	Cid Gomes
文化相	元文化相・サンパウロ市文化長官	元	Juca Ferreira
労働雇用相	PDT・同党幹事長	留	Manoel Dias
社会保障相	PT・元社会保障相・前同次官	元	Carlos Gabas
社会開発飢餓対策相	PT・条件付き現金給付制度立案に関与、女性	留	Tereza Campello
保健相	PT・医師（保健衛生）	留	Arthur Chioro
開発工業貿易相	PTB・上院議員	新	Armando Monteiro
鉱山エネルギー相	PMDB・上院議員	新	Eduardo Braga
企画予算管理相	バルガス大学経済学部教授	新	Nelson Barbosa
通信相	PT 前大統領府政治調整担当庁長官	横	Ricardo Berzoini
科学技術革新相	PCdoB・前スポーツ相	横	Aldo Rebelo
環境相	環境再生可能天然資源院 IBAMA 研究員・女性	留	Izabella Teixeira
スポーツ相	PRB・下院議員	新	George Hilton
観光相	農業技術者・PMDB	留	Vinicius Lages
国家統合相	PP・前都市相	横	Gilberto Occhi
農村開発相	PT・下院議員・元社会開発飢餓対策相	元	Patrus Ananias
都市相	PSD・元サンパウロ市長	新	Gilberto Kassab
漁業養殖相	PMDB・元パラ州内の市長	新	Helder Barbalho
官房長	PT・元上院議員・元教育相・元科学技術革新相	留	Aloizio Mercadante
大統領府総務庁長官	PT・前農村開発相	横	Miguel Rossetto
同・国家安全保障室*長官	陸軍・将軍	留	José Siqueira
同・戦略事項担当庁長官	前応用経済研究所 IPEA 所長	留	Marcelo Neri
同・政治調整担当庁**長官	PT・下院議員・元農村開発相	元	Pepe Vargas
同・社会広報庁長官	ジャーナリスト	留	Thomas Traumann
同・人種平等促進政策庁長官	大学教員・国家教育審議会 CNE 委員・女性	新	Nilma Lino Gomes
同・女性政策庁長官	PT・サンパウロ連邦大学教授・女性	留	Eleonora Menicucci
同・人権庁長官	PT・元漁業養殖相・女性	留	Ideli Salvatti
同・港湾庁長官	PMDB・下院議員	新	Edinho Araújo
同・民間航空庁長官	PMDB・下院議員・元運輸相	新	Eliseu Padilha
同・中小企業庁長官	サンパウロ州副知事	留	Guilherme Domingos
同・行政監督庁長官	前大統領府官房次官	新	Valdir Simão
法務弁護庁長官	連邦法務官	留	Luis Inácio Adams
中央銀行総裁	中央銀行理事	留	Alexandre Tombini

注：「新」は新規就任、「留」は留任、「元」は元大臣経験を示す。

*ポルトガル語の名称はそれぞれ Gabinete de Segurança Institucional、**Secretaria de Relações Institucionais であるが、その実態に合わせて意識した。

政党の略称：PT：労働者党、PR：共和国党、PMDB：ブラジル民主運動党、PROS：社会秩序共和党、PDT：民主労働党、PTB：ブラジル労働党、PCdoB：ブラジルの共産党、PRB：ブラ

ジル共和国、PP：進歩党、PSD：社会民主党

出所：ブラジル大統領府のホームページをベースに、各種資料を参照し作成

「強い大統領制」と「政党連合」の組み合わせからなるため「連合大統領制」と呼ばれ、かつ行政府と立法府の関係をとるもつ重要ポストとして、上下両院議長の選出およびその手腕が政治動向の中で注視されている。州においても、表 3 にみられるように、州知事と連邦議会において州を代表する上院議員の所属政党間にはバラつきが多く、かつ州議会も多数の政党からなるため、多くの州で「連合州統領」的な性質をもつといわれる。

表 3 地方別州政府の政党構成（2014 年 10 月選挙後）

		州知事	上院議員構成	下院議席数
南東部	サンパウロ	野 Geraldo Alckmi (PSDB、再)	与 1、野 2	70
	ミナスジェライス	与 Fernando Pimentel (PT、新)	与 1、野 2	53
	リオデジャネイロ	与 Luiz Pezão (PMDB、再)	与 2、野 1	46
	エスピリトサント	与 Paulo Hartung (PMDB、新)	与 3	10
南部	パラナ	野 Beto Richa (PSDB、再)	与 2、野 1	30
	サンタカタリナ	与 Raimundo Colombo (PSD、再)	与 3	16
	リオグランデドスル	与 Ivo Sartori (PMDB、新)	与 3	31
北東部	ペルナンブコ	野 Paulo Câmara (PSB、新)	与 1、野 2	25
	バイーア	与 Rui Costa (PT、新)	与 2、野 1	39
	マラニョン	与 Flávio Dino (PCdoB、新)	与 2、野 1	18
	パライーバ	野 Ricardo Coutinho (PSB、再)	与 2、野 1	12
	セアラ	与 Camilo Santana (PT、新)	与 2、野 1	22
	リオグランデドノルチ	与 Robinson Faria (PSD、新)	与 2、野 1	8
	セルジッペ	与 Jackson Barreto (PMDB、再)	野 3	8
	ピアウイ	与 Wellington Dias (PT、新)	与 2、野 1	10
	アラゴアス	与 Renan Filho (PMDB、新)	与 2、野 1	9
北部	パラ	野 Simão Jatene (PSDB、再)	与 2、野 1	17
	アマゾナス	与 José Melo (PROS、再)	与 3	8
	トカンシンス	与 Marcelo Miranda (PMDB、新)	与 2、野 1	8
	アマパ	与 Waldez Góez (PDT、新)	野 2、無 1	8
	ロライマ	与 Suely Campos (PP、新、女)	与 3	8
	アクレ	与 Tião Viana (PT、再)	与 3	8
	Rondônia	与 Confúcio Moura (PMDB、再)	与 3	8
中西部	連邦区 (ブラジリア)	野 Rodrigo Rollemberg (PSB、新)	与 2、野 1	8
	ゴイアス	野 Marconi Perillo (PSDB、再)	野 3	17
	マトグロッソドスル	野 Reinaldo Azambuja (PSDB、新)	与 3	8
	マトグロッソ	与 Pedro Taques (PDT、新)	与 3	8

注：「与」「野」はいずれも連邦レベルでの与党連合、野党連合を指す。「無」は無所属。
 政党の略称：PSDB：ブラジル社会民主党、PT：労働者党、PMDB：ブラジル民主運動党、PSD：社会民主党、PSB：ブラジル社会党、PCdoB：ブラジルの共産党、PROS：社会秩序共和党、PDT：民主労働党、PP：進歩党。
 出所：選挙高等裁判所のデータをベースとした *Folha de São Paulo* 紙の 2014 年 10 月 27 日付け分析より作成

連邦制の観点から中央と地方の関係をみると、国土が北半分と南半分に二分したような印象をさらに一段と強めたのが 2014 年選挙であった。ルセフ大統領（得票 5,450 万票、得票率 51.64%）と、対立候補の野党 PSDB のアエシオ・ネベス上院議員（5,104 万票、48.36%）の得票差はわずか 345 万票余り、率にして 3.28%であった。

ルセフ大統領が過半数を制した州は、北東部および北部の 16 州のうち 13 州で、南東部・南部・中西部 10 州+連邦区（ブラジル）ではわずか 2 州（リオデジャネイロおよびミナスジェライス州）であった。大統領への支持を明言している州知事 14 州の人口は全人口の 43.8%で、ネベス候補を支持した州知事 10 州の人口比 50.7%を下回る、との新聞報道もある。さらにムニシピオの規模別でみると、人口 7 万 5,000 人以下のムニシピオ 5,297 で大統領が 64%を制したものの、人口 20 万人以上の都市 89 の 60%で野党候補が制したといった対照的な結果も出ている。

ブラジルは地域性に富む国である。人口密度の差（1 平方キロメートル当たり南東部は 91.4 人に対し北部は 4.4 人）から始まり、都市化・工業化の度合い、農畜産、鉱業、石油ガスといった異なる資源分布等のため、地域、州によってしばしば利害が対立する。長年必要性が言われながらも税制改革が進まない一因も地方差によるところが少なくない。選挙後の第一声で、ルセフ大統領は国民の再結束を訴えたが、その成否は国政では「連合大統領制」の制御、連邦レベルでは二分化したように映る地方の利害調整の巧拙にかかっているといえる。

④ 2018 年に向けた中期日程

2018 年末までのルセフ政権 2 期目を中期とした場合、その節目となるのが 2016 年 8 月に開催予定のリオ五輪とその直後の 10 月に実施されるムニシピオ 5,570 カ所の市長・市議会議員選挙である。サッカー W 杯と統一選挙が行われた 2014 年に比べ規模の差に多少の違いがみられるとしても、世界的なスポーツイベントと全国規模の選挙といった組み合わせは 2013 年と類似する。リオ五輪を意識した抗議運動も起こり得るし、五輪の成否は開催地のリオデジャネイロ州および市はもとより中央政府の評価にも影響を及ぼそう。ムニシピオ選挙は、サンパウロ、リオデジャネイロ、ベロオリゾンテといった地方大都市の市長ポストを巡って過熱するのは必至だ。大都市の勝敗が 2018 年 10 月実施の、大統領選を含めた次期統一選挙の候補者絞りや選挙の行方を占う重要なカギとなるからである。

憲法の規程で現職には第 3 期はない。このため次期大統領選は、与野党とも候補者選定から着手することになる。2014 年選挙で勝利したとはいえ、大統領決選投票における労働者党（PT）の得票率は、2002 年の 61.3%から、60.8%（2006 年）、56.0%（2010 年）、51.6%（2014 年）と低下傾向にあり、その分、ブラジル社会民主党（PSDB）出身の対立候補は得票率を積み増してきた。こうした状況下で、今後、与党労働者党の場合は、ルセフ大統領

の後ろ盾として党内で絶大な影響力を保持してきたルーラ前大統領の再出馬の可能性も含め、その言動と現職との関係が注目されている。野党の場合は、地方政権（州および市）での行政手腕が候補者選出の重要なカギとなる。

とりわけ 2014 年末から深刻度を増した旱魃による南東部地域の水飢饉と水力発電減による停電発生リスク管理、景況の不安定化に伴い増加が懸念される都市部での犯罪への対処、公務員賃金の遅配等が発生している地方財政の立て直しが、力量を計るリトマス試験紙的意味合いを持つことになろう。

リオ五輪とムニシピオ選挙を節目とした場合、政権 2 期目前半のブラジル政治は本節前段で指摘したガバナンスの回復がポイントとなる。中でも経済の立て直しが急務である。この点は、選挙後いち早く発表された財務相人事や中銀による政策金利（Selic）引き上げ、緊縮策の相次ぐ政府発表で明らかになってきている。着実に実行するには、選挙において有権者の支持取り付けに寄与した社会格差是正や政治改革の公約を手直ししながら、優先事項を国民に明確に示し了解を取りつけていけるかどうかにかかっている。加えて、今年前半にも捜査結果の発表が大詰めを迎えるペトロブラス・スキャンダルを契機として、この事案を、政府系企業を含めた公共部門全体のガバナンス強化の試金石としえるかどうか、国内外の政権に対する評価に結びつく。

2 期目後半の 2 年間（2017～2018 年）は、中間選挙の結果を受け、統一選挙に向け月を追って選挙色の度合いを強めていくのはほぼ間違いないところだ。マスメディアでは、現職のレームダック化が言われることになろうが、その一方で、ブラジル国民の間には、次期政権の最終年となる 2022 年に、ブラジルが独立 200 周年を迎えることがしだいに意識されていくことになろう。与野党を問わず大統領候補にとっては、公約のなかに「独立 200 周年の国家像」をどのように提示していくかが問われることになる。太平洋同盟の結成や米＝キューバ関係の改善など中南米の国際関係には新たな動きが出て来ているが、向う 4 年間は外交より内政優先の時代が続くとみられる。

ブラジル政府は、国民に政権の基本的なスタンスを示す手段として、カルドゾ政権 2 期目からロゴマークと標語を作成し、公式の行事や印刷物、ホームページ等で活用してきた。カルドゾ政権期の最初の標語は「ブラジル全土のために働く」（Trabalhando em todo o Brasil）であった。続くルーラ政権期では「皆のための国」（Um país para todos）と変わり、ルセフ政権第 1 期では「豊かな国とは貧困のない国」（País rico é país sem pobreza）であった。同政権 2 期目就任初日の議会演説で発表された新たな標語は「教育の国ブラジル」（Brasil, pátria educadora）である。新任期を迎えたルセフ大統領の万感の思いが込められているように受け止められる。（堀坂 浩太郎）

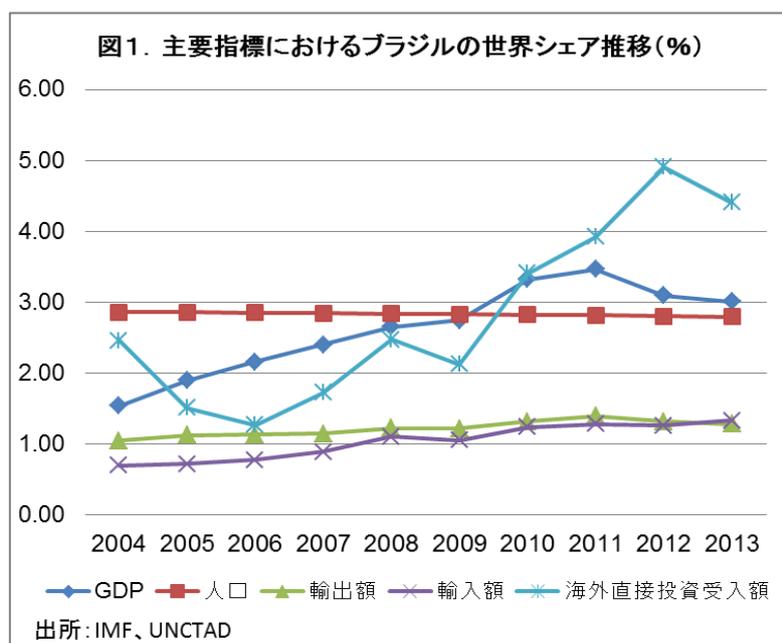
(2) 経済

① マクロ経済動向

A) 世界経済に占めるブラジルの位置付け

国際通貨基金（IMF）による 2014 年 10 月時点データによれば、ブラジルの名目 GDP 額（2013 年）は 2 兆 2,460 億ドル、世界第 7 位の規模を有する。これは同年の日本の GDP（4 兆 8,985 億ドル）の 45.9% に相当する。IMF によれば世界の名目 GDP 総額に占めるブラジルのシェアは 2004 年時点で 1.54% であったが、2013 年に 3.01% と大きく上昇した。これは現地通貨高の影響もあるが、2003 年以降のマクロ経済安定によりブラジル経済が順調な推移を示した結果でもある。それに応じて、海外からの直接投資受入額も拡大し、同額で世界全体にブラジルが占めるシェアは 2004 年の 2.46% から 2013 年の 4.41% へと上昇した。主要輸出品である一次資源の国際価格上昇に加えて、ブラジルが新興国群 BRICS の一角として世界の企業、投資家の注目を浴び、さらにこれまで主要な投資先であった先進国経済が停滞したことも直接投資受入額増加の追い風になった。

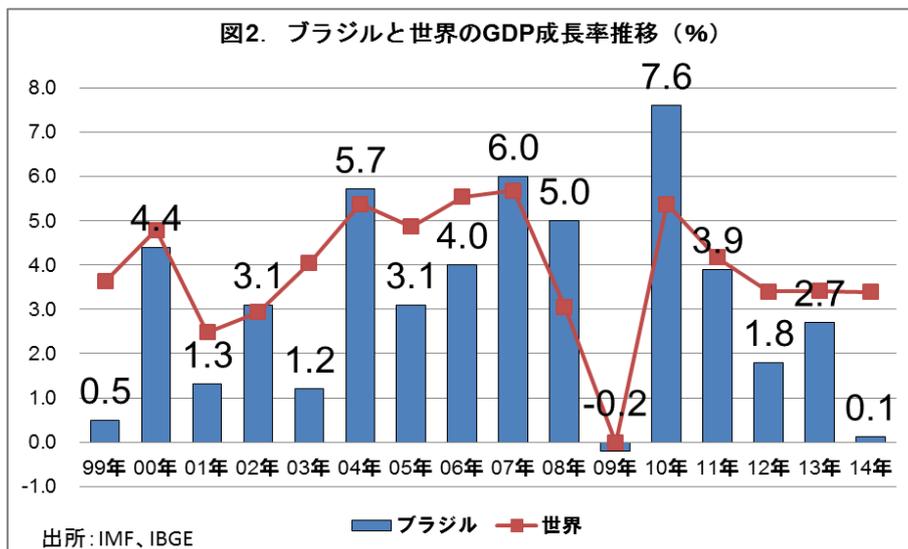
なお世界全体に占める貿易額のシェアを 2004 年と 2013 年で比較すると、輸出が 1.05% から 1.29% に、輸入が 0.70% から 1.33% に上昇している。これはおよそ 10 年間で輸出よりも輸入の伸びが大きかったことを示す。それと同時に、GDP や海外からの直接投資受入額での世界シェアに比べ、貿易シェアが依然小さいことが見て取れる。近年、ラテンアメリカ諸国は近隣国だけではなくアジア、米国、欧州との貿易協定を締結し貿易拡大に動くなかで、ブラジルの貿易協定は主にラテンアメリカ域内に留まり、貿易面で世界に大きく遅れを取っている。



B) 実質 GDP 成長率

ルーラ政権が発足した 2003 年以降の経済動向は、リーマンショック前と後で傾向として異なる推移を示している。実質 GDP 成長率をみると、2000 年からリーマンショック直前の 2007 年までの単純平均成長率は 3.6%、OECD が試算した同期間の潜在実質 GDP 成長率 3.2% を上回る実績を示した（*OECD Economic Outlook, Volume 2012/1*, 200）。

しかし 2008 年のリーマンショック直後の成長率は 0.2%（2009 年）のマイナス成長、その後、政府による消費刺激を主体とした景気対策もあり翌年（2010 年）には 7.6% と経済が急回復するも、それ以降は 3% に届かない低成長が続いている。特に 2014 年はサッカー W 杯開催にもかかわらず 0.1% の成長率と、ブラジル進出企業の期待を大きく裏切る結果となった。今後の予測を見ても、2015 年にマイナス成長、2016～2018 年は 1～2% 台の推移が見込まれ、いずれも潜在成長率を下回る低成長が続くとみられている。



C) 消費

実質 GDP 成長率伸び悩みの主因は個人消費支出の停滞である。個人消費は GDP の 6 割を占めるが、伸び率が年々低下している。リーマンショック直後の 2009 年でさえ 4.2% と比較的高い伸び率を記録した個人消費は、2010 年に 6.4%、2011 年に 4.8%、2012 年に 3.9%、2013 年に 2.9%、2014 年に 0.9% と低下している。これまで経済の安定推移と積極的な社会政策を背景とした消費者の所得上昇に加え、金融機関による消費者向け融資拡大、インフレコントロール、さらに高い雇用水準といった諸要因が個人消費の追い風となってきたが、状況が変化している。

ブラジル地理統計院（IBGE）の小売販売指数の推移をみると、2013 年以降の伸び率停滞が顕著で、同年の伸びは 3.6% 増、2014 年は 1.7% 減となった。同期間で具体的な品目別に結

果をみると、代表的な耐久消費財である自動車やパソコンなど事務用情報機器がマイナスを記録していることに加え、非耐久消費財の飲食料品や衣料・靴の項目も低い伸び率を示している。一方で伸び率が高いのは、医薬品・化粧品・香水、スポーツ用品やメガネなどを含むその他日用品であった。後者の品目はここ数年、他の品目に比較して高い販売増加率を維持している。

表1. 四半期別GDP成長率推移(前年比、前年同期比、%)

		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年				
							第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通年
GDP		-0.2	7.6	3.9	1.8	2.7	-1.2	-0.6	-0.2	0.1	
産業別	農畜産業	-3.8	6.8	5.6	-2.5	7.9	3.4	-1.5	-1.4	1.2	0.4
	工業	-4.8	10.4	4.1	0.1	1.8	3.0	-3.6	-1.9	-1.9	-1.2
	サービス業	1.9	5.8	3.4	2.4	2.5	2.4	-0.2	0.3	0.4	0.7
支出要素別	個人消費支出	4.2	6.4	4.8	3.9	2.9	2.0	0.2	0.1	1.3	0.9
	政府消費支出	2.9	3.9	2.2	3.2	2.2	2.6	1.5	1.6	-0.2	1.3
	総固定資本形成(投資)	-1.9	17.8	6.6	-0.6	6.1	3.0	-7.9	-6.4	-5.8	-4.4
	財・サービス輸出	-9.2	11.7	4.8	0.5	2.1	3.1	-0.2	4.6	-10.7	-1.1
	財・サービス輸入	-7.6	33.6	9.4	0.7	7.6	1.6	-2.7	1.6	-4.4	-1.0

出所: ブラジル地理統計院 (IBGE)

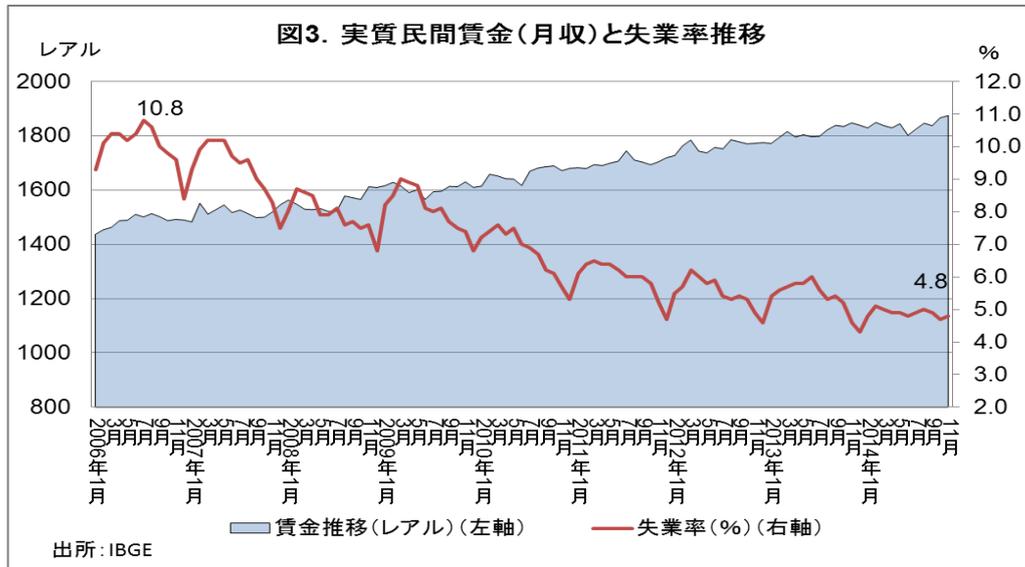
D) 消費者所得

個人消費増加に繋がった大きな要因として、低所得者を中心とした所得の底上げ、さらには中間層の拡大による部分が大い。特に最低賃金は毎年改定されるが近年大幅に上昇した。ルーラ政権発足の2003年当時240リアルであった最低賃金は、2015年に788リアルに上昇、つまり年率10.4%で改定されたことになる。同期間の消費者物価指数(IPCA)の伸び率が年率5.9%であったことを考えると、単純計算すると年率4.5%の実質的な所得増加があったことになる。最低賃金は単に労働者だけでなく年金や他の社会保障支出項目のベースになっていることを考えれば、国民全体の所得を上昇させる効果が大い。

またマクロ経済指標の安定と着実な経済成長が後押しする形で雇用の増加、賃金上昇という動きが継続的に見られた点も見逃せない。IBGEによる失業率(主要都市平均)の推移をみると2003年11月の12.2%から2014年11月の4.8%へと大幅に低下¹、また賃金(民間部門の月平均、実質値に価値修正後)も1,415.25リアルから1,885.92リアルへと増加(年率2.6%増)している。

¹ 近年の景気悪化にも関わらず失業率が低下してきた要因として、サービス業での雇用創出が依然として続いているのに加え、労働適齢期の若年層が大学や専門学校など高等教育を受ける傾向が強まり、失業率算出のベースとなる求職者数が以前ほど伸びていないことも指摘されている。

なお実際には為替変動もあり、ドルベースで見ればさらに大きな購買力をつけたと見られる。なお、このように低所得者を中心とした所得上昇に伴い、ジェトウリオ・ヴァルガス財団 (FGV) では、2003～2011 年の期間、貧困層にいた人口約 4,000 万人が所得上昇により中間層 (C クラス、世帯月所得 1,734 レアル超～7,475 レアル以下) に組み入れられ、中間層は 1 億人と国民の約半分を越えたとする報告書²を公表している。



E) 金融

ブラジル政府は金融・財政政策の 3 本柱として、インフレターゲット、為替変動相場制維持、基礎的財政収支 (プライマリー収支) 目標の達成を掲げている。なかでもインフレターゲットは 1999 年に導入されて以降、常に経済安定の中心的な役割を担ってきた。

導入当初はインフレ率 (IPCA、年間) の中央値が 8% (上下 2 ポイントの許容範囲) に設定されていたが、2004 年以降現在に至るまで中央値 4.5% (上下 2 ポイントの許容範囲) に設定されている。本来中銀の目指す目標は 4.5% の中央値であるが、実績をみると上限値に近い推移を見せている。特にリーマンショック以降をみると 2011 年のインフレ率実績値は 6.5% と上限値に達し、2014 年も 6.4% で終わっている。

物価上昇は特に近年、天候不順もあり食料品価格の値上がり、外食などサービス分野で高い傾向が見られる。2013 年に政府が電気料金やガソリン価格の値上げ抑制や基礎生活品セット (Cesta Básica) にかかる税減免措置を行い、半ば強制的に価格を抑制する動きが見られた。それらの対応は一時的には効果を示したものの、2014 年以降、電気料金や燃料価格の値上げ圧力が増す結果を招いた。

² Marcelo Neri[2012] *De Volta ao País do Futuro: Crise Européia, Projeções e a Nova Classe Média*, FGV/CPS, Rio de Janeiro.

金融政策のなかでインフレ抑制機能を担うのは主に政策金利と位置付けられている。ブラジルでは短期金利誘導目標として Selic を採用しているが、同金利は年に 8 回（2015 年度の場合）開かれる金融政策審議会（COPOM）により調整されている。Selic は 2003 年のルーラ政権発足以降のマクロ経済安定により徐々に引き下げられてきた。2012 年 10 月～13 年 4 月には年率 7.25% とインフレターゲット導入以降で最低水準にあったが、近年の物価上昇の影響を受け 2015 年 3 月時点で 12.75% となっている。なお、ブラジルの市中金融機関の貸出金利は非常に高く、融資の種類にもよるが法人向けが 23.5%、個人向けが 43.4%（いずれも年率、2014 年 12 月時点）となっている。しかし政府が公的金融機関を通じて行う制度融資では年率 8% 程度（2014 年 12 月時点）の利率が適用されている。

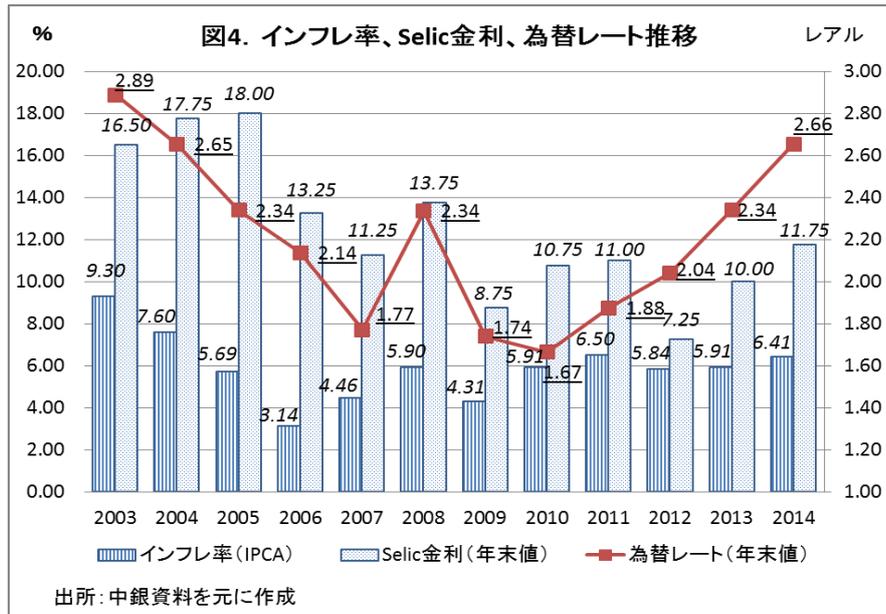
なお、個人消費増加に寄与したもう一つの背景は、個人向け融資の拡大である。GDP に占める個人向け融資残高シェアをみると、2014 年 12 月時点で民間融資が 15.3%、政府が公的金融機関を通じて行う制度融資が 12.2%、合計 27.5% となっている。同比率は中銀統計で過去まで遡れる 2007 年 3 月時点で、それぞれ 10.1%、4.2%、合計 14.3% であった。近年、民間融資だけではなく、制度融資が大きく伸びていることがわかる。

制度融資のなかでも特に、低所得者向け住宅供給政策（Minha Casa Minha Vida）による住宅融資が増加に寄与したとみられる。個人向け民間融資残高における不良債権比率は 2014 年 12 月時点で 3.8%、自動車ローンで 3.9%、クレジットカードで 28.9% であった。クレジットカードの発行枚数は近年大幅に増加し普及が進んだが、その一方で不良債権となる事例が増えている。なお、家計に占めるローン支払い額の割合（住宅ローンを含む）をみると、2005 年 1 月時点で 15.6% であったが、2014 年 11 月に 21.1% に上昇している。

ブラジルでは変動為替相場制を採用している。2015 年 1 月時点（月平均）で 1 米ドル＝2.63 レアルの水準であるが、ここ 10 年スパンで見ると激しい変動を見せてきた。ルーラ政権発足当時、3.44 レアル（2003 年 1 月）であった為替レートはリーマンショックが発生した 2008 年頃（2008 年 7 月、1.56 レアル）まで一貫してレアル高で推移した。

ルーラ政権では、経済・金融政策に関して前政権の方針を踏襲し、堅実な政策運営につとめ国際通貨基金（IMF）をはじめ国際金融界の信頼回復を図った。さらに中国経済の成長にけん引された一次資源ブームや国内市場の拡大を背景とした安定的な経済成長を実現、国際的に高いブラジルの金利水準の一方で先進国の金融緩和も影響し、レアル高が進んだ。しかしブラジル政府は過度なレアル高を懸念して、為替取引などに金融取引税（IOF）の税率引き上げを含め適用を強化、さらにリーマンショックや欧州債務不安などの国際危機が重なり、現在までレアル安に振れている。

政府の為替に対する基本姿勢は、市場によって決められるものとの認識に立つが、過去の経緯を踏まえると、短期的に極端な値動きに対しては実質的に介入し為替レートの安定に努めている。



F) 産業

過去からの GDP の産業別シェア推移をみると、近年の特徴として工業、なかでも製造業のシェア低下傾向が顕著だ。2013 年における工業のシェア（付加価値ベース）は 25.0%と、10 年前にあたる 2003 年の 27.8%と比較して 2.9%ポイント縮小した。その一方でサービス業のシェアは 2003 年の 64.8%から 2013 年には 69.3%に上昇している。サービス業のなかでも特に商業や金融業、その他サービス業、行政・公的医療・教育業などのシェアが増えている。工業をさらに細かくみると、製造業は 2003 年の 18.0%から 2013 年の 13.1%に縮小した一方、鉱業は 2003 年の 1.7%から 4.1%に上昇している。つまり製造業のシェア低下の背景を探ると、サービス業の成長だけではなく、2000 年代の一次資源ブームに牽引された、石油、鉄鉱石など鉱業分野における高成長も一因といえる。

GDP 成長率を産業分野別にみると、近年、工業分野の停滞が顕著に現われている。リーマンショック後に急回復した 2010 年に 10.4%を記録して以降、2%を下回る成長率に留まり、2014 年も 1.2%のマイナスとなった（表 1 参照）。なかでも製造業は同期間に 3.8%減と停滞している。IBGE の鉱工業生産指数でみると、2014 年における製造業の伸び率は 4.2%減、なかでも減少幅が大きいのは自動車（16.7%減）、金属製品（10.1%減）であった。自動車生産台数は 2014 年に前年比 15.3%減の 315 万台（CKD 除く）に留まった。主な要因は国内販売台数の減少（7.1%減）、輸出台数の減少（40.9%減）である。輸出台数の減少は主要輸出相手国であるアルゼンチン経済の停滞が大きい。アルゼンチンはブラジルの自動車をはじめとする工業製品の主要相手国となっている。一方、産業分野別で 7 割のシェアを占めるサービス産業に目を向けると、伸び率は低下しているもののプラス成長を維持している。2014 年は前年比 0.7%増であった。なかでも情報サービス、金融、不動産などは比較的高い

伸び率を維持している。また農畜産業は同期間に0.4%増となった。

製造業が伸び悩む要因について、単に国内市場の停滞だけではなく産業競争力の問題が指摘されている。特にリーマンショック前までは為替レートが過度なレアル高で推移したことにより、国内生産コストが割高となった点に加え、インフレ率も中銀の目標値範囲内とはいえ年率4%以上の水準で推移し、人件費や公共料金引き上げに繋がった。特にレアル高は輸入増加をもたらし、当時の国内市場の活況のなかで国内生産品との競争を激しくする要因ともなった。またブラジルでは道路や港湾、電力などインフラコストの高さも指摘される。政府は内需だけでなく投資を新たな成長の柱に位置付け、2007年に「成長加速化計画（PAC）」を発表しインフラ整備を急いだが期待通りのスピードでは進んでいない。

インフラ問題を含め、従来から指摘される複雑で高率な税制度や、労働者保護色が強く硬直的とされる労働法など、いわゆる「ブラジルコスト」が製造業の競争力を削ぐ要因として指摘されている。ルセフ政権では2011年に産業政策「ブラジル拡大計画（Plano Brasil Maior）」を発表、各種減税措置や自動車産業の高度化を図る新自動車政策「Inovar-Auto」を実施するなど産業競争力の回復を目指すも、その取り組みは道半ばの状況にある。

表2. 付加価値額に占める産業別シェア

	2003年	2013年	増減(%ポイント)
農畜産業	7.4%	5.7%	-1.7%
工業	27.8%	25.0%	-2.9%
鉱業	1.7%	4.1%	2.4%
製造業	18.0%	13.1%	-4.9%
建設業	4.7%	5.4%	0.7%
電気・ガス・上下 水道・清掃業	3.4%	2.3%	-1.1%
サービス業	64.8%	69.3%	4.5%
合計	100.0%	100.0%	-

出所: IBGEデータをもとに筆者作成

表3. 業種別鉱工業生産指数の前年比(%)

	2011年	2012年	2013年	2014年
鉱工業全体	0.4	△ 2.3	2.1	△ 3.2
鉱業	2.2	△ 0.5	△ 3.6	5.7
製造業全体	0.3	△ 2.4	2.8	△ 4.2
食品	0.0	△ 1.2	0.6	△ 1.4
飲料	△ 0.1	1.3	△ 2.1	1.1
タバコ製品	13.4	△ 13.4	△ 8.2	△ 1.5
繊維製品	△ 16.0	△ 4.7	0.2	△ 6.5
衣料・アクセサリ	△ 3.7	△ 8.7	△ 0.6	△ 3.2
革製品	△ 10.5	△ 3.6	4.3	△ 4.2
木製品	△ 0.5	8.8	2.0	△ 2.6
紙パルプ	1.4	1.5	△ 0.6	△ 0.6
コークス・石油・バイオ燃料派生品	0.5	4.9	6.5	2.4
衛生・化粧品	△ 1.5	4.6	5.6	2.7
その他化学製品	△ 2.1	3.4	4.9	△ 3.8
医薬化学・医薬品	3.1	0.2	△ 0.6	2.2
ゴム・プラスチック製品	△ 1.2	△ 1.5	0.7	△ 3.8
非金属鉱物品	3.1	△ 0.7	2.2	△ 2.7
鉄鋼	△ 0.4	△ 4.1	0.1	△ 7.3
金属製品	2.5	△ 2.4	△ 1.6	△ 10.1
情報・電子機器	1.5	△ 11.8	4.8	△ 2.9
機械・装置・電気資材	△ 1.4	△ 0.7	3.2	△ 7.2
機械・装置	△ 0.2	△ 5.3	3.9	△ 5.9
自動車	2.3	△ 13.5	9.6	△ 16.7
その他輸送機械	7.9	8.6	0.9	△ 0.3
その他製品	1.3	△ 7.4	7.8	△ 5.0

出所: IBGE

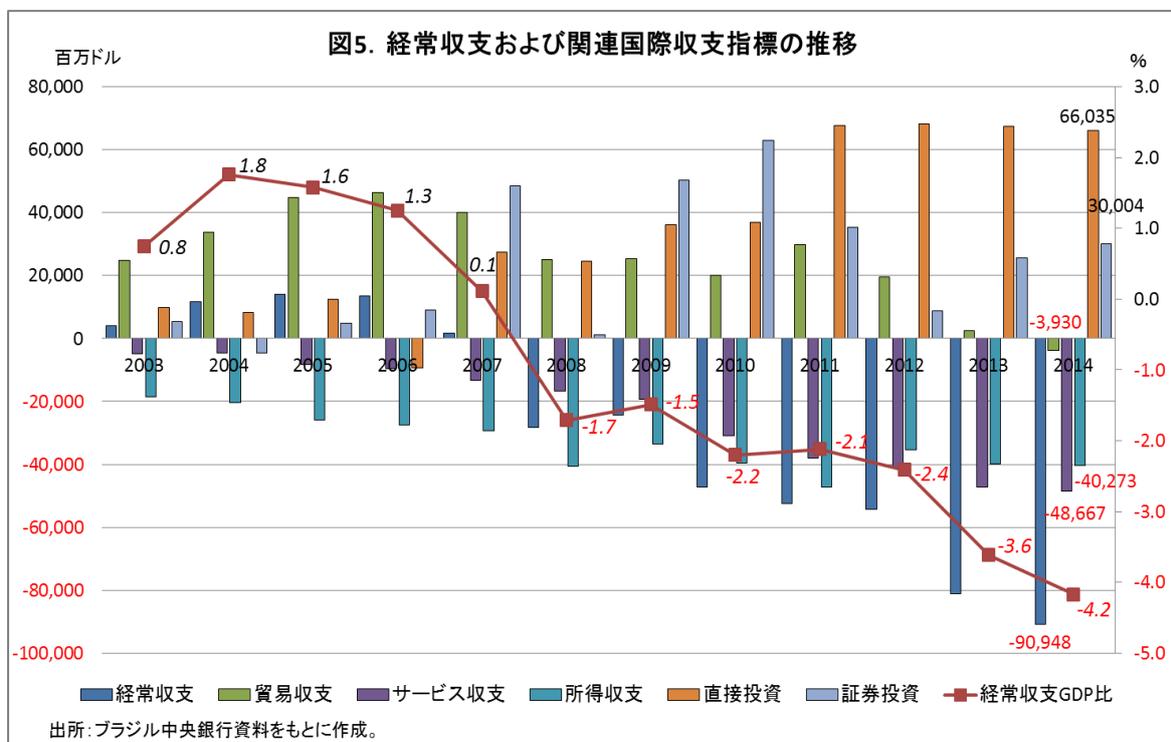
G) 国際指標

ブラジルの貿易額は近年、国際的な一次資源需要拡大や国内市場の活況を受け増加した。輸出額は2004～2014年の期間、年率8.8%増、輸入額は同13.8%増となっている。輸出額に占める一次産品のシェアは2004年の29.6%から2014年の48.7%に大きく上昇、その一方で工業製品のシェアは54.9%から35.6%へと低下している。一次産品のなかでも鉄鉱石(4.9%→11.5%)、大豆(5.6%→10.3%)、原油(2.6%→7.3%)の3品目の割合が大きく増えている。輸入額をみると消費財のシェアが拡大している。耐久消費財は5.1%から8.6%、非耐久消費財は5.9%から8.1%に上昇した。その一方で原材料・中間財のシェアは53.4%から45.0%に低下、つまり貿易面からみると、現地生産されていた製品が、完成品の輸入に置き換わる傾向が見て取れる。なお貿易収支をみるとこれまで黒字を記録してきたが状況が変化している。2006年に465億ドルを記録した貿易黒字は、2014年に40億ドルの赤字へと転落した。貿易赤字を記録したのは2000年(7億5,300万ドルの赤字)以来となる。一次産品の国際価格が低下し、さらに工業製品輸出が伸び悩んだことが背景にあげられる。

ブラジルへの直接投資額(国際収支ベース)は近年、600億ドル台の水準で推移している。2014年は前年比2.4%減の625億ドルであったが、2011年以降4年連続で600億ドル台を維

持した。2014年直接投資額を業種別にみるとサービス業が6割、製造業が3割、農畜産・鉱業が1割となっている。サービス業では商業、電話通信、金融が、製造業では自動車、製鉄、化学製品が上位を占めた。国別では投資額が多い順にオランダ、米国、ルクセンブルク、日本となった。直接投資額は近年、石油や鉄鉱石、農産物など資源権益に関わる投資や企業のM&Aの増加などが牽引している。

経常収支をみると年々悪化傾向にある。2008年に経常収支赤字に転落して以降、赤字額が拡大、2014年は909億ドルの赤字、GDP比4.2%の赤字となった。要因は貿易収支の赤字転落（赤字額40億ドル）、サービス収支の赤字拡大（同487億ドル）など挙げられる。サービス収支赤字の内訳をみると、機材のレンタル（赤字額227億ドル）、旅行（同187億ドル）の赤字幅が大きい。機材のレンタルは国内の石油資源開発などで必要な資機材のリース料増加、旅行の赤字はブラジル人の海外旅行増加が背景にある。

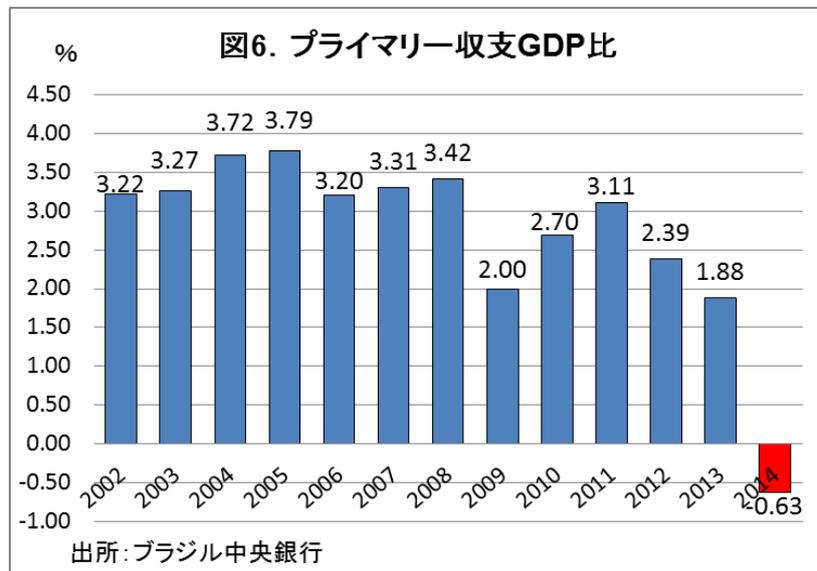


H) 財政指標

政府の金融・財政政策の3本柱のひとつに、基礎的財政収支（プライマリー収支）黒字の達成がある。2003年のルーラ政権発足以降、同指標はGDP比で3%以上の黒字を安定的に達成し、ブラジル国債が投資適格を得るなど対外信用を確保するうえでの基礎条件に位置づけられてきた。ところがリーマンショック翌年の2009年以降、同指標の悪化傾向が見られる。特に2014年は2001年以降ではじめての赤字転落（GDP比0.63%の赤字）となった。

指標悪化の背景にはリーマンショック以降における、政府の積極的な景気対策および税収伸び悩みが挙げられる。政府は世界的な景気後退局面の影響を緩和するため、PAC を含めた公共投資を促進し、公的金融機関による低利融資を拡大[国家経済社会開発銀行 (BNDES) による投資維持 (PSI) プログラム、連邦貯蓄銀行による低所得者向け住宅供給プログラムなど]、消費喚起を目的とした自動車、家電製品にかかる工業製品税の時的引き下げ措置など税軽減措置を実施した。それらの対応は一時的な需要下支えには寄与したものの、徐々に効果が低減し経済停滞は不可避となった。

一方で税収は低迷し、財政収支悪化へと繋がった。2015年1月に第2期ルセフ政権が発足したが、財政収支均衡を図るため市場からの信任の厚いジョアキン・レビを財務大臣に任命、2015年中にGDP比1.2%のプライマリー収支黒字の達成を掲げ、財政支出減、歳入増に向けた措置を矢継ぎ早に発表し、財政健全化に向けた取り組みが始まっている。(二宮康史)



② 会社法・経済法

A) ブラジルへの進出企業形態

海外への事業進出の初期段階において、一般的には駐在員事務所を設立して、市場調査等を実施することが多いが、ブラジルにおいては駐在員事務所という概念が法律上なく、また「支店」の設立には連邦政府による事前承認が必要であることから、現地法人の設立が必要となっている。ブラジルの会社法制は新民法典(2002年1月10日付法律第10,406号)の下で近代化が図られた。新民法典が定める法人格を有する企業組織については表1を参照されたい。

なお、新民法典には法人格否認に関する規定(第50条)が追加されたので留意する必要がある。同条は、「会社の目的外行為や会社資産の混同など、法人格の濫用があった場合は、裁判官は当事者の申立て、または検察庁が訴訟に介入した場合はその申立てに基づき、一定の特定された責任が管理役員または法人株主に遡及することを決定することができる」と定めている。従来、ブラジルの裁判所は法人格否認法理の適用に極めて慎重であったが、消費者保護法や環境基本法などでは既に法人格否認理論が導入されていた。

表1 2002年民法の下で法人格を有する企業組織

企業組織	根拠法令	特徴
単 純 会 社 (Sociedade Simples)	民法第 997~1,038 条	弁護士事務所、会計事務所、コンサルタントなど出資者本人が直接役務を提供する形態の法人。
合 名 会 社 (Sociedade em Nome Coletivo)	民法第 1,039~1,044 条	出資者は会社債権者に対して無限の連帯責任を負担する。
合 資 会 社 (Sociedade em Comandita Simples)	民法第 1,045~1,044 条	有限責任社員と無限責任社員とで構成される。
有 限 会 社 (Sociedade Limitada)	民法第 1,052~1,087 条 上記に規定されない事項については単純会社の規定が適用される。	2名以上の出資者が必要。業務執行者は1名以上。会社定款により、株式会社の規則により規定を補足することが可能。
株 式 会 社 (Sociedade Anônima)	民法第 1,088 条・1,089 条および株式会社法 (1976 年法律第 6,404 号)	2名以上の株主が必要。経営審議会メンバーは3名以上。業務執行者は2名以上。監査役は3~5名。財務諸表の公開が義務付けられる。
株式合資会社 Sociedade em Comandita por Ações	民法第 1,090~1,092 条および株式会社法第 280~284 条	株主は有限責任のみを負担。取締役は会社の債務について無限の責任を連帯して負担する。
協 同 組 合 (Sociedade Cooperativa)	民法第 1,093~1,096 条	20名以上の個人より簡易会社として設立される。
個 人 有 限 責 任 企 業 (Empresa Individual de Responsabilidade Limitada)	2011年7月12日付法律第12,441号に基づく民法改正で認められた企業形態	有限責任の一人企業。商号には有限責任企業の略称“EIRELI”を付さなければならない。

B) 有限会社について

日系進出企業の多くが有限会社（Sociedade Limitada）である。かつては1919年の法令により規律されていたが、民法第1,052～1,087条に詳細な規定がおかれた。有限会社は最低2名の社員を必要とする。有限会社は株式会社と比較すると設立手続きが簡便で運営コストも安く、計算書類の開示も原則として要求されない点が、日系進出企業にとってのメリットといえよう。ただし、有限会社は株式や社債を発行することはできず、証券市場を通じての資金調達はできない点に注意が必要である。また、2007年の株式会社法改正によって、有限会社であってもその企業集団の総資産が2.4億レアルを超える場合、または総売上高が3億レアルを超える場合には株式会社法に準拠した財務書類の計算義務や外部監査人の起用義務が課されるので注意が必要である（図1参照）。

図1 2007年株式会社法改正後の分類

会社の種別	株式会社法に準拠した財務書類作成義務	証券取引委員会が制定する諸規則の遵守義務	財務書類の公表義務	外部監査人起用義務
公開株式会社	YES	YES	YES	YES
大規模閉鎖株式会社(企業集団の総資産2.4億レアル超または総売上高が3億レアル超)	YES	NO	YES	YES
閉鎖株式会社	YES	NO	YES	NO
大規模会社(株式会社以外)	YES	NO	NO	YES
会社(株式会社以外)	NO	NO	NO	NO

大規模有限会社には財務諸表作成等が義務付けられた。

C) 株式会社について

株式会社（Sociedade Anônima）については1976年12月15日付法律第6,404号(Lei das Sociedades Anônimas：株式会社法)が詳細に規定しており、現在でも株式会社について民法に定めのない場合は株式会社法の諸規定が適用される。株式会社には最低2名の株主が必要である。また、一定の小規模の非公開会社を除き、計算書類の作成及び公表が義務付けられている。株式会社はその発行する有価証券が市場で取引されているか否かにより、公開会社と非公開会社に分類される。

株式会社の機関として、まず株主総会が挙げられる。株主総会は会社の最高意思決定機関であり、定款変更、取締役及び監査役の選任及び解任、計算書類の承認等の権限を有する。定時株主総会は毎年1回、会計年度終了日から4カ月以内に開催しなければならない。次に経営審議会(conselho de administração)および取締役会(diretoria)をあげることができる。

公開会社（銀行を含む）については経営審議会の設置が義務的であるが、非公開会社については任意である。経営審議会は、株主のなかから株主総会の決議を経て選出される最低3人の審議会メンバーで構成される。その任期は3年を超えることはできないが、再選が可能である。審議会メンバーは、取締役はブラジルの居住者である必要はないが、非居住者が審議会メンバーとなる場合は、ブラジル国内の代理人の選任が必要とされる。経営審議会は執行機関である取締役会(diretoria)と共に会社の運営を担当する。経営審議会が設置されていない会社では、その運営は取締役会が担当する。取締役会は、最低2名の取締役(director)により構成される。その任期は3年を超えることができないが再選は可能である。取締役は、ブラジル居住者でなければならないが、株主である必要はない。なお、経営審議会が設置される場合、審議会メンバーの3分の1を上限に、審議会メンバーが取締役を兼任することができる。

なお、ブラジルでは法人を社会的存在としてとらえ、支配株主に権力濫用の禁止義務を課している。ブラジル会社法は、議決権行使に関する濫用を禁止し、支配株主は「会社の利益を考慮して議決権を行使」する義務を負担し、「国家の利益を損なう目的」で、または「少数株主または国家経済の損失により会社を利すべく」会社を導く行為は支配株主の権力濫用になると規定している点に注意が必要である。

D) インサイダー取引規制

ブラジル株式会社法は、「管理役員（経営審議会メンバー、取締役および監査役）は、株式会社に忠実に服務し、その営業に関する秘密を保持しなければならない」（第155条本文第1文）と規定する。そして、同条第1項は、「公開会社の管理役員は、市場に対して公表されていない情報を職務に基づき入手した場合、流通証券の相場に相当程度に影響し得る情報については、すべて秘密を守る義務があり、かつ流通証券の売買を通じて、自己または第三者のために利益を獲得する目的で情報を利用することは禁止される」と規定した。

また、同条第2項は、「管理役員は、第1項に規定される違反行為が、その信託する部下によって、または第三者を介して行われないように注意しなければならない」と規定している。このように、ブラジルにおけるインサイダー取引規制は、もともとは上場会社の管理役員の忠実義務から派生する秘密保持義務に違反することによって生じる責任としてとらえられていた。しかし、2001年の法律第10,303号は、1976年会社法の第155条第4項を新設し、「いかなる者であっても、まだ公開されていない重要情報は、この情報を知り得た者が、自己または第三者のために、流通証券市場で利益をを図る目的で利用することは禁止される」と規定した。さらにブラジル会社法のもとでは、インサイダーの概念には、重要情報を市場への公開前に取得するに至った支配株主も当然に含まれると考えられている。

上記の状況のもと、2002年に証取委員会が定めた指令第358号第13条によって、インサ

イダーには「会社、直接または間接の支配株主、取締役、その他経営審議会や監査役など会社の専門的または諮問的機能を有する機関で定款により創設された機関の構成員が、会社、子会社または関係会社における地位、責務、機能または地位によって重要な行為または情報を得たもの」が含まれることが明示され、それらの者が「証券市場において、自らまたは第三者のために利益を得る目的で、重要な行為または情報を利用することは禁止される」と規定した。同条は、独立監査人、証券の評価人、弁護士などの会社と信認関係にある専門家についても、会社の重要情報を利用して証券取引を行うことを禁止している。

ブラジルにおけるインサイダー取引規制は、株式会社法、1976年12月7日付法律第6,385号（証券取引委員会法）および証取委員会指令によって規制されている。インサイダー取引規制の対象となるのは、①インサイダーが、②未公開の重要情報を取得し、そして③重要情報が公開される以前にそれを活用して株式等の売買を行う場合である。これに違反した場合の法的責任については、①管理役員ของบริษัท・第三者に対する民事上の損害賠償責任、②行政制裁および③刑事制裁に分類して検討する必要がある。

コラム：インサイダー取引法の執行事例

2011年2月、サンパウロ連邦裁判所刑事部は、同国食品大手で世界有数の食肉類輸出業者である Sadia S.A. の元 CFO に 35 万レアルの罰金および 1 年 9 月の禁錮刑を、そして同社元経営審議会メンバーに 37 万レアルの罰金と 1 年 5 月の禁錮刑を、それぞれ宣告した。本件は、同社と Perdigão 社（食品大手）間の敵対的買収に関連して、上記経営幹部がインサイダー情報をもとに不正な利益を得た事件であるが、同国でインサイダー取引規制に関して初めて刑事制裁が適用された事例となった。

E) マネーロンダリング規制

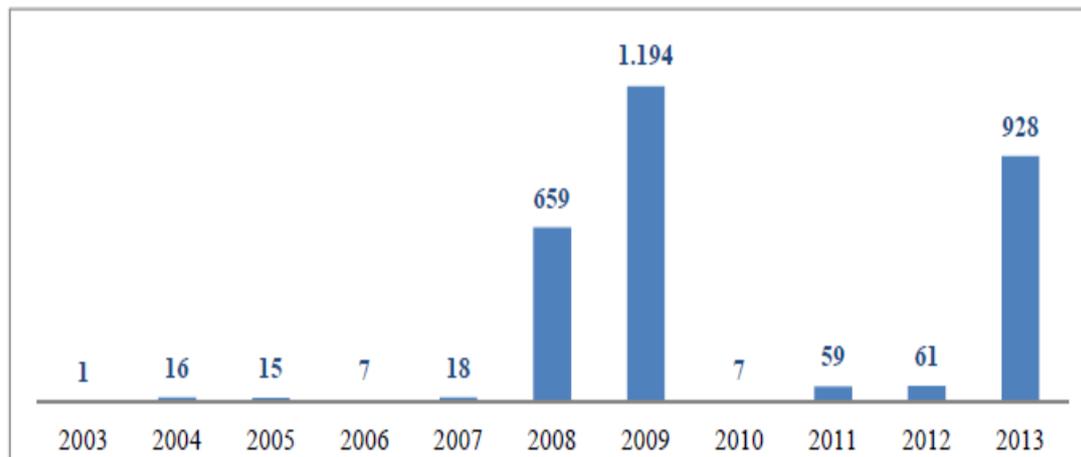
ブラジルで最初のマネーロンダリング規制法（法律第 9,613 号: AML）が成立したのは 1998 年であり、この年に同法の執行機関として金融活動監視審議会（COAF）が創設された。その後 2001 年 1 月 20 日付補足法第 105 号や 2003 年の法律第 10,701 号等による数次の改正を経て、2012 年の法律第 12,683 号は、条文における前提犯罪の列举を廃止し、すべての犯罪収益に関するマネーロンダリング（ML）を犯罪化した他、その訴追効率化の為の措置や厳罰化のための規定をおいた。

同国は、2000 年に政府間機関である金融活動作業部会（FATF）の加盟国になった。これは BRICS 諸国のなかでは最も早い加盟である。FATF による同国に関する最初の審査は 2000 年に、また第 2 次審査は 2003 年に実施された。同国はこの結果を踏まえて 2004 年から ML 撲滅国家戦略を発足させ、司法省・財務省の他関係各省庁が連携して AML に取組む体制を構築した（2006 年には腐敗行為の規制を含めた国家戦略に発展した）。

図 2 は COAF の活動状況を示した表であるが、2009 年から開始された FATF の第 3 次審査（ブラジルにおける AML の執行状況の審査）では、今後一層の AML 執行強化が必要と

問題が指摘されている。

図 2 COAF による ML 関連資産の年度別差押金額の推移（単位は百万レアル）



Fonte: COAF

出典：2013 年度 COAF 活動報告書 P.17

(<http://www.coaf.fazenda.gov.br/o-conselho/relatorio-de-atividades> : 2014 年 11 月確認)

F) ブラジル競争法について

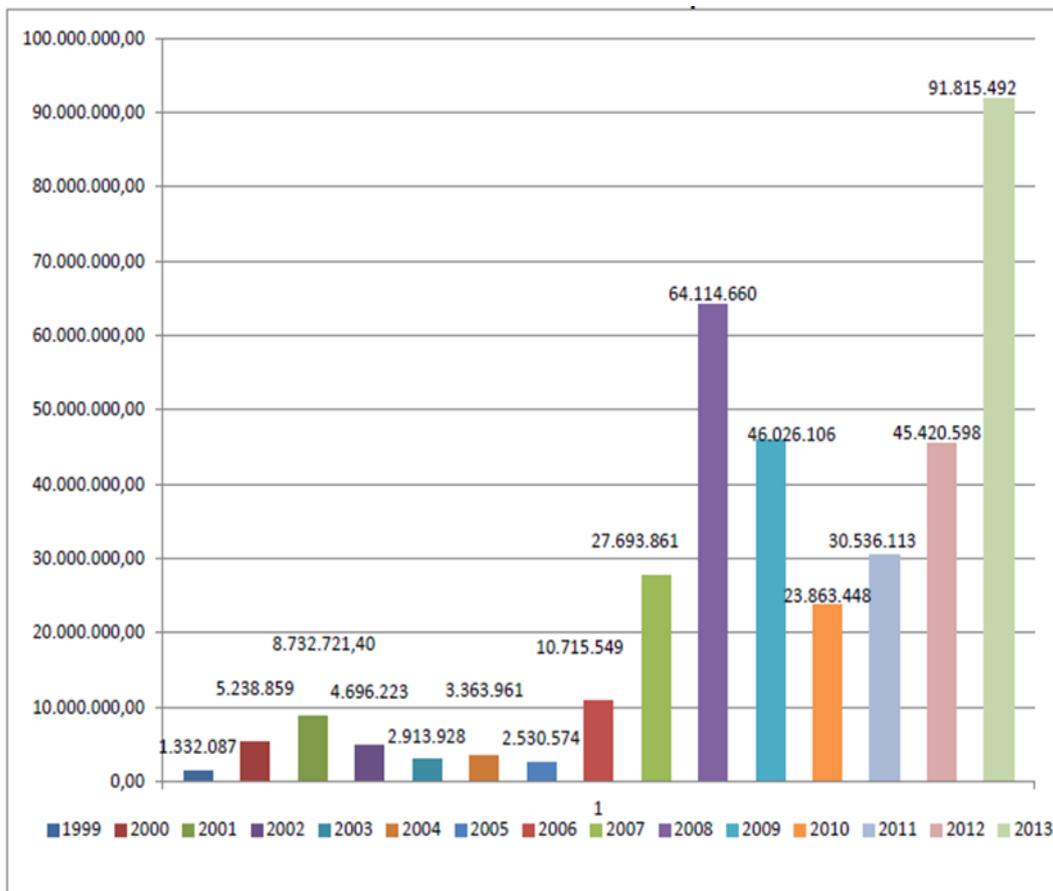
1988 年憲法の第 170 条は、「経済の秩序は、人間の労働の尊重と創業の自由にもとづき、次の諸原則を遵守して、社会正義の規範に従い、すべてのものに尊厳に値する生活を保障することを目的とする」と規定している。ここで定められた諸原則の一つである「自由競争の保障」を立法化したものがブラジル競争法であるが、ブラジル競争法は、1994 年競争法を全面改正し 2011 年競争法（法律第 12,529 号）が 2012 年 5 月から施行された。この競争法を執行する機関は、司法省に属する独立行政組織である経済防衛行政審議会（CADE）である。2011 年競争法の主な特徴は以下の通りである。

- i. 1994 年競争法の下で 3 つに分散されていた競争法執行機関が経済防衛行政審議会（CADE）に一本化され、業務の効率化・迅速化が図られた。CADE はカルテル摘発を主眼として競争法の執行を強化しつつある（図 3 参照）。
- ii. 企業結合規制について、事後届出制度から事前届出制度に変更となった。合併や株式取得などの対象取引について、いずれかの当事者の国内売上高が 7.5 億レアル以上で、他の当事者のいずれかの国内売上高が 7,500 万レアル以上であれば届出が必要である（CADE における企業結合審査の平均的日数について図 5 参照）。また、当局の許可が下りるまで、企業結合を実施してはならない。これに違反した場合は、企業結合は無効となり、6 万レアル～6,000 万レアルの制裁金が課される他、カルテル等の違法行為

が認定される可能性がある。

- iii. 1994 年競争法の下でリニエンスー（制裁金減免制度）は主犯格の当事者には申請が認められていなかったが、これらの者にも認められるなど、リニエンスーの適用範囲が拡大された（リニエンスー合意の推移について図 4 参照）。
- iv. 1994 年競争法の下では行為者の手続き開始の前年の売上高の 1～30%が罰金額とされていたが、違反分野にかかる連結売上高の 0.1～20%相当と変更になった。尚、罰金額は違法な収益の額を下回らないものとする点は、これまでと同様である。また、個人に対しては、会社に対して課せられた罰金額の 1～20%相当額とされる。

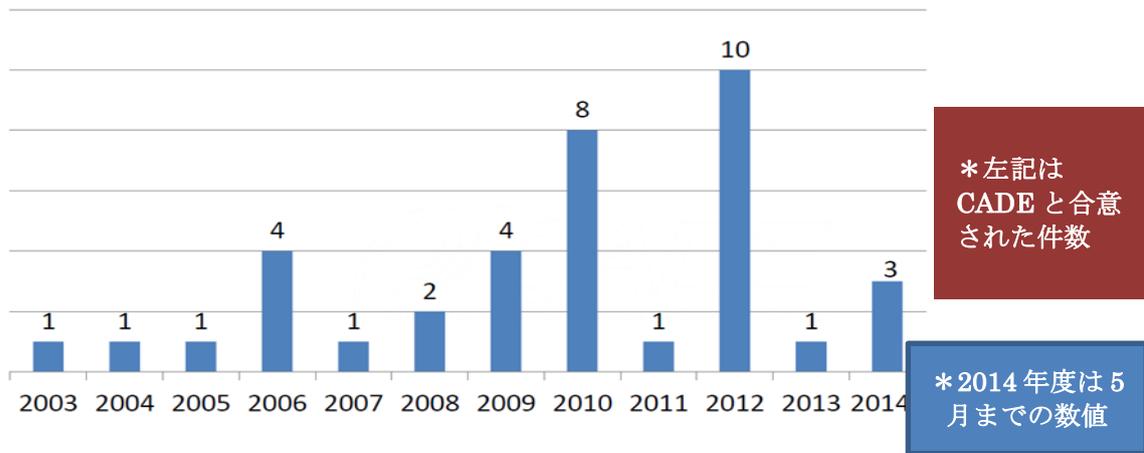
図 3 CADE の行政制裁金等の年度別徴収額推移（単位：リアル）



Fonte: PFE/Cade

出典：Relatório de gestão do exercício de 2013（2014 年 3 月 CADE 年次活動報告書 P.105 から抜粋）

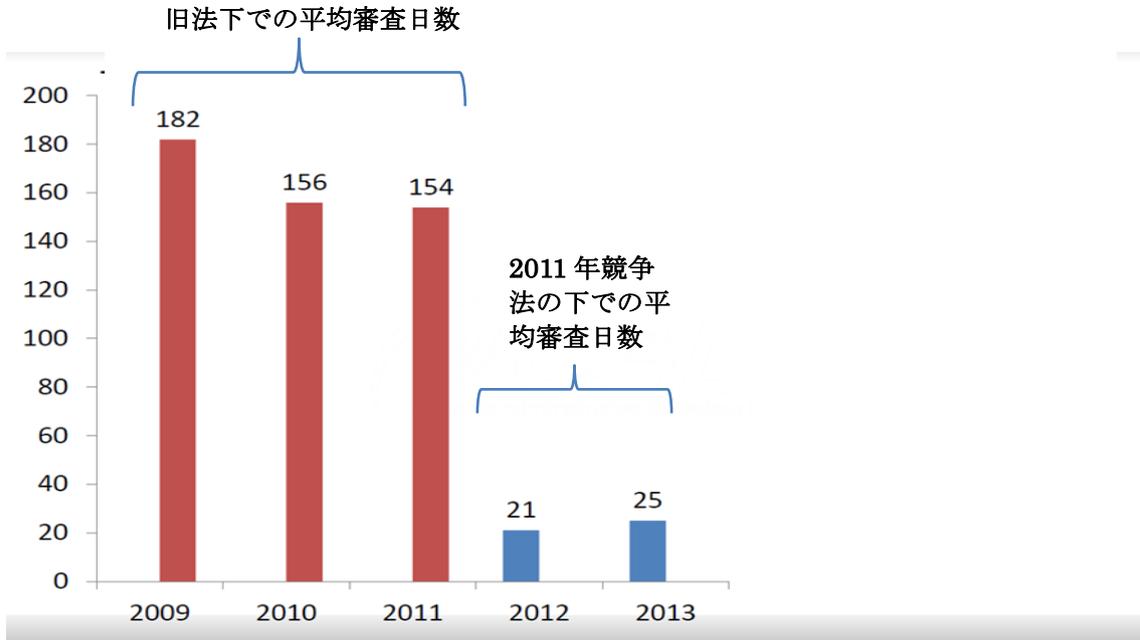
図4 リニエンシー合意件数の年度別推移（単位：件数）



(*)Até 16 de maio

出典 2014年3月 CADE 作成資料(Balanço do bienio da Lei 12.529/11)
<http://www.cade.gov.br/upload/Balanço%20%20anos%20nova%20lei.pdf>: 2014年11月確認

図5 企業集中審査の年度別所要期間推移（単位：1件あたりの平均審査日数）



出典 2014年3月 CADE 作成資料(Balanço do bienio da Lei 12.529/11)
<http://www.cade.gov.br/upload/Balanço%20%20anos%20nova%20lei.pdf>: 2014年11月確認

コラム 1：最近のカルテル事例

2014年3月にブラジル法務省の経済防衛行政審議会（CADE）は、サンパウロ地下鉄工事入札に関するカルテル(価格談合)形成の容疑で18社と109人の経営者を起訴したことを連邦官報に公示した。この18社の中には日本企業の現地法人およびその役員も含まれている。調査対象となっている入札額は合計94億リアル以上とみられる。本件は、2013年5月に独シーメンスがCADEと課徴金減免制度（リニエンシー）契約に合意した結果と報じられている。なお、ブラジル競争法の下でカルテルに関与した個人は2~5年の禁錮刑および罰金が科される（併科）。

G) 贈収賄規制について

ブラジルは、その歴史的な負の遺産と言うべき汚職問題への対処に苦慮している。NPOのTransparency Internationalが行った調査結果では、ブラジルのCorruption Perception Index(腐敗問題の清廉さを示す係数)は世界第72位であった。例えば、第19位であったウルグアイや第22位のチリなどと比較すると、ブラジルの汚職問題はラテンアメリカ諸国の中でも根深いように見受けられる。

ブラジル刑法典は、ブラジル国内の公務員に関する贈収賄に関して個人に対する刑事罰を規定している。一方で、法人罰についてはながらく法的規定が存在しなかったところ、2013年8月1日に成立した腐敗行為防止法（2013年8月1日付法律第12,846号）が内外の公務員に対する贈賄等、行政を不法に害する行為に関連して法人の行政責任を規定することになった。また、同法は、法人の民事上の責任についても規定している。同法が定める違法行為は、国内外の公的財産に対する侵害行為、公的行政の支配原則に反する行為、ブラジルが批准する国際協定に反する行為を違法行為であり、具体的には「公務員または公務員と関係のある第三者に対して直接的または間接的に不当な利益を約束すること」など表2に掲げる5つの行為類型を禁止している。行為者がその所属する法人等の利益を図るために上記の違法行為をなした場合には、それが法人等の利益のためにだけ行われたものであるのか、またはその他の意図を一部含むものであるのかは問題とせず、法人処罰規定が適用される。

法人に対する行政制裁は、行政手続開始前の直近の会計年度の総売上高から税金を除いた金額の0.1~20%相当の制裁金であり、享受した利益の金額が推定可能な場合は、その金額を下回らない金額の制裁金が課される。更に、法人に対しては有責に関する特別公告を命じられる可能性がある。この特別公告は、「決定書の抜粋の形で発表され、法人の負担により、違法行為のあった領域および法人の活動領域で発行部数の多い通信媒体を通じて、またはそれが存在しない場合には全国紙において、さらに公告にも添付することで、30日以上の期間にわたり、法人の施設内または業務活動を行う地域における公衆の目に触れる形で、さらにインターネット上の電子ウェブサイト上でもこれを公表するものとする」（腐敗防止法第6条5項）とされる。

表 2 腐敗行為防止法が禁止する行為

- I – 公務員または公務員と関係のある第三者に対して直接的または間接的に、不当な利益を約束し、申し出、または付与すること。
- II – 本法に定める不法行為の実行に対する融資、費用負担、後援または何らかの形による補助金を支給すること。
- III – 自身の本当の利害関係または実行された行為の受益者の身元を隠蔽または偽装するために、介在者として個人または法人を利用すること。
- IV – 公共入札における談合等の不正行為。
- V – 公的機関、公共団体、公務員の調査または監督の活動を妨害すること。

腐敗防止法第 8 条は、「法人の責任の調査のための行政手続の開始および審判の権限は行政、立法、司法の三権それぞれの公的機関または公共団体の長に委ねる」と規定し、連邦行政権については、「法人の責任に関する行政手続の開始、あるいは開始した手続きについてその遵守または修正の状況を確定するための本法律に基づいた指図を行う同等の権限を連邦総監督省 (CGU) 長官に付与」している。CGU は、法律第 10,683 号に基づき、2003 年に創設された連邦政府の機関である。

また、腐敗防止法第 7 条は、同法上の制裁の適用に際しては、表 3 に示した 9 項目を考慮すると規定している。ここで、内部統制やコンプライアンス・プログラムの存否が検討されるが、同条 VIII 号に定める制度および手順の評価基準については、連邦行政政府の規則で定められることになっている。

表 3 制裁の適用に関して考慮する要素

- I – 違反行為の重度
- II – 違反した者が取得した利益または取得を試みた利益
- III – 違法行為の既遂の有無
- IV – 損害または損害の危険の大きさ
- V – 違法行為により生じた負の効果
- VI – 違反者の経済状況
- VII – 違法行為の調査のための法人の協力
- VIII – 法人内における内部統制、監査、内部告発、倫理規定、行動規定に関する制度および手順の有無
- IX – 損害を受けた公的機関または公共団体と法人との間で交わっていた契約の価値

最後に、腐敗防止法においてもリニエンシー合意制度が認められている。その条件の一つとして、法人が、不法行為の調査のための協力に関心を示した最初の当事者であることが要求されているが、本制度の活用を図るためには企業内で実効性のあるコンプライアンス・プログラムを実施し、不正の早期発見と対応に努めなければならない。なお、制裁の減免に合意した法人は、罰則を免除され、適用される制裁金について 3 分の 2 まで減額される。また、制裁の減免合意の効力は、所定の条件を満たす場合、この条項に連名で署名し、事実上または法律上同じ経済グループに属する法人にも及ぶ。

コラム 2： 腐敗行為規制の執行事例

2013 年にブラジル政府当局による Embraer S.A. に対する調査について現地メディアにより報道がなされた。Embraer は世界第三位の航空機メーカーであるが、ドミニカ軍の航空機建造契約の見返りとして、ドミニカ共和国の公務員に賄賂がなされた容疑で調査されている。ブラジルにおける有力な企業であっても当局の調査を免れない事実の証左ともいえよう。

H) まとめ

ブラジルが 1990 年代に市場開放政策に舵を取った以降、同国経済法は著しい発展を遂げた。ここで、発展とは単に法制が整備されたことを意味するのでは無く、その執行が強化されつつあることを意味する。たとえば、世界的な競争法専門誌である Global Competition Review は、ブラジルの競争執行機関である CADE を EU やアメリカの当局、そして日本の公正取引委員会に次いで高い評価を与えている（イギリスの競争当局と同順位の評価）。これは CADE の積極的な法執行の状況を踏まえた評価である。

そのような状況の下で欧米の外資系子会社は積極的にコンプライアンス・プログラムを充実させると共に、不正を早期発見してリニエンシーの適用を可能にする内部統制を構築している。日系子会社がこの点で遅れを取っているとすれば、それはコンプライアンスおよび危機管理の観点から大変危険な状況と認識すべきであり、内部監査体制や通報ルートの確立を含めコンプライアンス・プログラムのブラジル子会社における浸透を急ぐべきであろう。（阿部 博友）

【参考文献・資料】

阿部博友「ブラジル企業法制の基礎（第 1 回～第 5 回）国際商事法務，第 40 巻 1 号(2012) 54－62 頁，第 40 巻 3 号(2012)，423－430 頁，第 40 巻 4 号(2012)，590－596 頁，第 40 巻 9 号(2012)，1409－1419 頁，第 41 巻 6 号(2013)，877－885 頁

阿部博友 「ブラジル企業法の現代的展開」，国際商取引学会年報，第 15 号（2013），81-92 頁

阿部博友「ブラジル腐敗行為防止法の概要」国際商事法務，第 42 巻 7 号(2014)1086-1089 頁

阿部博友 「新興国におけるマネーロンダリング規制の現況」，国際商事法務 Vol.41, No. 9, 1332-1336 頁,(2013)

阿部博友『2011 年ブラジル競争保護法』（和訳）(<http://jp.camaradojapao.org.br/>: 2014 年 11 月確認)

阿部博友『2013 年ブラジル腐敗行為防止法』（和訳）(<http://jp.camaradojapao.org.br/>: 2014 年 11 月確認)

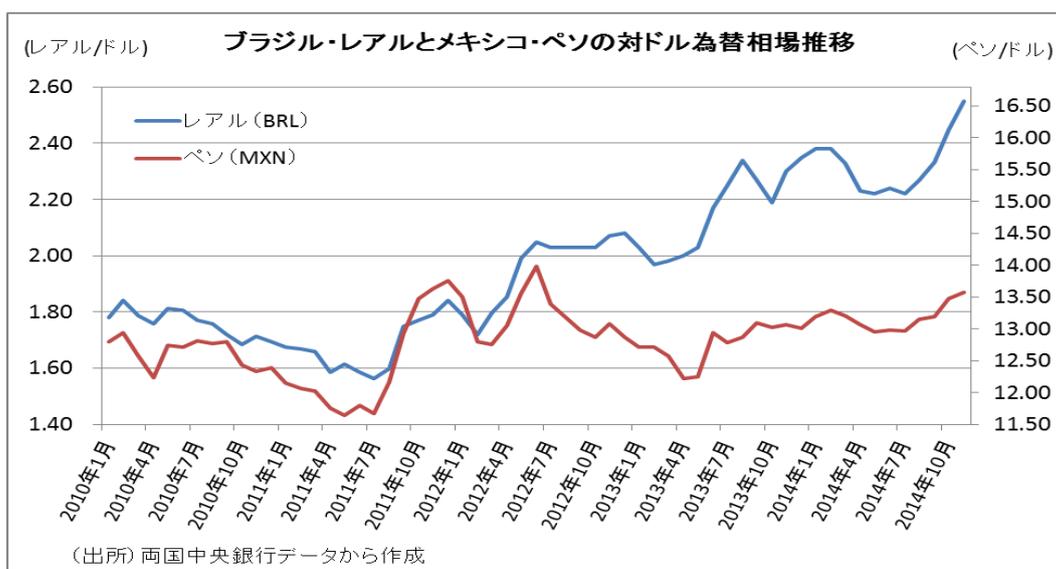
鈴木信男訳『改正ブラジル株式会社法』（サンパウロ、Tihoro Comunicações Ltda. 2010 年）

鈴木信男訳『ブラジル新民法 第 II 巻-企業法』（サンパウロ、Tihoro Comunicações Ltda.）

③ 資金調達に関するリスクとハードル

A) 変動リスクの高い為替相場

ブラジルの通貨レアルの為替相場は新興国通貨の一つとして、同国の経済動向や米国を中心とする先進国の金融緩和の動きに左右されて変動する。2010年1月～2014年11月の期間で対ドル為替相場をブラジル・レアルとメキシコ・ペソで変動幅を比較してみると、ペソが16.7%の変動に対し、レアルは38.8%も変動している。時系列の推移をみると、双方とも新興国通貨であるため、似たような動きをしているが、ここ2年はペソに比べるとレアルの対ドル減価が目立つ。



ジェトロが2015年1月に発表した「2014年度（第15回）中南米進出日系企業の経営実態調査」によると、ブラジル進出日系企業の45.0%が「不安定な為替」を投資環境面のリスク（問題）と感じており、この比率はメキシコ（15.8%）や中南米全体（37.9%）を大きく上回る。

日本企業が在ブラジル現地法人との資金のやり取りは、ブラジル・レアルでの海外送金ができないこと、現地法人が外貨建て預金口座を原則作成できないことから、外国為替取引を伴うこととなる。そのため、為替リスクが発生するが、日本本社か現地法人のどちらかでリスクを取る必要が生じる。

為替リスクを為替予約（先物レート）などでヘッジすることは可能だが、先物レートの理論値はヘッジ通貨の金利差で決まるため、ゼロ金利に近い日本と政策金利が11%を超えるブラジルの間では、外貨を購入する輸入企業にとってはヘッジコストが非常に高くなってしまふ。

B) 高い金利と IOF の負担

現地法人の資金調達においては、為替リスクという課題に加え、金融取引税（IOF）と調達金利を考慮する必要がある。外国からの借入れの場合、外貨建ての借入れを行えば金利は国内よりもかなり低くなるが、返済期間（加重平均）が 180 日以内だと元本の 6% の IOF が課税される。外国からの借入れは極力 180 日超にすべきだ。国内借入れの場合、金利は 10% を超える水準になるが、IOF は元本の 0.38% に加え、日歩 0.0041% が課税される。親会社からの出資・増資のかたちで資金調達する場合、金利は考慮しないが、外国為替取引として、IOF が 0.38% 課税される。

資金調達の種類による金利負担と租税コスト(現地法人の視点から)

形態	出資・増資	親子ローン(国外借入)	国外借入	国内借入	BNDES
金利コスト	なし	グループ内金利	外貨金利 (参考:米ドルで 2~4%)	国内金利 (参考:12~ 13%)	制度金利 (参考:6%+α)
所得減泉税	非課税	12.5%	12.5%	非課税	非課税
金融取引税 (IOF)	0.38%	180日以内6% 180日超0%	180日以内6% 180日超0%	0.38% + 日歩0.0041% (上限1.88%)	非課税

(注)金利は案件に応じて異なるため、あくまで参考水準。

利子の送金源泉税率(12.5%)は、租税条約を締結している日本向けの場合。

租税条約非締結国向けは15%、タックスヘイブン国向けは25%。

IOFの税率は一般的な事業規模の法人からの出資や融資の場合を想定。

(出所)三菱東京UFJ銀行資料等から作成

ブラジルでは金利が高いため、国内借入れの金利コストが高いが、逆に運用益も出やすいため、現預金の価値が高い。したがって、出資や増資により自己資本を厚くし、売掛金や在庫を減らして現預金を多くし、買掛金や借入金（有利子負債）を少なくした方が利益は出やすい。

なお、ブラジルでは 2010 年以降、関連会社からの借入金が当該関連会社からの出資金の 2 倍以上に達すると、当該会社への支払利息は損金算入できないという過小資本税制が適用されているため、借入金水準には留意が必要だ。

C) 長期レアル建ての融資は BNDES を活用

為替リスクのないブラジル国内でのレアル建ての融資は、金利が高いという問題がある。そこで、ブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）の制度金融を活用することも検討すべきだろう。BNDES の融資を活用すれば、市中金利よりもかなり有利な金利で融資を受けられ、返済据置期間の設置も可能な上、国内資金調達にかかる IOF 0.38% + 日歩 0.0041% が免除される。

BNDES の代表的な制度金融としては、機械設備の国内生産及び取得における融資である FINAME、投資額 2,000 万レアル超の投資プロジェクトに対する融資 FINEM、投資額 2,000

万レアル以下の投資プロジェクトに対する融資のアウトマティコ (Automatic)、輸出製品の国内生産支援のための融資である EXIM がある。BNDES の融資活用に向けた課題は、ローカルコンテンツ規制だ。FINAME の場合、国産化率が 60%以上の機械設備の購入や生産が融資の条件となる。FINEM などの投資プロジェクト向け融資に関しても、国産化率の要件が定められていることがあり、同要件を満たすことが融資活用のためのカギとなる。

D) 投下資本に対する利息払い制度を活用

ブラジルでは法律 9,249 号に基づき、親会社からの出資に対する配当について、投下資本に対する利息払い制度を活用することにより、ブラジルにおける節税が可能である。

同制度は、外国親会社への配当を投下資本に対する利息として処理する制度である。親会社に支払う配当が当該会計期間の利息費用として損金処理できるため、法人税の課税所得が圧縮され、節税効果が生まれる。例えば、利息費用控除前の利益を 100、配当（税務上は「利息」）を 40 と仮定すると、会計上は法人税 (IPRJ) 及び利益に対する社会負担金 (CSLL) の課税所得が 100、法人税 (ISR+CSLL) 額が 34、配当後の未処分利益は 26 となるが、税務上は課税所得が 60、法人税額が 20.4、利息の源泉徴収税額が 5、未処分利益が 39.6 となり、節税額は $34 - (20.4 + 5) = 8.6$ となる。

法律9249号に基づく投下資本に対する利息払い制度

項目	会計上	税務上	節税額
利息費用控除前利益	100.0	100.0	-
利息費用	-	40.0	-
利息費用控除後利益	100.0	60.0	-
法人税等(注1)34%	34.0	20.4	13.6
当期利益	66.0	39.6	-
配当	40.0	-	-
源泉税(注2)	-	5.0	△ 5.0
未処分利益	26.0	34.6	8.6

(注1) 法人税 (IPRJ) 25% + 利益に対する社会負担金 (CSLL) 9%

(注2) 配当に対する源泉税はなし。利子の送金源泉税率 (12.5%) は、租税条約締結国 (日本含む) 向けの場合。

(出所) 監査法人トーマツ資料、法律9249号等から作成

同制度を適用するための主な要件は、①支払利息（配当）額の 2 倍以上の利息費用計上前当期利益（または繰越利益）が存在すること、②支払い利息の利率（利息額／純資産×100 で計算）がブラジル中央銀行の発表する長期基準金利 (TJLP, 2014 年 7～9 月は 5%) 以下であること、である。なお、日本の親会社は当該利息の受け取りを配当に順ずるものとして処理できる。

ブラジルから国外への資金送金に際しては、その必要性を証明する証拠書類が必要であり、親会社の子会社のために立替払いした場合などは、その必要性を証明する書類の用意が難しく送金自体が困難である。ロイヤリティや技術料を支払う場合には、事前に国立工業所有権院 (INPI) と中央銀行に登録する必要がある。(中畑 貴雄)

(3) インフラ整備状況

① ブラジルにとってのインフラストラクチャー

「インフラストラクチャー (Infrastructure)」の定義について、自治体の公共投資の決定要因とその構造を分析したハンセン[1965]は、経済インフラと社会インフラの二つの側面に分けて整理している。経済インフラとは、生産活動を直接支えるあるいは経済的財の移動を支えるための資本、社会インフラとは生産性の向上に寄与するが経済インフラに比べれば直接度が低い資本と説明されている。具体的に経済インフラは、一般道路、高速道路、空港、海上輸送、上下水道、ガス・電力供給網、灌漑施設など、社会インフラは学校、警察など治安機構、公民館、廃棄物処理場、病院、スポーツ施設などを指している。

ブラジルにとってインフラストラクチャーは二つの意味において重要である。ひとつは経済成長を持続させるための基礎条件として、もうひとつは産業競争力強化の一環としてである。2000年代におけるブラジル経済の安定的な成長は、海外需要増の恩恵を受けたコモディティ輸出、経済安定化と同時に進んだ社会政策などによる国内需要の拡大という二つの要素が大きく貢献した。これらの経済活動を支えるのは前述定義で示したインフラストラクチャーであり、経済成長に応じた整備、すなわち投資が必要になる。フリシュタック[2008]の試算によれば、官民合わせたブラジルのインフラ投資額³は2007年にGDP比2.03%、2001～2007年の期間平均でも2.11%であった。何をインフラ投資に含めるかの基準が異なるため単純な国際比較はできないが、フリシュタックはインド(2006～2007年)の5.63%、チリ(2001年)の6.2%など他国の水準を引き合いに出し、ブラジルの数値はかなり低いことを示している。ブラジルのインフラ投資は1980年代債務危機以降の経済混乱を背景に停滞していたことが指摘されてきたが、2000年代に入っても経済規模に比して依然として低水準に留まっていることがわかる。この問題はブラジル経済の低成長と関連付けて議論されることも多い。

インフラ投資の不足は経済活動の実態をみても明白である。例えば貨物輸送の手段に際して、広大な国土を有しながら高コストとなるトラック主体の道路輸送に依存し、港湾では、農産物の輸出に際し、収穫が集中する時期に港湾に向かうトラックの長蛇の列が連なる光景を例年目の当たりにする。電力については発電源の6割を水力が占めるが降雨量の少ない年には供給不足となり、その代替として高コストの火力発電に依存する傾向がある。

このような事情を背景にブラジルでは輸送や電力にかかるコストが高く、産業競争力の観点でマイナス要因として認識されている。一方、社会インフラに眼を向けると、医療分野は公的保険が整備されているものの、公的病院の設備や医師が不足しており長時間の受診待ちが常態化しているほか、教育も初等・中等教育の純就学率の低さや授業の質の問題

³ この試算でインフラ投資に含むのは、電力、通信、道路交通、鉄道、空港、港湾、水上交通、都市衛生で主に経済インフラを対象としている。

などが指摘されている。特に社会インフラは、2013年に起きた大規模民衆デモで表明された不満の焦点のひとつでもあった。なかでも教育は労働生産性を引き上げるための基礎的条件であり、ブラジル経済の持続的な成長を実現する上でも重要項目といえる。

② ブラジルのインフラストラクチャーに関する国際的評価

世界経済フォーラム（WEF）では、「グローバル競争力指数ランキング」を毎年発表している。同報告で示すグローバル競争力指数は基礎条件、効率性強化、イノベーション・洗練化要素の3つのサブインデックスにより構成され、インフラストラクチャーは基礎条件に含まれる。なお、同報告のインフラストラクチャーでは、主に交通、エネルギー、通信といった、ハンセンが定義するところの経済インフラを評価の対象としている。

2014/2015年版(WEF[2014])のグローバル競争力総合指数でみると、ブラジルは144カ国中57位（1-7のスコアで4.34）に位置し、新興国群BRICSのなかで中国（28位、4.89）、ロシア（53位、4.37）、南アフリカ（56位、4.35）を下回るが、インド（71位、4.21）より上位に位置する（表1参照）。しかし同指数でインフラの項目をみるとブラジルは76位（3.98）で、総合順位を大きく下回る結果となった。インフラの項目のなかで優劣をみると、鉄道インフラが1.7ポイントとスコアでもっとも低いが、国別順位で見ると道路インフラ、港湾インフラがそれぞれ122位ともっとも低い（図1参照）。つまり交通インフラで改善余地が大きいとみることができる。

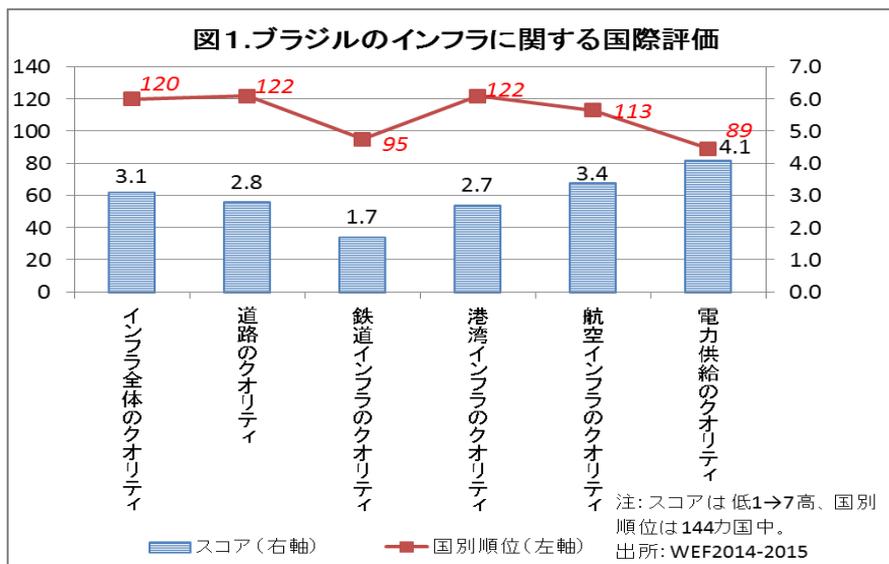
さらに WEF が企業向けに実施したアンケートで、「ブラジルにおけるビジネス環境でもっとも大きな問題」という質問について、回答率（複数回答）が高かった項目は、上位から順に「税制度」（18.2%）、「労働法の規制」（15.0%）、「不適切なインフラ供給」（15.0%）という結果であった。つまりブラジルでインフラ問題は、税制・労働制度に並び企業の活動を阻害する要因として認識されていることがわかる。

表1. 新興国群BRICSの国際競争力評価

	順位		スコア	
	総合	インフラ	総合	インフラ
ブラジル	57	76	4.34	3.98
中国	28	46	4.89	4.66
インド	71	87	4.21	3.58
ロシア	53	39	4.37	4.82
南アフリカ	56	60	4.35	4.29

出所: WEF2014-2015

注: スコアは1-7のスケールで評価され、数が大きいほど高評価



③ 政府のインフラ整備状況

A) 成長加速化計画 (PAC) の推進

政府は長年停滞したインフラ投資を喚起し経済成長を促進するため、2007年1月の第2期ルーラ政権始動と同時に成長加速化計画 (PAC) を発表した。同政策は a.インフラ投資、b.融資の拡大、c.投資環境改善、d.減免税と税制度の改善、e.長期的な財政政策の5分野で構成されており、総合的なインフラ投資を促すものである。投資分野は主に「エネルギー」、「ロジスティクス」、「社会・都市環境整備」に重点が置かれている。第1弾となる2007～2010年では総額6,574億レアル (約26兆円、1レアル=40円で換算) が見積もられ、政府は2010年12月末までに予算執行ベースで6,190億レアルと全体の94.1%の支出が完了し、実際の事業執行ベースでは81.9%の工事等が完了したとしている。

なかでもロジスティクスでは全長6,377キロにおよぶ道路工事や造船業振興に向けた融資、鉄道や、空港、港湾などに総額654億レアルが投じられ、エネルギーでは石油・天然ガス開発や発電事業、送電線網の整備に1,485億レアルを投じたと報告している (MPOG[2010])。なお、最も金額が大きかったのは、社会・都市基盤整備で2,301億レアルに及ぶ。これは個人向け住宅供給に必要なファイナンスが9割以上を占める。特にルーラ政権では、リーマンショックに伴う景気後退に対応する意図もあり、2009年3月から低所得者向け住宅供給プログラム「Minha Casa, Minha Vida (My House, My Life の意。以下 MCMV)」を開始、一定所得以下の世帯に対して低利融資を実施し合計で300万世帯以上の住宅供給を目指した。

この第1弾 PAC に続き、政府は2010年3月、2011～2014年の期間に総額1兆1,040億レアルにおよぶ第2弾成長加速化計画 (PAC2) を発表した。PAC2 では特に社会・都市環境基

盤整備に関して項目を細分化し、MCMV などによる住宅供給に加え、スラム街の環境整備や水害対策の強化、地域の保育園、病院など公共サービス施設の充実をうたっている。このほかにロジスティクスやエネルギーなどは従来どおりに投資を継続しているが、PAC2では社会インフラにより重点を置く姿勢が強まった感がある。

政府によれば2014年12月末までに予算額の96.5%の投資が実施されたと見られる。しかしその内訳をみると、42%を住宅融資とMCMVが占め、ビジネスに直接関係する経済インフラにすべてが投じられているわけではない。それでも政府の報告では、電力に関してブラジル北部 Rondônia 州にあるサント・アントニオ、ジラウなど大規模水力発電所の稼働で新たに1万5,908MWの発電能力が追加、海洋油田開発のサントス海盆で新たに9つの石油掘削プラットフォームが稼働したことなどを挙げたほか、5,100キロの道路工事、1,000キロの鉄道工事、30の港湾工事、37の空港工事を完了し、ロジスティクスインフラの改善に向け前進が見られたとしている(MPOG[2014])。

B) 経済インフラの整備状況

実際にどのくらいインフラ整備が進展しているのか、主に経済インフラに関するデータで検証をしてみよう。まず電力についてエネルギー研究公社(EPE)によれば、発電能力は2009～2013年の4年間に14.8%増加、なかでも大幅な増加を示したのは風力発電で265.7%増(2,202MW、シェア1.7%)となった(表2参照)。風力発電は近年、水力に集中した発電源を多様化させたい政府の意向もあり急速に増加、発電コストもかつてに比べ大幅に低下している。発電能力の大部分を占める水力は5.6%の伸びに留まるが、規模の小さい、小水力、ミニ水力による発電が大きく増加している。ブラジルの電力問題は、発電能力の問題と同時に、送電・配電網の拡充、近代化も課題に挙げられている。近年、州規模の広範囲に及ぶ大停電が起きており、電力インフラ全体の投資が必要と認識されている。

表2. ブラジルの設置済み発電能力(MW)

	2009	2010	2011	2012	2013	2013/2009 増減(%)	2013割合 (%)
合計	110,444	116,383	117,135	121,104	126,743	14.8	100.0
水力	76,781	78,610	78,371	79,753	81,092	5.6	64.0
火力	27,481	30,784	31,244	32,908	36,528	32.9	28.8
小水力(PCH、1MW超、30MW以下)	3,400	3,868	3,870	4,302	4,656	37.0	3.7
ミニ水力(CGH、1000kw以下)	173	185	216	240	270	56.1	0.2
原子力	2,007	2,007	2,007	2,007	1,990	-0.8	1.6
風力	602	928	1,426	1,893	2,202	265.7	1.7
太陽光	0	1	1	2	5	-	0.0

出所: EPE Anuário Estatístico de Energia Elétrica

道路整備をみると、ブラジル交通連盟(CNT)によれば、2014年12月時点で舗装道路の総距離は21万3,192キロと、2005年12月比、つまり9年間で8.7%増加した(表3参照)。

なかでも連邦道路が 15.1%、市道路が 18.0%増と大幅に伸びている。なお、道路整備は一部でコンセッションもなされており、2014年12月時点で民間企業のコンセッション道路は1万9,463キロと舗装道路全体の9%を占める。2005年12月時点の1万794キロ(6%)より増加している。CNTが実施している道路アンケート調査(2014年)では、道路利用者の満足度について、「とてもよい」「よい」と回答した人の割合は、コンセッション道路で74.1%と公営道路の29.3%の回答率を大きく上回っている。

表3. ブラジルの道路整備状況(キロメートル)

	舗装道路				非舗装道路			
	2005年 12月	2014年 12月	増減 (キロ数)	増減率(%)	2005年 12月	2014年 12月	増減 (キロ数)	増減率(%)
連邦	57,933	66,675	8,742	15.1	14,777	12,708	-2,069	-14.0
州	115,426	119,691	4,265	3.7	117,240	105,601	-11,639	-9.9
市	22,735	26,827	4,092	18.0	1,281,965	1,234,918	-47,047	-3.7
合計	196,094	213,192	17,098	8.7	1,413,982	1,353,227	-60,756	-4.3

出所: Boletim Estatístico-CNTより作成

鉄道整備の状況を同じくCNTの資料でみると、鉄道路線総距離は2014年12月時点で3万129キロであった(表4参照)。2005年12月時点と比較すると、距離数はほとんど伸びていない。また、鉄道に関してはその大部分をコンセッションが占めている点も特徴といえる。政府はPACや後述のロジスティクス投資計画(PIL)により、例えば国土を南北に縦断する南北鉄道やバイーア州内を走る東西統合鉄道、さらにはピアウイ州内からペルナンブコ州スアッペ港とセアラ州ペセン港を繋ぐ、新トランスノルデスチーナ鉄道の完成に向け工事を進めているが、完全運行までには依然として時間がかかると見られている。

表4. ブラジルの鉄道整備状況(キロメートル)

	2005年12月	2014年12月
鉄道路線総距離	29,798	30,129
うちコンセッション済み路線距離	28,671	28,190

出所: Boletim Estatístico-CNTより作成

港湾整備状況をCNTの資料でみると、港湾の数は大幅に増えている。自社貨物限定利用港湾あるいは自社、第三者貨物取り扱い可能港湾の数は、2005年12月に比べておよそ3倍に増加した(表5参照)。近年、一次産品輸出の増加に応じて、民間企業による港湾投資が増加した経緯がある。なお、PAC2の資料では、ペルナンブコ州のスアッペ港への道路アクセス整備や、サントス港など主要港湾の浚渫工事の完了を報告するなど、新たな港湾の設置だけでなく港湾周辺を含めた改良工事が進められている。国家水上交通局(ANTAQ)によれば、ブラジルの港湾での貨物取り扱い総量は2014年に9億7,000万トンと、2005年の6億4,900万トンと比べ49.5%増加している。

表5. ブラジルの港湾整備状況

	2005年12月	2014年12月
公的港湾	36	35
民間港湾	3	-
自社貨物限定利用港湾(Terminal Portuário de Uso Privativo Exclusivo)	42	9
自社、第三者貨物取扱可能港湾(Terminal Portuário de Uso Privativo Misto)		122

出所: Boletim Estatístico-CNTより作成

注: 港湾に関わる法改正が2013年に行われたため、それに従った分類としている。2005年12月のデータは現在適用されている港湾区分とは概念が違う可能性がある。

空港整備状況をCNTの資料で見ると、2014年12月時点で国際空港は34カ所、国内空港は29カ所設置されている(表6参照)。空港の数は大きく増えていないものの、ターミナルの拡張や空港設備の近代化が行われてきた。

例えばブラジルの玄関口となるサンパウロ州グアルーリョス国際空港は2014年に第3ターミナルを開設したほか、同州内陸部のカンピーナス市にあるピラコポス国際空港も一般旅客の利用が大幅に増え拡張工事を実施した。民間航空庁(ANAC)の資料によれば、2004～2013年の間に旅客キロ数で138.9%増、貨物量では61.7%増となっている(表7参照)。特に国内線での増加が顕著である。旅客の長距離輸送実績を輸送手段別にみると、これまでブラジル国内旅行で一般的であった陸送(長距離バスや自動車)のシェアが、2003年の72.1%から2013年に40.6%に低下する一方、航空機は27.9%から59.4%に上昇、つまりモーダルシフトが起きていることが見て取れる。

表6. ブラジルの空港整備状況

	2005年12月	2014年12月
国際空港	30	34
国内空港	36	29
公営飛行場	2,624	686
民営飛行場		1,703

出所: Boletim Estatístico-CNTより作成

表7. ブラジルの航空需要推移

	旅客キロ数(単位:10億)			貨物量(単位:千トン)		
	国内線	国際線	合計	国内線	国際線	合計
2004年	29	57	87	273	460	733
2013年	88	118	207	409	778	1,186
増減(%)	203.0	106.4	138.9	49.5	68.9	61.7

出所: ANAC

C) 社会インフラの整備状況

PAC2 では社会インフラへの投資が重点化されていることに触れたが、特に教育についてみたい。教育省傘下の研究機関 INEP の資料で、公的組織の役割が大きい基礎教育課程⁴の履修生徒数の推移をみる(表 8 参照)。同資料で 2007 年と 2013 年の 2 時点と比較した場合、生徒数全体は 5.6%減少している。これは徐々に少子高齢化が進む人口動態を反映した結果と見られる。経営主体別での生徒数をみると、公立が 11.2%減となった一方で、私立が 34.8%増となった。つまり基礎教育課程において私立学校の役割が増す傾向を見て取れる。ただし 8 割以上の生徒が公的教育を受ける状況に変化はない。教育課程別にみると、幼児教育と専門教育が大幅に伸びている。特に幼児教育は保育園、幼稚園であるが、幼児教育の重要性が国民に浸透しつつあることに加え、政府が施設の開設を積極的に後押ししている結果と見られる。なお、専門教育は主に職業訓練で、公立、私立ともにコースの開設が大幅に増加している (INEP[2014])。

表8. 基礎教育課程の履修生徒数

	全体	経営主体別		教育課程別				
		公立	私立	幼児教育	初等教育	中等教育	専門教育	その他
2007年	53,028,929	46,643,406	6,385,522	6,509,868	32,122,273	8,369,369	693,610	5,333,809
2013年	50,042,448	41,432,416	8,610,032	7,590,600	29,069,281	8,312,815	1,102,661	3,967,091
増減(%)	-5.6	-11.2	34.8	16.6	-9.5	-0.7	59.0	-25.6

出所: INEP、Censo Escolar da Educação Básica 2013

注: 基礎教育課程は保育園、幼稚園から日本の高校までに相当。初等教育が小・中学校に相当し、中等教育が高校に相当。

D) コンセッションなど民間投資が今後の成長の鍵

政府は PAC に加えて、2012 年 8 月にロジスティクス投資計画 (PIL) を発表している。これは今後 5 年間にわたって 795 億レアルを道路や鉄道といった交通インフラの整備に向けるものだ。実際にはコンセッション形式を活用し民間投資によりインフラ整備を進める内容となっている。政府の資料では、2011～2014 年の間に、同計画で道路の複線化、補修、舗装、建設が行われた総距離数は 2,781 キロに、鉄道の敷設など整備距離は 913 キロ (中西部から北部を走る南北鉄道が主) に及ぶとされる。

同年 12 月に発表された空港を対象とする PIL では、リオデジャネイロ国際空港 (ガレオン空港)、ミナスジェライス州コンフィンス国際空港のコンセッションに向けた方針を発表しており、既にコンセッションが実施されていたサンパウロのグアルーリョス国際空港やブラジリア国際空港、サンパウロ州カンピーナス市のビラコポス国際空港に続き民間投資を主軸とした投資に向かっている。なお、コンセッションの入札では、海外の空港運営会

⁴ 基礎教育課程は保育園、幼稚園から日本の高校までに相当。初等教育が小・中学校に相当し、中等教育が高校に相当。

社と国内企業がコンソーシアムを組み落札している。また政府は PIL として港湾整備に向けたプログラムも発表しているが、これもコンセッションを含め総額 542 億レアルの港湾投資（港湾アクセスなどの投資額は除く）を見込んでいる。

政府の資料で PAC2 の支出主体別内訳をみると、民間投資は全体の 2 割に過ぎない。また前出フリシュタック[2008]の試算で示された 2007 年インフラ投資額 GDP 比 2.03% の値で見ると、民間企業による投資は 0.97% と半分未満に留まる。フリシュタックは今後 15 年～20 年の期間で先進国の仲間入りを果たすためにはインフラ投資 GDP 比を 5% 程度に引き上げる必要があると指摘している。第 2 期ルセフ政権では財政収支悪化という問題を抱え政府資金による投資拡大の余力がないなか、民間投資をいかに促すかがインフラ整備を実現する上で重要な鍵になるだろう。なお、その際に、民間企業が参入可能となる適正な利益とリスクのバランスに配慮した制度設計⁵、さらには法的安定性や透明性の確保が必要条件になってくると考えられる。（二宮 康史）

【参考文献】

- Frischtak, Cláudio R. [2008] “O investimento em infra-estrutura no Brasil: histórico recente e perspectivas”, *Pesquisa e Planejamento Econômico*, volume 38 | número 2 | agosto 2008.
- Hansen, N. M. [1965]. "The structure and determinants of local public investment expenditures." *Review of economics and statistics* 2: 150-162.
- Instituto Nacional de Estudos e Pesquisas Educacionais Anísio Teixeira (INEP) [2014] *Censo Escolar da Educação Básica 2013*.
- Ministério do Planejamento, Orçamento e Gestão (MPOG) [2010] *Balanco 4 anos 2007-2010*.
- Ministério do Planejamento, Orçamento e Gestão (MPOG) [2014] *11º Balanco do PAC 2*.
- World Economic Forum (WEF) [2014] *The Global Competitiveness Report 2014–2015*.

【参考 WEB】

- Agência Nacional de Aviação Civil (ANAC) (<http://www.anac.gov.br/>)
- Agência Nacional de Transportes Aquaviários (ANTAQ) (<http://www.antaq.gov.br>)
- Confederação Nacional do Transporte (CNT) (<http://www.cnt.org.br/>)
- Empresa de Pesquisa Energética (EPE) (<http://epe.gov.br/>)
- Programa de Investimento em Logística (PIL) (<http://www.logisticabrasil.gov.br/>)

⁵ この点は、当初 2014 年サッカー W 杯や 2016 年リオ・オリンピックに向けて計画されていた、リオサンパウロカンピナス間高速鉄道プロジェクト（総事業費 356 億レアル、全長約 500 キロ）の入札が延期されていることをみても、政策改善余地は大きいと考えられる。高速鉄道を巡っては、11 年 7 月に入札を実施したが応札者がなく、その後は入札情報開示の遅れや事業計画の変更がなされ、入札実施の目処が立っていない（2014 年 12 月時点、参考 WEB：<http://www.logisticabrasil.gov.br/>）。

2. オペレーション上の課題と対応策

(1) 外資規制と会社設立

① 規制業種について

ブラジルでは外資の導入分野に関して、基本的に安全保障や国民生活の安全に直接関係している分野のみに規制がかけられている。大別すると①原則禁止のもの、②出資比率に制限のあるものの2種類となる。①の原則禁止のものについては、核エネルギー開発関連事業、郵便、電報事業、航空宇宙産業の4種類がある。また、②については、具体的にブラジル人による議決権株保有の割合などを定めたものがあり、以下のものがある。

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌の経営及び所有	少なくとも議決権株式の70%以上はブラジル人もしくはブラジルへの帰化後10年を超えた者が保有する必要がある。
国内航空業/陸上貨物輸送業	議決権付き株式の80%以上をブラジル人が保有していなければならない。
軍需産業	議決権付き株式の3分の2以上をブラジル人が保有していなければならない。
ケーブルテレビ	ブラジルに本社があり、議決権付き株式の過半数がブラジル法人、個人が所有していなければならない。
国境周辺での活動	国境周辺での経済活動をする事業体は、株式の最低でも51%がブラジル法人、個人が所有していなければならない。
沿海輸送サービス	ブラジル資本が過半数且つ、経営陣の過半数はブラジル人でなくてはならない。ブラジル船籍の船舶を最低1隻所有してはならず、また、運航会社はブラジルに本社を置き国立水路運輸庁の認可を有していなければならない。
鉱物・水資源の開発および調査事業	ブラジルに本社があるブラジル法人または個人でなくてはならない。また、ブラジル政府による認可が必要。

② 土地所有について

外国企業の土地所有については、海岸地帯、国境周辺、および国が安全地帯として指定する場所については認められていない。ただし、ブラジルはもともと移民による開拓で発展した歴史から分かるとおり、上記の特殊な場所以外は、基本的に都市部を中心に国内の個人、法人（企業）と同様に土地・不動産の所有が認められる。ただし、地方の土地所有に関しては、国内の外国人または外国企業による土地所有が農牧畜事業または工業製造事業の導入、開発を目的としたものであり、かつそれらの事業が社会的責任を果たすのに即したものであると考えられる場合にのみ許可が与えられる。事業内容により、農務省または開発商工省の認可を必要とする。

ブラジル国内居住の外国人、もしくはブラジル国内に法人をもつ外国企業の土地不動産取得規則については1971年10月7日付法令5,709号(1974年11月26日付大統領令74,965号で発効)が基になっている。国立植民農地改革院INCRAが定めるMEIと呼ばれる基準単位を用い、外国「人」が取得可能な土地面積は50MEIを超えてはならないと規定されている。外国「企業」については100MEI以上の土地を購入する場合、国会にて承認される必要がある(1993年2月25日付法令8,629号)。このMEIの1単位あたりの面積は、自治体により5~100ヘクタールと異なっている。他方、1971年10月7日法令5,709号第12条にて各自治体の面積の25%以上を外国籍の個人・法人によって占有することはできず、また同一国籍の個人・法人によって10%以上を占有することはできない。

この法令5,709号の解釈運用については企業の待遇差別を禁じた憲法に違反するのではとの議論があり、これまで施行されてこなかった。しかし、外国企業傘下のブラジル現地法人で法令制限を超えた土地取得の事例が見られるなどしたため、2010年8月に政府は本法律が有効である旨の意見書(国家総弁護庁(AGU)2010年8月19日付け意見書(Parecer)No.LA-01)を発表し、施行されることとなった。そのため、現在では外国企業や外国人の農村部の土地購入に関して厳密な法令適用を行い、政府が外国企業、外国人による土地購入状況をチェックする体制を強化している(INCRA公布。2011年12月6日付け基本通達70号)。

③ 最低資本金について

ブラジルでは最低資本金に関する法律上の規制はないが、駐在員を現地企業の役員として派遣するには1名分の永住ビザにつき、最低60万リアル相当の投資と当該投資のブラジル中央銀行への登録が必須となっている。社長や経営者側の社員は永住ビザ取得が義務付けられている。なお、投資実施後、2年以内に10名以上のブラジル人従業員を雇用する計画がある場合、最低15万リアル相当の投資で1名分のビザが発給される。

④ 過小資本税制について

2010年6月から過小資本税制が採用されている。親会社等海外の関係会社からの借入金が純資産の2倍を超える場合、その超過分の支払い利息は損金計上できなくなっている。(竹下 幸治郎)

参考：J-File、日本機械輸出組合(ブラジルにおける貿易・投資上の問題点と要望：http://www.jmcti.org/cgi-bin/list_ind.cgi?Kind=Country&code=403&category=21)

(2) 知的財産権保護法

① はじめに

ブラジルの 1988 年連邦憲法第 5 条は、「すべての者は、いかなる性質の差別なく法の前に平等であり、国内に居住するブラジル人および外国人に対し、次の規定の下に生命、自由、平等、安全および財産権に関する権利の不可侵が保障される」と規定し、さらに「法律は、社会的利益並びに国の技術的および経済的發展を考慮して、工業発明者に対し、その使用の期限の定めのある特権、または工業的創造、商標の所有権、商号および他の標章に対する保護を保障する」（同条 29 項）と規定している。同国では産業財産権法（Lei da Propriedade Industrial:1996 年 5 月 14 日付法令第 9,279 号。2001 年 2 月 14 日付法律第 10,196 号により一部改正）が知的財産権（商標、特許、実用新案および意匠）の保護およびそれらの国家産業財産権院（INPI - Instituto Nacional da Propriedade Industrial）における登録手続きを定めている。INPI は、法律第 5,648 号に基づき 1970 年に設立された。更に同法は、不正競争の禁止も規定するなど知的財産権保護に止まらず幅広い規制内容になっている点に注意が必要である。

また、著作権については著作権法(Lei Nº 9,610: (1998 年 2 月 19 日付法律第 9,610 号が規定している (2013 年 8 月 14 日付法律第 12,853 号により一部改正)。また同国は文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(1886 年)にも署名している。なお、ブラジルは世界貿易機関 (WTO) の原加盟国であり、産業財産権法は知的所有権の貿易関連の側面に関する TRIPS 協定に合致する内容の法律である。

また、ブラジルは工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約および世界知的所有権機関による 1970 年 6 月 19 日の特許協力条約の加盟国でもある。ただし、ブラジルは商標の国際登録を簡素化するマドリッド協定 (1989 年採択) には加盟していない。

ブラジルは、1990 年代以降の市場開放政策への転換に伴い、市場のグローバル化により一層重要性が増す知的財産権の保護法制について国際的調和を目指している。表 1 は同国の知財関連法制の概要をまとめた資料である。

表 1 ブラジルの知的財産権保護法制

種類	根拠法令	同制定年月日	主管官庁または登録先	権利の存続期間・特記事項
特許	産業財産権法 (法令第 9,279 号)第 1 編	1996.5.14	INPI	出願日から起算して、発明特許は 20 年間。 但し、特許付与日から起算して、特許発明は 10 年未満であってはならない(ブラジル産業 財産法第 40 条)。 ブラジル特許規則(Ato Normativo 127/97)は 特許申請手続きを規定する規則である。
商標	同上 (第 3 編)	同上	INPI	登録から 10 年(更新可能)。

				商標規則(法律第131号/1997(Acto Normativo INPI N° 131 de 23 de abril de 1997(Procedimientos para el Registro de Marcas))は商標の登録手続きを定める。
実用新案	同上	2001年2月14日施行(最新実用新案法)	INPI	出願日から起算して、実用新案は15年間。但し、付与日から起算して実用新案は7年未満であってはならない(ブラジル産業財産法第40条)。
意匠	同上(第2編)	1996.5.14	INPI	出願から10年(5年ずつ3回延長可能)
著作権	著作権法(Lei de Direito Autoral:法律第9,610号)	1998.2.19	国立図書館(リオデジャネイロ)	著作権は創作により発生し、任意で登録が可能(著作権法第18条、第19条)。著作権(財産権)は全部又はその一部を譲渡することができるが、完全かつ最終的な譲渡は書面による譲渡契約を通じてのみ有効とされる(第49条第2号)。著作権の保護期間は著作者の死後70年(第41条)。 ブラジル著作権法は著作権侵害に対する民事上の救済のみを規定する。著作権侵害の刑事罰については刑法第184条が定める。 ECAD(Escritório Central para a Arrecadação e Distribuição:中央徴収分配センター)は、いずれかのメディアによる放映及び放送を含む音楽、文学・音楽の著作物及びレコードの公の演奏、並びに視聴覚著作物の展示に対する著作物利用料の徴収・分配を行う。
植物品種	法律第9,456号	1997.4.25	植物品種保護局(SNPC)	ブラジル国内で開発された新たな植物品種又は植物の従属品種の保護。保護期間は仮保護証明書の付与日からブドウの木、果物、森林樹及び観賞用樹木は18年、その他の植物は15年(第11条)。
ソフトウェア	法律第9,609号(Lei do Software)	1998.2.19	INPIへの登録は任意(登録が無い場合でも保護される)	権利の有効期間は50年間(第2条2項)。コンピュータ・プログラムの技術移転はINPIへの登録が必要。
遺伝子組み換え作物	法律第11,105号(バイオセキュリティ法)	2005.3.24	国家バイオセキュリティ審議会(CNBS)	遺伝子組み換え作物に関する規制を定め、その執行機関としてCNBSを創設する法律。本法により1995年法律第8,974号は廃止された。
集積回路レイアウト	法律第11,484号	2007.5.31	INPI	集積回路の回路配置は、INPIに登録することにより保護が与えられる(第30条)。保護期間は出願日又は最初の実施日から起算して10年間(第35条)。

② 知的財産権に関するブラジルの司法制度

INPI は、開発商工省傘下の連邦機関であり、産業財産権の登録及び保護に関し責任を有する機関といえることができる。ブラジル法の下で、発明及び実用新案に対する知的財産権は、INPI による特許の付与により取得され、また商標、意匠、原産地の地理的表示に対する知的財産権は、INPI への登録により権利が取得される。知的財産に係る訴訟については、知財庁の決定についての行政訴訟は連邦裁判所が、侵害案件は州裁判所が第一審となる。なお、州裁判所に係属中の案件数に関しては II. 2. (4) ②の「債権回収・倒産法」(96 ページ) の表 1 を参照のこと。

2011 年 6 月 30 日から知的財産及び不正競争防止を含めてビジネス法に関する係争について専門的に取り扱うために、サンパウロ州高等裁判所にビジネス法専門高等裁判所と呼ばれる特別な支部が設置された。サンパウロ州高等裁判所によると、2010 年に 2,509 件の知的財産権に関する控訴があったという。

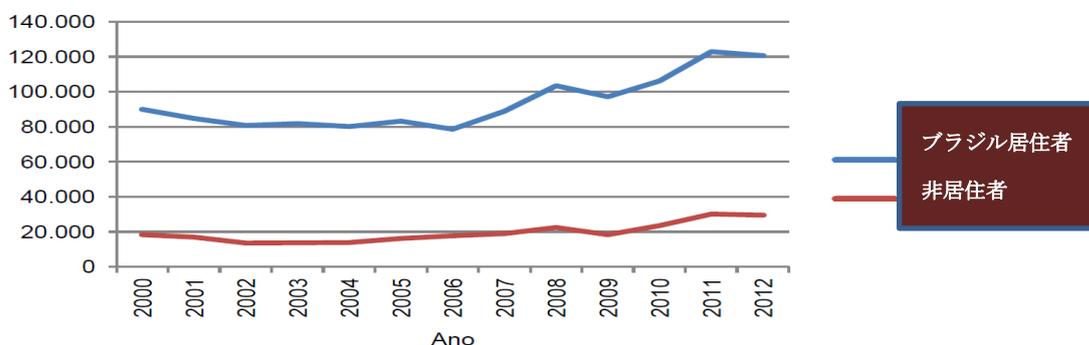
③ 商標権

商標登録件数の推移と登録者の居住者・非居住者の別は図 1 に示すとおりである。商標登録件数は 2000 年代後半から急速に増加しており、居住者のみならず非居住者による登録件数の増加も著しい。商標規則および手続きについては、日本の特許庁のウェブサイト「ブラジル 商標規則」(<http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/brazil/tr/chap1.htm>; 2014 年 11 月確認)や同庁新興国等知財情報データベース「ブラジル出願実務：ブラジルにおける商標出願制度」(<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/application/3579/>; 2014 年 11 月確認)に詳しく解説されている。

文字、図形、それらの混合、あるいは立体的なものなど視覚的に認識できるものであって識別性を有するものは、法律で禁止されていないものに限り商標登録を受けることができる。また、著名な商標については、ブラジル知財庁 (INPI) 決議第 107/2013 (2013 年 8 月 20 日付) に基づき、独自の手續により、著名商標としての認定を受けることが可能となった (2014 年 3 月施行-2014 年 2 月 7 日付 INPI 命令第 27 号)。なお、ブラジルと協定を結んでいる国、あるいは国際機関において申請された商標申請に対しては、海外での申請から 6 カ月以内であればブラジルでの申請のための優先権が保証される。

商標は、登録証明書の発効日から数えて 10 年間保護され、10 年ごとに更新が可能である。また、商標登録の付与日から 5 年以内に登録商標の使用が開始されない場合および継続する 5 年間に登録商標を使用しない場合には、商標登録の取消しが請求され得る。

図1 年度別商標申請件数（2000～2014年）（単位：件数）



出典: INPI 商標局(DIRMA) 2013年7月現在

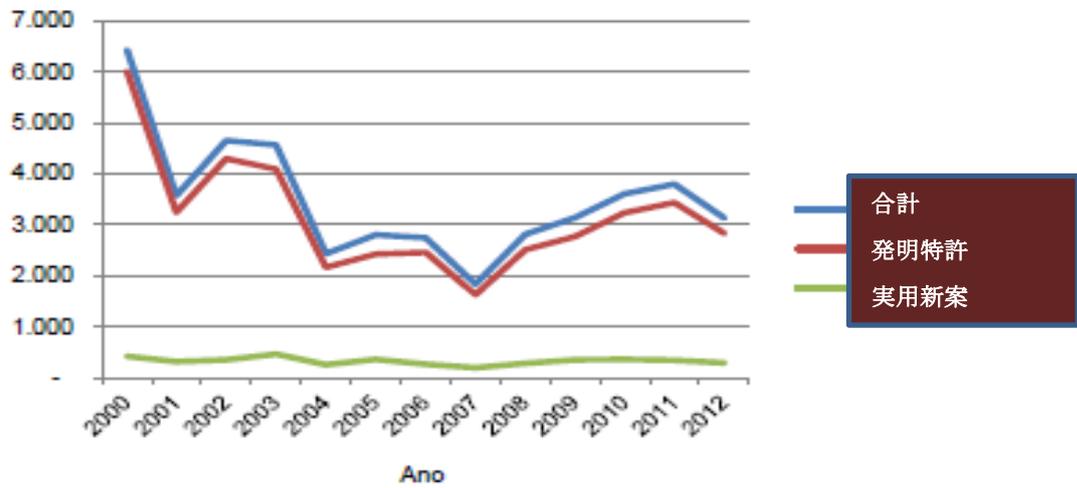
④ 特許権および実用新案権

図2は特許権の登録件数を年度別に示した資料である。登録された特許件数は、2007年を境に増加傾向に転じている。国別に見るとアメリカ、ブラジル、ドイツ、日本の順で登録件数が多い(図3参照)。なお、規則の詳細については、日本の特許庁のウェブサイト「ブラジル特許規則」(http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/brazil/pr/chap1.htm; 2014年11月確認)や日本貿易振興機構(JETRO)のウェブサイト「技術・工業および知的財産権供与に関する制度」(http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_08/; 2014年11月確認)に解説されている。

特許については、新規性、発明活動や発明行為、工業への適用可能性等が登録に際して考慮される。実用新案については、実用物品またはその一部が工業への適用可能性を有し、その使用または製造における機能的改良をもたらす新規の形態または構造を有しかつ、進歩性を有していることが考慮される重要な要素である。特許および実用新案ともに、科学理論や数学の方式、情報の提供、医療技術・診断の方法、純粹に抽象的な概念、道徳に反するもの、コンピュータ・プログラム、核変換分野、微生物を除く動植物などに対しては権利が与えられない。また、公共の利害が関連する場合や国家的緊急時には、上記の権利は停止される可能性がある。

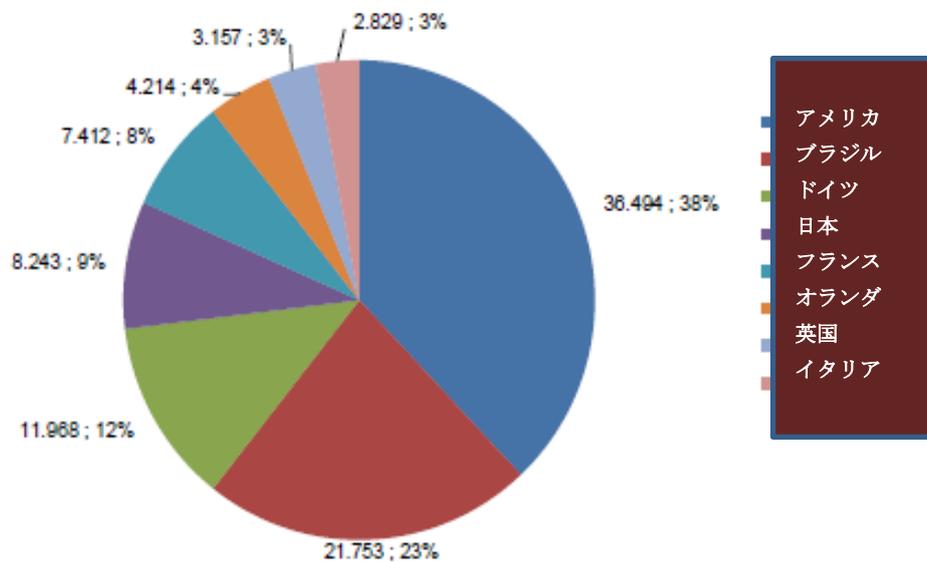
発明特許は、依頼申請日から数えて20年間有効である一方、実用新案は15年間有効である。ただし、権利の存続期間は付与日から数えて、発明特許は10年、実用新案は7年を下回らない期間である。

図2 INPIにより付与された特許件数の推移と居住者・非居住者の区分(単位：件数)



出典：INPI 特許局(DIRPA) 2013 年 7 月現在

図3 国別特許付与比率(%) (期間：2007～2011 年)



出典：INPI 特許局(DIRPA) 2013 年 7 月現在

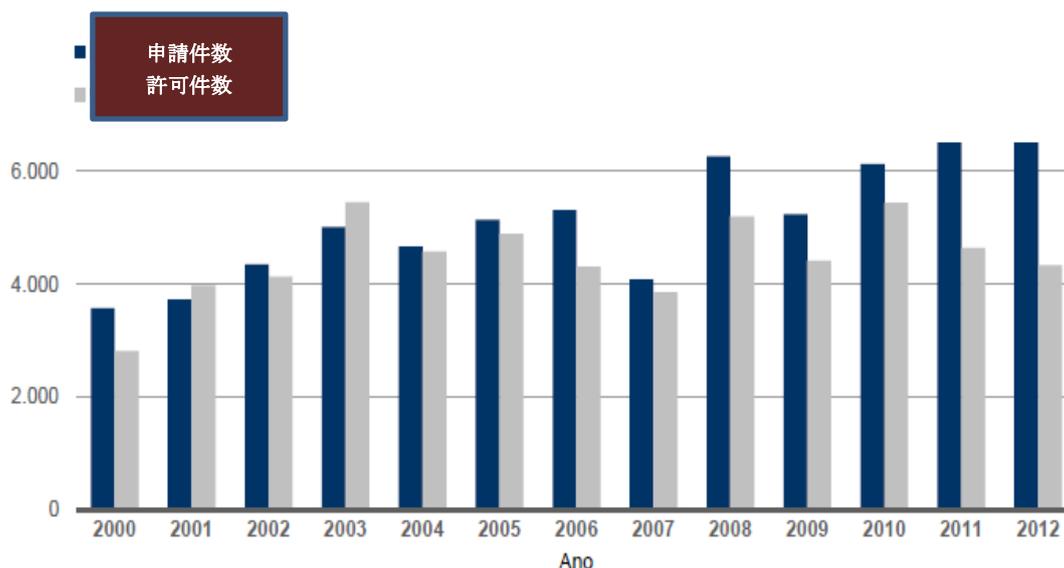
⑤ 意匠権

意匠登録件数の年度別推移は、図4に示す通りであり、2007年を境に増加傾向を示している。日本の特許庁ウェブサイト「ブラジル 意匠規則」(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/brazil/idr/chap1.htm>; 2014年11月確認)は規則を詳細に解説している。

意匠登録については、新規かつ、独創的な視覚的効果をもたらす、工業生産のためのひな型にすることができることが考慮される。純粋に芸術的な性質の作品は、意匠とはみなされず、また、対象物が通常または一般に備える必然的な形状または技術的もしくは機能的配慮によって本質的に決定される形状も意匠とは認められない。モラルや公序良俗に反するもの、他人の名誉やイメージを侵害するもの、信教の自由・信条・信仰・理念・尊厳・崇拝を害するものは登録することができない。

意匠登録は、申請の日から数えて10年間有効であり、延長については1回5年で、最高3回まで延長することができる(最長は25年間)。

図4 意匠申請・認可件数年度別推移(単位：件数)



出典：INPI 契約・原産地表示登録局(DICIG) 2013年7月現在

⑥ 不正競争の規制

ブラジルでは違法な競争は、産業財産権法およびブラジル競争法(No.12,529/2011、2012年5月29日施行)により規制されている。法律第9,270/96号により規制される不正競争は、別の事業者に損害を与えることを目的とした事業者の行為をいう。経済秩序に対する侵害は社会における犯罪を指す。産業財産権法は極めて包括的であり、不正競争を構成する多く

の行為を定めている。法律第 9,270 号第 195 条が例示する不正競争は表 2 に例示する通りである。

表 2 不正競争を構成する行為例

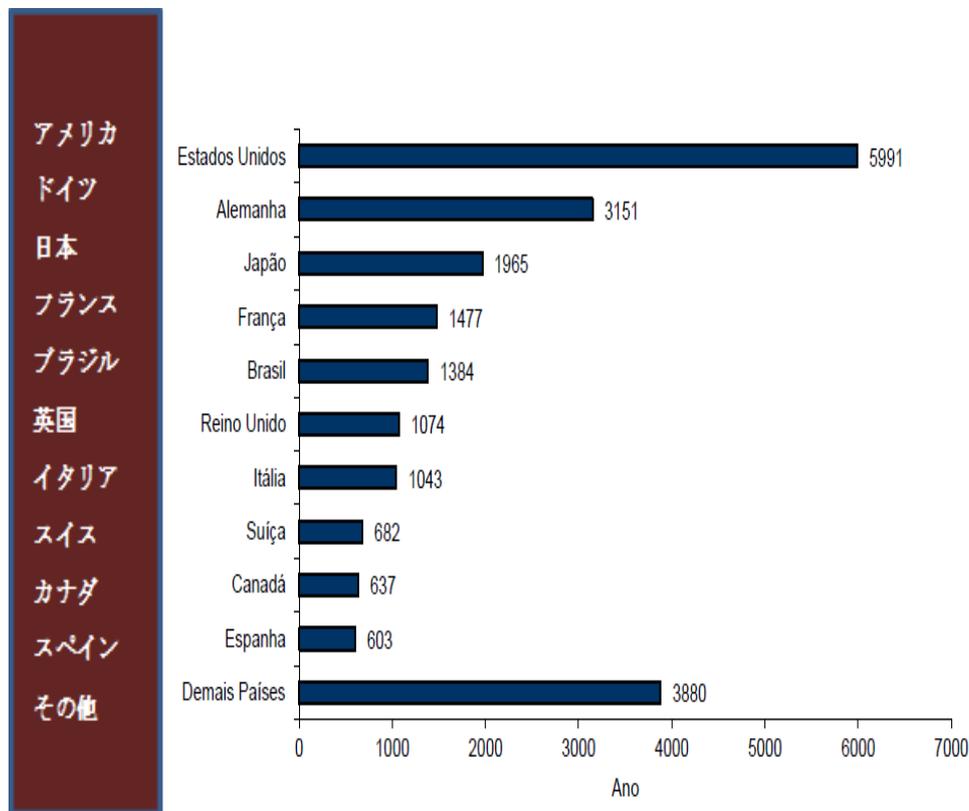
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 競争上の利益を得るために競争者に関する虚偽の情報等を流布する行為。② 競争上の利益の為に、不正な手段を用いて競争者の顧客を獲得する行為。③ 製品又は企業について混同を生じさせる目的をもって、他者の宣伝表現または標識を使用または模倣する行為。④ 他人の商号、会社名または社章を違法に使用する行為。⑥ 同意なく他人の製品の名称または商号を利用する行為。⑦ 他者の容器または包装を用いて、模倣品又は粗悪品を販売等する行為。⑧ 特許出願中または特許が付与されていると偽って製品を販売等する行為やその他登録工業意匠等を不当表示する行為。 |
|---|

⑦ まとめ - 技術移転契約の登録を中心に

1991 年 11 月 30 日付法律第 8,383 号によって親子会社間（支配会社と従属会社間）の技術移転契約やその他の工業所有実施契約について、INPI およびブラジル中央銀行に登録された契約については最長で 5 年間（ただし 5 年間延長可能）ロイヤルティー送金が認められるようになった。さらに 1962 年 9 月 3 日付法律第 4,131 号に基づき INPI には技術援助契約の登録も認められている。ロイヤルティー送金が認められるのは 1964 年 11 月 30 日付法律第 4,506 号に従い発明、製造工程や方式、商標、著作権などの使用・利用から生じる各種利益である。これらの対象契約としては、①特許または商標権使用許諾契約、②技術情報取得契約および③フランチャイズ契約をあげることができる。このうちフランチャイズ契約については 1994 年 12 月 15 日付法律第 8,955 号が各種の要件を定めているが、フランチャイザーとフランチャイジー間の権利義務関係についてはブラジル民法によって規律される。

図 6 は主要な技術供給国別に 2000～2010 年の契約登録件数を示す資料である。アメリカおよびドイツが群を抜いて登録件数が多い現状がうかがえる。（阿部 博友）

図 6 主要な技術供給国の国別契約登録件数（2000～2012年）（単位：件数）



出典：INPI 契約・原産地表示登録局(DICIG) 2013年7月現在

【参考文献・資料】

外川奈美『ブラジル商標制度』（社団法人発明協会、2011年）
 特許庁新興国等知財情報データベース（<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/etc/4991/>：2014年11月確認）
 二宮正人 シリーズ・ブラジル投資関連法制(3) ブラジルの知的財産法について（上・下）JCA
 ジャーナル 2011.9 (P.18-22) 同 2011.10 (P.18-23)
 農林水産政策研究所訳「バイオセキュリティ法」2005年3月24日付法律第11,105号
 （<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/nogyobaio2-1.pdf>：2014年11月確認）
 ブラジル日本商工会議所(編)『現代ブラジル事典』（新評社、2005年）P.430-433
 模倣対策マニュアル：ブラジル編（日本貿易振興機構 JETRO2011年3月）
 （<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/brazil1.pdf>：2014年11月確認）

(3) 許認可・基準認証制度

① 基準認証制度

A) 基準認証制度と INMETRO

国家度量衡・規格・工業品質院 (INMETRO) は開発商工省所管の機関。1973 年に生産性、製品、サービスの品質向上を目的として創設された。INMETRO の所管業務は度量衡および品質に関する全国的政策の実行、度量衡・品質分野の国際的活動など多岐に渡るが日本企業に最も関係するのは同院による製品への適合性評価に関する事業である。ブラジルの適合性評価システムは SINMETRO と呼ばれるが、INMETRO はそのシステムを中心となる機関と位置づけられている。

適合性評価作業そのものについては、92 年以前は同院(INMETRO)が直接適合証明書の付与などを行っていたが、同年以降は INMETRO により認められた企業・機関が付与するようになった。

B) 評価の実際と問題点

ブラジルの適合性評価の枠組みは SBAC とよばれるが、対象製品が自主的に認証を得る製品（自主認証）と、義務的に認証を得なければならない製品（義務認証）に大別される。

ビジネス面でハードルとなる点は主に後者にある。日本企業は、ブラジルで自社製品を販売するにあたり、まずは当該製品が義務認証の対象になっているか否かを INMETRO のサイト（ <http://www.inmetro.gov.br/qualidade/prodCompulsorios.asp> ）で確認する必要がある。義務となっている製品群については 115 存在する（2014 年 12 月時点）。上記リンクには、製品別に根拠法令、細則、技術企画などの情報も盛り込まれている。

仮に義務認証となっている場合、その適合性評価の形態としては、①第三者による適合性評価（検査、試験が入ることもある）を受けた上で発行される証明書、②第三者による評価を経ずに製造業者などが必要要件を満たしていることを示す製品供給者による申告（危険度の低い製品が中心）、③検査：製品製造プロセスやサービスのプロセスについて（製品の場合は試験が入ることもある）、④試験を経た上でのラベル表示。白物家電の省エネ度を示すものが有名だが、ガス製品や自動車へと対象品目が拡大している、⑤試験（INMETRO が認めているラボなど）の 5 つがある。

なお、当該認証を初めて取得する場合は「初回評価」として手続きが進められるが、認証を既に持っている場合は、「保持評価」のプロセスにそって手続きを行う。

初回評価の場合のプロセスは以下のとおりとなる。

- i. 対象品目の確認
前述の INMETRO 内の義務認証品目リストで対象か否かを確認。
- ii. 技術規格の確認
義務認証品目リストで確認可能。
- iii. 認証モデルの選定
以下の 9 つの認証モデルがあるため、前述のリスト内の適合性評価要求事項 (RAC) を読んで確認する。2 つ以上のモデルがある場合、後述の製品認証機関 (OCP) と協議の上、選択する。
認証モデルの種類：①品目試験、②流通先から抽出したサンプル試験、③製造者から抽出したサンプル試験、100%試験など 9 種類ある。
- iv. 製品認証機関 (OCP) に対する認証申請書類の準備
- v. 製品認証機関 (OCP) の選択。
INMETRO 内の検索コーナー (<http://www.inmetro.gov.br/organismos/consulta.asp>) で必要条件を入力すれば自社製品に適した OCP を探すことができる。品目により対応する OCP が異なるので要注意。
- vi. OCP とのやりとり
OCP によって書類審査、管理システムの審査、試験などがなされ、不適合項目がある場合、定められた期間内に改善策をとらなければならない。問題がなければ認証書と適合性確認ラベルの使用許可証が発行される。なお、認証書には有効期限がある。
- vii. INMETRO での製品登録
INMETRO の電子登録システム Orquestra を通じた登録を行う。登録に際しては手数料支払いが発生する (登録付与ないし更新であれば約 47 レアル)。システム上で支払い可能。
- viii. 適合性確認ラベル表示
当該製品に適合性確認ラベルを表示することで販売が可能となる。表示条件は、製品直接なのか容器でよいのか、そして色、サイズなど細かく決められており、これらは適合性評価要求事項 (RAC) に記載されている。
日本企業の中には、この表示貼付により、せつかくの製品デザインが損なわれるとして「ハードル」とみなしているところもある。なお、製品デザインが損なわれるなど企業側の意向で本表示を行わない場合、100 万～150 万レアルの罰金が科され、さらに登録の停止や抹消などの措置が下されることもある。州や自治体は独自で検査を行うほか、消費者からの告発を受け付ける窓口もある。

以上が初回の評価にかかるプロセスであるが、適合性ラベルを使用し続けるためには「保持評価」を受ける必要がある。これも適合性評価要求事項 (RAC) に手順が規定されている。保持評価は毎年なされる。認証書の有効期限が 1 年以上であっても同じである。

C) 対象となる主なカテゴリー

義務認証が必要となってくる製品群を大きく分けると、1) 自動車部品、2) 医療機器、3) 幼児用品、4) 電気・電子製品となる。

D) 自動車部品の場合

自動車部品の場合は以下のとおり（番号は義務認証リスト内の通し番号）。ただし、現時点で適用・不適用が製品の属性によって省令内で細かく規定してあるので注意を要する。つまり、交換部品用として販売されているものは対象になるが、自動車組み立てライン用の部品や1999年末までに生産が完了している車両向けの部品は対象外である。また、経過措置の存在にも併せて注意が必要である。

No.	項目	規制当局	根拠法令	官報掲載日
27	自動車用メタンガス貯蔵用シームレス鋼管ポンベ	CONTRAN (国家交通審議会) - INMETRO	2000年8月10日付 INMETRO省令198号、 2000年12月28日付 INMETRO省令278号、 2001年6月25日付 INMETRO省令90号	2000年8月24日 2001年1月3日 2001年6月28日
28	自動車に搭載される燃料用天然ガス貯蔵用高圧ポンベ	CONTRAN	2002年8月28日 INMETRO INMETRO 省令171号	2002年9月2日
30	自動車部品 サスペンションダンパー、オートサイクルエンジン用燃料電動ポンプ、自動車用クラクションおよびその類似製品、アルミ軽合金ピストン、ピン、ロック（ホールド）リング、ピストンリング、ベアリング、軸受け、自動車用ランプ、自動車用鉛蓄電池、自動車用タイロッドエンド、ステアリングロッド、タイロッド、軸端子、自動車用ブレーキ用摩擦材	INMETRO	2011年7月21日付 INMETRO省令301号	2011年7月25日
33	自動車燃料用天然ガス圧縮及び圧縮ガスシステムに用いられる部品 コンプレッサー、コントローラー、電子パネル、貯蔵設備、アクセサリ	INMETRO	2011年1月4日付 INMETRO省令8号	2011年1月5日
34	天然ガス自動車向けシステムの部品	INMETRO	1998年5月21日付 CONTRAN決議25号)	1998年5月21日

	高圧配管、低圧配管、減圧部品、シリンダーバルブ、シリンダーサポータ、換気システム			
57	車軸	CONTRAN INMETRO	2014年1月10日付 INMETRO省令13号	2014年1月14日
91	タイヤ（新品）	Conmetro	2012年10月25日付 INMETRO省令544号	2012年10月29日
101	ホイール	INMETRO	2010年11月19日付 INMETRO省令445号	2010年11月23日
114	自動車向けフロントガラス用合わせ安全ガラス	CONTRAN	1994年7月12日付 CONTRAN決議784号	1994年7月21日
115	自動車向け強化安全ガラス	CONTRAN	1994年7月12日付 CONTRAN決議第784	1994年7月21日

なお、ジェトロ・サンパウロの情報によると自動車部品について認証を得るために要する期間は45日～6カ月となる。また費用については、1つの製品カテゴリーあたり1万～2万レアルである。また、自動車部品、自動車用車軸、新品タイヤなどは品目別認証書の有効期限は4年間であるが、自動車ホイール、自動車向けフロントガラス用の合わせ安全ガラス、自動車向け強化安全ガラスは3年間である。

E) 医療機器の場合

2009年以降保健省と開発商工省間の連携で適合認証を行うことになっており、根拠法令にもそれが反映されている。つまり、まずは開発商工省が所管する「ブラジル適合性評価の枠組み（SBAC）」でINMETROによる適合性認証がなされ、その後、ANVISAによる認証が行われる。

No.	項目	規制当局	根拠法令	官報掲載日
3	使い捨て無菌皮下注射針、 歯肉注射針	ANVISA	2011年2月4日付ANVISA理事 会決議（RDC）5号	2011年2月7日
62	衛生監督制度が適用される 電気機器	ANVISA	2007年5月29日付RDC32号、 2009年4月8日付保健省/開発商 工省複数省令692号、有効な ANVISA通達	1994年12月13日、 1999年9月1日、 1999年8月31日、 2001年10月26日、 2001年11月8日
63	使い捨て輸液・重力式輸 液・輸液ポンプを伴って使 用するための器具	ANVISA	2011年2月4日ANVISA理事 会決議4号	2011年2月7日
75	豊胸用素材	ANVISA	2009年4月8日付保健省/開発商 工省複数省令692号	2009年4月9日
79	天然ゴム、合成ゴム、合成 ゴム混合物素材の手術用お	ANVISA 労働雇用省	2011年11月4日付ANVISA理 事会決議55号、2001年10月15	---

	よび非手術用手袋		日付労働雇用省省令 25 号可決の訓令 6 号	
105	使い捨て無菌皮下注射器	ANVISA	2011 年 2 月 4 日付 ANVISA 理事会決議 3 号	2011 年 2 月 7 日

F) 電気電子製品

電気電子製品における義務認証対象品目は以下のとおり。

No.	項目	規制当局	根拠法令	官報掲載日
5	瞬間および蓄積式ガス給湯器	INMETRO	2012 年 4 月 13 日付 INMETRO 省令 182 号	2012 年 4 月 17 日
11	給水機	INMETRO	2003 年 12 月 10 日付 INMETRO 省令 191 号	2003 年 12 月 16 日
70	家庭用ガスコンロ	INMETRO	2012 年 8 月 1 日付 INMETRO 省令 400 号	2012 年 8 月 3 日
72	電子レンジ	INMETRO	2011 年 12 月 28 日付 INMETRO 省令 497 号	2011 年 12 月 29 日
89	家庭用電気プラグ	INMETRO	2006 年 12 月 20 日付 CONMETRO 決議 11 号、2007 年 9 月 6 日付同 2 号、2009 年 8 月 31 日付同 8 号。2006 年 4 月 3 日付 INMETRO 省令 85 号	2006 年 12 月 22 日、2007 年 9 月 14 日、2009 年 9 月 2 日、2006 年 4 月 5 日
102	家電製品及びその類似品の安全性 対象製品リストは多数（注のリンクを参照のこと）	INMETRO	2009 年 12 月 29 日付 INMETRO 省令 371 号	2009 年 12 月 31 日
113	机上、壁掛け、自立式扇風機、エアーサーキュレーター及びこれらを目的として販売される器具	INMETRO	2012 年 1 月 18 日付 INMETRO 省令 20 号	2012 年 1 月 20 日

注：http://www.inmetro.gov.br/qualidade/docs/objetos_do_programa_port_371_2009.pdf

これらの品目についても自動車部品などと同様、「技術規格の確認」→「認証モデルの事前確認」→「総合評価認証の書類準備」→「第三者評価機関（OCP）の選択」→の選択による「書類審査」、「管理システム審査」、「試験・サンプリング」→「認証書の発行」→「INMETRO への登録」というプロセスを踏むことになる。なお、ジェトロ報告書によると No.102 の「家電製品及びその類似品」に関し、認証取得にかかる期間は約 1～2 カ月、製品ファミリーあたりのコストは 2 万レアル程度である。

G) ラベル表示プログラム

ブラジルラベル表示プログラム (PBE) はもともと製品ごとの省エネ性能について消費者に情報提供するものであり、自主的なプログラムであった。しかし、2001年に法令第 10,295 号により、義務的適合性評価プログラムに改められた。そして、INMETRO は規制対象となる消費者向け機械機器の適合性評価プログラムの関し・フォローを行う役割を持つことになった。対象品目については以下リンクの 4 頁に記されている (ポルトガル語)。

http://www2.inmetro.gov.br/pbe/pdf/programa_brasileiro_etiquetagem.pdf

なお、対象品目の中にはラベル表示が義務となっているもの (電子レンジやテレビ、扇風機など) や自主的なもの (ソーラー湯沸し装置など) に分かれている。評価のメカニズムも対象製品によって検査なのか供給者 (国内メーカーまたは海外メーカー製品の輸入車) 申告で済むか等異なっている。

この対象品目の確認と評価の方法が判明した後は、「技術規格の確認」→「試験ラボの選択」→「試験実施」→「INMETRO のシステム登録」という流れになる。

登録後も、品目ごとに適合性評価要求事項 (RAC) に規定された期間 (原則 1 年) 終了日の 20 日前までに INMETRO のシステム (Orchestra) 上にて保持申請を行う。

また、ラボについては INMETRO と相互協定を結んでいる団体であれば海外機関でも可能。INMETRO のウェブには以下が例示されている。

Interamerican Accreditation Cooperation – IAAC;
- International Laboratory Accreditation Cooperation – ILAC.

② 工場設立の許認可および環境関連法について

まず環境関係法としては、環境配慮・回復を記した 1981 年 8 月 31 日付け法令 6,938 号により環境保護に関するガイドラインが定められている。その他、環境に関する違反・制裁等については 1998 年 2 月 12 日付交付の 9,605 号にも掲載されている。工場の建設・操業等を行うには環境ライセンスの取得が必要。環境ライセンスについては、国家環境審議会 (CONAMA) 決議第 237 号 (1997 年 12 月 19 日付) により上記法令 6,938 号ガイドラインに則した基準が定められている。取得手続きは連邦保護区、先住民保護区などに位置するプロジェクトは連邦環境保護機関が、そしてその他のプロジェクトについては州や市の環境関連機関が担当となる。当該自治体によりライセンス取得の手続きが異なる。

なお、環境ライセンスの種類については上記 CONAMA 決議第 237 号で以下の 3 つが定められている。

- i. 予備的ライセンス（場所、プロジェクトのコンセプト、環境面での実現可能性。プロジェクトの次の実施段階で遵守すべき基本的な要件を含むもの。事前に付与する。ライセンスの有効期限は5年）
- ii. 設置ライセンス（承認済みの計画、仕様に基づくもの。汚染制御の方策も含む。ライセンスの有効期限は6年）
- iii. オペレーションライセンス（予備的ライセンス、設置ライセンスをふまえ、当該オペレーションを許可するもの。有効期間は最短で4年、最長で10年）がある。ライセンス付与のプロセスにおいて実際の環境調査の実施の有無などは個々の事例により異なる。なお、CONAMA 決議第237号によればそれぞれのライセンスは6か月以内に分析を終了することになっている（ただし、環境影響調査（EIA）や個別の環境影響報告書（RIMA）、公聴会などのプロセスが必要な場合は12か月以内）。なお、費用についても、環境ライセンスの付与機関にどの程度の支出・費用がかかったかにより異なる。ちなみに当該機関の支出については公開され、当該企業からのアクセスも可能となっている。

～環境ライセンスを取得しておくことが推奨される業種～

探鉱と鉱物処理

- 探鉱、露天掘り採掘、地下採掘、石油・天然ガスの掘削・生産など

非金属鉱物製品の製造

- 抽出を要しない非金属鉱物選鉱、セメント、石膏、アスベスト、ガラス等

冶金産業

- 製鋼および鉄鋼製品、鋳造、鍛造/ワイヤの生産、貴金属の冶金等

機械

- 機械、装置、部品、工具の製造やアクセサリ

電気機器業界、電子・通信

- 電池及び蓄電池の製造、情報通信機器の製造、家電製品の製造等

輸送機器産業

- 自動車や鉄道車両部品、航空機、船舶や浮体構造物の補修等

木材産業

- 製材、木材保存、ウッドチップ、家具製造等

紙パルプ産業

- 紙パルプ、製紙、ダンボール製造など

ゴム産業

- 天然ゴム加工、チューブ製造、ラテックスを含むゴム発泡体の製造など

皮革産業

- 乾燥と塩漬け原皮、皮のなめし、革製品製造等

化学工業

- 化学製品全般（石油は製品、油脂、繊維・合成繊維、爆発物、医薬品、化粧品、肥料、農薬等）

プラスチック産業

- プラスチック製品、積層品の製造
- テキスタイル、衣料品、靴、布グッズ

- 製糸、織物、印刷、染色、履物等

食品・飲料産業

- 加工食品、アルコール飲料や、ソフトドリンク、酢などの飲料、食肉処理場、冷蔵庫、缶詰など水産加工、乳製品製造・加工、製糖等

タバコ産業

- タバコ、葉巻等

その他産業

- コンクリート生産工場、アスファルトプラント、電気メッキサービス等

土木工事

- 道路、鉄道、水路、地下鉄、ダム・堤防、排水施設、

サービス施設

- 発電、配電、水処理プラント、産業廃棄物（液体および固体）の処理・処分、農薬や医療などの特殊廃棄物の処理/廃棄、都市固形廃棄物の処理・処分、水域における浚渫等。

交通機関、輸送ターミナル、倉庫

- 危険物の輸送、パイプライン輸送、港湾、空港、化学物質と危険な製品の貯蔵など

観光

- テーマパークとレース場を含む観光やレジャーの複合施設など

様々な活動

- 区画整理、工業団地など

農業活動

- 農業プロジェクト、家畜の繁殖、養殖など

天然資源の利用

- 林業、特殊な動植物管理、- バイオテクノロジーによる生物多様性の利用

なお、環境法に違反した場合、1998年2月12日付9,605号の第21条によると、①罰金、②直接ないし間接的な権利制限、③当該コミュニティへの役務提供がある。同法22条には、権利制限の内容として公的機関との契約停止や補助金が受けられなくなるなどの措置（最長10年）があるため、注意が必要だ。

Anderson Mori&Tomotsune 資料によると汚染された土地の所有者は、自ら汚染物質を排出していなくても（前の所有者とともに）責任を負う可能性がある。つまり、結果責任を負

うことになるため、日本企業がブラジル企業を買収しているケースでは売主と責任分担を巡り、厳しい交渉を迫られることになる。また、環境法に違反する罰金は非常に高額になり、違反企業の役員も刑事罰の対象になりうるほか、株主に対して環境法違反の責任が及ぶ場合もある。買収先のブラジル企業による事案で日本企業にも責任が及ぶ場合がありえるので製造業については特に注意が必要だ。

参考：

1998年2月12日付 9,605号

1981年8月31日付け法令 6,938号

国家環境審議会（CONAMA）決議第237号（1997年12月19日付）

<国家衛生監督庁（ANVISA）による基準認証とそのポイント>

国家衛生監督庁（ANVISA）は法令第9,782号（1999年1月26日付）により構築された公衆衛生を監督する国家衛生システム（連邦政府、州、市）の中の連邦政府機関。医薬品、薬品原料、保険関連製品、トイレットリー製品、化粧品などの商品化や販売を行う企業は、輸入品・国際品ともANVISAへの製品登録が必要となっている。

以下日本企業の関心も高い医療機器と化粧品についての手続きを示す。

➤ 医療機器

医療機器については製品申請の前に取得しておくべき認可、認証として以下がある。

（1） 企業活動許認可：ブラジルで企業活動を行う上で必要な登記等に加え、ANVISAによる企業活動許認可（AFE）が必要。定款に記載されている活動と製品の種類に齟齬がないか等がチェックされるポイント。申請から発行まで1年半～2年かかる。またこの他、地方自治体の衛生機関による工業・商業施設ごとの活動許可証の取得も必要。

（2） GMP 認証（適性製造規範）：医療機器の場合は必要。ANVISAの担当者による製造場所の監査が必要。これは海外の製造所にあっても同様。認証手続きには4年くらいかかっているものもある。有効期限は認証発行後、2～4年だが、そもそも認証発行までに長いもので4年くらいかかるケースもあった。

ただし、審査簡素化・迅速化のために政府も近年は改善に取り組んでいる。具体的には、ANVISAは申請企業の過去の衛生面での違反実績などを考慮し、立ち入り検査を省略する措置もとられるようになったり、有効期限の更新に際して自動更新プロセスが導入されたりしている（2013年8月14日付決議第39号第43号1項）。さらにANVISAが認める第三者機関によるGMP監査レポートによっても認証ができる可能性を規定している。

さらにその後、2015年1月19日付法令13,097号第128条において、ANVISAの認可を受けた第三者機関によるGMP監査を認めるほか、海外の保険当局による監査についての情報をANVISAが利用できることが規定された。本法令の細則は今後示されることとなる。

いずれにせよ、上記(1)、(2)認可、認証取得をふまえ、次に必要となるのが前述のINMETROなどの規制の対象品目になっていないかのチェックである。そして当該チェックを終えた後、ようやくANVISAへの申請手続きに入る。医療機器の場合は、申請手続きにあたり、簡易登録か正規登録かなど製品により選択する。正規登録の場合、所要登録時間は4カ月～1年というのが実態だ。これらのハードルを越えて取得した製品登録証明の有効期限は一律5年であった。ただし、2015年1月19日付法令13,097号130条により、個別に最大10年間の期間で有効期限を決められるようになった。

➤ 化粧品

2015年2月10日付決議第7号では化粧品、トイレタリー等について製品のリスク度合いに応じ、リスクの低いもの(I)の52品目と使用にあたり注意を要するもの(II)の64品目に分けている。リスク(I)の全品目およびリスク(II)のうちの41品目はANVISAへの事前通告のみでよい。リスク(II)の残り23品目についてはANVISAへの登録プロセスが必要となる。

登録が必要な23品目は以下のとおり。

登録が必要な品目は以下のとおり。

リスク度 II 製品	
No	品目名 手順のうち ANVISA 登録が必要な製品
5	子供用の口紅およびリップグロス 登録
6	日焼け止め
7	子供用の頬紅/ルージュ (チーク)
8	日焼け剤
13	子供用コロン
15	子供用コンディショナー
21	子供用歯磨き粉
29	子供用経口マウスウォッシュ
31	子供用リンス
34	子供用爪用マニキュア
35	子供用整髪料
36	子供用衛生ウェットティッシュ

38 子供用衛生製品
39 髪をなめらかにする、または染色するための製品
45 子供の肌保護用の製品
47 身体用日焼け止め
48 子供用の日焼け止め
51 虫よけ製品
53 子供用石鹸
55 子供用タルク/澱粉
62 子供用コンディショナー
63 子供用シャンプー
64 手洗い用殺菌ジェル

出所：保健省

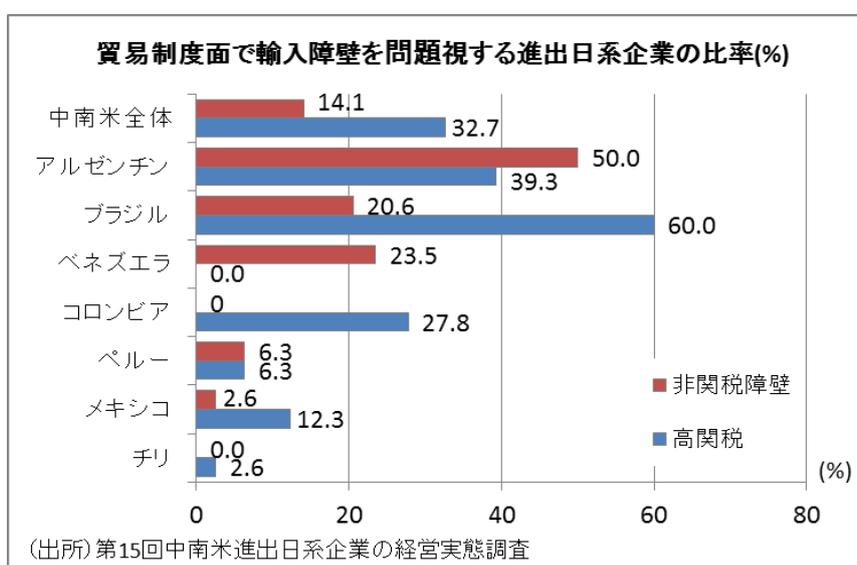
なお、事前通告、登録ともまずは、ANVISA システムのシステムアカウント登録を行い、アカウントを作る必要がある。登録の場合は、医療機器同様 ANVISA による審査が必要となるし、当然 AFE（企業活動許認可）の取得および GMP 認証も必要となる。（竹下 幸治郎）

(4) 生産・販売

① 政府の保護主義的産業育成策への対応

A) 高関税と非関税障壁を問題視する日系進出企業

ジェトロが2015年1月に発表した「2014年度（第15回）中南米進出日系企業の経営実態調査」によると、貿易制度面の問題点として、高関税や非関税障壁を問題視する企業の比率が高いのはアルゼンチン、ブラジル、ベネズエラである（図参照）。ブラジルでは特に高関税を問題視する企業が60.0%に達しており、メキシコやチリとは大きな差がある。非関税障壁についても、20.6%の進出企業が問題視しており、メキシコの2.6%、チリの0.0%と比べると格段に高い比率となっている。



B) 現地調達比率規制のハードル

ブラジルでは2011年8月に打ち出された産業育成策であるブラジル拡大プラン（Plano Brasil Maior）に基づき、石油・ガス・造船、医療産業、自動車、航空宇宙防衛、資本財、IT・通信・電気などさまざまな戦略分野における現地生産優遇策を導入している。これらの戦略的分野においては、一定の生産工程の現地化や現地調達率の達成が求められることがあり、日系進出企業の中にはこれらの規制に苦慮しているところもある。

前述の「2014年度（第15回）中南米進出日系企業の経営実態調査」でも、ブラジル進出日系企業が生産面で抱える問題として、「調達コストの上昇」（76.2%）、「原材料・部品の現地調達の難しさ」（44.4%）、「品質管理の難しさ」（44.4%）などの回答比率が高かった。現地調達の難しさや品質管理の難しさについては、メキシコ進出日系企業も同様に抱える問題であるが、「調達コストの上昇」の回答比率をみると、メキシコ（34.4%）の倍以上となっている。重い税負担や毎年上昇する人件費など「ブラジルコスト」により現地生産のコス

トが高いため、現地調達品は輸入品と比べても決して安くはならない。

自動車産業や造船産業、資源開発プロジェクトなどでは現地調達したくても品質などの問題からすぐには調達できない部品も多く、政府が望むような現地化への急速な対応は不可能だと指摘する声もある。石油資源開発を例に挙げると、2003年に「石油天然ガス産業モビリゼーション計画（Prominp）」が策定され、石油・天然ガス採掘に必要な財・サービスについて一定の国内調達率が義務付けられた。民間企業が鉱区開発や国営石油会社ペトロブラスの調達案件に参加する際には、所定の国内調達率の達成が求められる。たとえば、鉱区入札の場合、探鉱ステージと開発ステージのそれぞれで異なる国内調達率が求められ、油田の水深などに開発の難易度によっても比率は異なるが、概ね探鉱ステージで37%以上、開発ステージで55%以上の国内調達率が求められる。ペトロブラスが掘削リグや船舶などを調達する場合は概ね65%以上の国産化率を求められる。

しかし、国内調達を前提に参入を検討すると、コストや納期、品質面で対応が困難な案件も見られることから、外資系企業は高い技術力と生産能力を備えた地場企業の育成とともに、当面の対応として国内調達率適用の柔軟化を求めている。

C) インサイダー化がカギ

自動車産業では2012年以降、現地調達率の向上や主要生産工程の現地化を条件とした税制優遇策が導入されている。現行の優遇策は2012年10月に発表されたイノバル・アウト（Inovar Auto）と呼ばれるプログラムであり、研究開発・技術分野への投資、生産工程、燃費規格の遵守に対する一定の条件をクリアすることができれば、工業製品税（IPI）の税務クレジット（控除）を獲得することが可能となり、輸入車との競争で有利になるというものだ。同プログラムでは自動車メーカーの必須要件として主要生産工程の現地化が求められ、自動車（完成車）の生産工程のうち主要12工程を指定し、定められた工程数（2014～2015年は9工程、2016年以降は10工程）以上の国産化が義務付けられている。

しかし、現地サプライヤーの品質や価格は必ずしも日系自動車メーカーの求める水準に達していないため、現地調達を拡大しつつ高品質を保つことは大きな課題だ。また、そもそも調達できない部品もあるので、現地調達の急速な対応は困難と指摘する声もある。

なお、Inovar Autoでは認可企業の燃費向上も義務付けられており、2017年10月1日までにブラジルで販売する全ての自動車の燃費を平均で12.08%向上させなければならない。ただし、燃費効率を向上させるための最先端技術を持つサプライヤーは現状では少なく、ある程度海外から輸入せざるを得ない状況となっている。

現地調達規制への対応としては、サプライヤーに対する日々の地道な技術指導に加え、生産工程の内製化を進めている企業もある。地場企業に任せては高くても品質の悪いも

のしかできない場合、日系企業自らが現地で生産することで品質管理とコスト低減を図っていくという対策だ。

「自動車の革新技术と生産チェーンの強化に向けたインセンティブプログラム」(Inovar Auto)の概要

経緯	プログラム認可要件
<p>●2011年12月14日付法令12546号に基づき、国産車及び輸入車の工業製品税(IPI)を30%ポイント引き上げ。ただし、国内に製造拠点を有し、メルコスール域内付加価値比率65%を達成した企業の国産車及びメルコスール・メキシコからの輸入車は引き上げの対象外。 <適用期間:2012年></p> <p>●2012年9月17日付法令12715号に基づき、右の認可4要件のうち、3要件以上を満たす認可企業に対し、国産車及び輸入車の出荷にかかるIPI税率を減免する。 <適用期間:2013~2017年></p>	<p>「国内での指定生産工程履行」(製造業者は必須要件) ①プレス工程、②溶接工程、③防錆処理と塗装工程、④プラスチック射出成形、⑤エンジン製造、⑥ギアボックスとトランスミッションの製造、⑦ステアリングとサスペンションシステムの組立、⑧電子システムの組立、⑨ブレーキと車軸のシステムの組立、⑩モノコック(ボディ)の生産あるいはシャシーの生産、⑪組立、最終検査と互換性検証、⑫製品開発・テストのための研究所・試験所の自社インフラの整備 上記12工程のうち、定められた工程数(乗用車の場合、2014~2015年は9工程、2016年以降は10工程)以上を国内で実施する。</p>
	<p>「研究開発(R&D)」(選択要件) 販売行為によって生じる税金・社会保障負担金を除いた総売上のうち一定割合の金額を国内でR&Dに投資する。 2014年:0.30%、2015年以降:0.50%</p>
	<p>「生産技術投資」(選択要件) 販売行為によって生じる税金・社会保障負担金を除いた総売上のうち一定割合の金額を国内でエンジニアリング、産業技術基盤、サプライヤーの育成に投資。 2014年:0.75%、2015年以降:1.0%</p>
	<p>「燃費ラベリング」(選択要件) 国家度量衡・規格・工業品質院(INMETRO)による「自動車ラベルプログラム」(PBE Veicular)に従った燃費ラベルの添付率の実現。 2014年:49%、2015年:64%、2016年:81%、2017年:100%</p>
特典の内容	
●国産部材・工具の調達、R&D及び生産技術投資額に応じたIPI税務クレジット(税額控除)	
●認可企業のメルコスール・メキシコ製輸入車にはIPI30%削減	
●最大4,800台のIPI減税輸入枠の付与(メルコスール・メキシコ以外からの輸入に適用)	

資源関連ビジネスでは、国内事業に自ら投資をしてインサイダー化し、国内で競争力を高めていく動きがみられる。自らブラジル企業となれば、ローカルコンテンツ規制はむしろ有利に働く。ブラジルにおける生産コストは高いため、コストメリットを考慮すれば厳しい選択といえるが、ブラジル国内で生産性の悪い第3者から調達するよりは、自らが投資した国内企業の競争力を高めていく努力をしたほうが良いと考える日本企業も多い。実際、2011年以降、ブラジルにおける石油資源開発ビジネスの活性化とローカルコンテンツ規制による国内企業優遇策に着目し、ブラジルにおける造船業に参画する日本企業の投資が増えている。

川崎重工業のドリルシップ等建造会社EEPへの出資・技術供与(2012年5月発表)、IHIのブラジル大手造船所アトランチコスルへの技術支援(2012年6月発表)と出資(2013年6月発表、日揮とジャパンマリンユナイテッドとの合弁事業)、三菱重工業、今治造船、名村造船所、大島造船所、三菱商事の5社による造船会社エコビックスへの出資と技術供与(2013年10月発表)などの事例がある。(中畑 貴雄)

② 債権回収法・倒産法

A) はじめに

ブラジル国内の事業において直面する深刻な問題の一つに債権回収の問題があげられる。債務者が督促しても債務を履行しない場合には、物的担保権の実行や保証人に保証債務の履行を求めることになるのである。”título executivo”(債務名義)の取得が強制執行を求める前提条件である。もちろん、裁判手続きを経て得られる判決は債務名義になるが、ブラジルにおける民事裁判は、後述の通り確定判決を取得するまでに手間と時間がかかる。

他方、裁判によらずに債務名義となる得るものとしてブラジルで一般に活用されているのが”duplicata”(商業手形)であり、その他、債務証書、抵当権、質権、約束手形などによっても裁判所による執行が可能である。

また、ブラジルにおける企業倒産数の増加も深刻な問題になりつつある事実も、債権回収に関する懸念材料である。この背景には、同国における景気低迷と高金利、コスト増大によって企業の財務体質が悪化している状況がある。2013年10月にはブラジル・リオデジャネイロに本拠を置く石油・ガス採掘大手「OGX ペトロレオ」がリオデジャネイロ州の裁判所に会社更生手続を申請した。多額の資金調達により積極的な資源開発を進めたが、生産量が当初予想を大幅に下回るなど業績が悪化し、その資金繰りが困難となった為に負債削減が必要になった。2013年6月末時点の負債総額は約106億リアルと報じられており、南米における過去最大規模の経営破綻と懸念される。ブラジルにおいてこのような企業再建型手続は2005年6月9日から施行された新破産法(法律第11,101号)により導入された制度である。

B) ブラジルの裁判制度と裁判所の状況

➤ 司法組織

ブラジルの裁判所は連邦裁判所と州裁判所ならびに労働裁判所をはじめとする特別裁判所で組織される。連邦裁判所は、連邦、独立行政機関、公社等が訴訟当事者になる場合に管轄権を有する。したがってそれ以外の通常の民事訴訟については、州裁判所が管轄権を有する。以下に司法制度について概説する。

連邦裁判所・・・連邦最高裁判所(Supremo Tribunal Federal)、連邦高等裁判所(Superior Tribunal de Justiça)およびその他の連邦裁判所(連邦地方裁判所(Tribunal Regional Federal)および連邦判事(Juízes Federais))で構成される。

州裁判所・・・州高等裁判所(Tribunal de Justiça: TJ)および州司法判事(Juízes de Direito)から成る。国家もしくは連邦レベルの公職を務めるものを巻き込まない刑事、民事、商事に関する州および市町村の法律・条令等の違憲性に関する訴訟を判断する裁判所である。TJは各州に一つずつ存在し、更に州内は幾つかの

ムニシパルを括る形で司法区(comarcas)に区分されている。各司法区は一つ以上の第一審裁判所(vara)を有する。第一審裁判所の判決に不服な当事者は、TJに控訴が可能であり、TJは原則として州裁判所の最終審となる。ただし、連邦法に関連する問題案件である場合や違憲訴訟についてはTJにおける判決について上告の可能性が認められる。ブラジルにおいては、各裁判所が憲法問題について個別審査することが可能であるために、違憲性を主張することにより訴訟手続きを長引かせる当事者も散見される。

➤ 裁判所の状況

ブラジルの訴訟案件数は表1の通りであり、増大する濫訴が訴訟手続きの慢性的遅延を引き起こしており、債務の履行を免れるためにあえて訴訟戦術を選択する企業もみられるので、商事紛争の解決については仲裁の活用も検討すべきであろう。特に州裁判所には新規訴訟案件だけでも毎年2,000万件以上の訴訟が持ち込まれていることから訴訟手続きの停滞は深刻化している。

参考までに1996年仲裁法は、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)が採択した国際商事仲裁モデル法を参考にした法律であり、ブラジル政府はさらに2002年には外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(1958年)を批准している。これらによって、ブラジルにおいても他の先進国並みの国際商事仲裁手続きが機能する法的基盤が構築された。

なお、外国仲裁判断の承認および執行を管轄する連邦高等裁判所(STJ)は、通常1年未満で外国仲裁判断の承認を行っている。なお、仲裁と裁判との比較については表2を参照されたい。なお、商事仲裁により紛争解決を図るためには一般的には当事者間の取引契約書に仲裁条項を規定する必要がある。この仲裁条項には、通常、選定した仲裁機関の名称や仲裁地の他、仲裁人の数や使用言語などを規定する。

表1 2012年度の訴訟件数

	新規訴訟件数 (件)	継続訴訟件数 (件)	処理件数 (件)
州裁判所	20,949,939	52,018,720	72,058,759
連邦裁判所	3,114,670	8,122,273	11,236,943
労働裁判所	3,859,621	3,253,098	7,112,719
その他の裁判所含む 合計件数	28,215,812	64,018,470	92,234,282

出典：ブラジル国家司法審議会(Conselho Nacional de Justiça: CNJ)が公表している *Justiça em Numeros* (2012)に基づく。

(<http://www.cnj.jus.br/programas-e-acoas/pj-justica-em-numeros> : 2014年11月確認) なおCNJは、2004年に創設され、司法全体の運営および財務について管理し、かつ各判事の職務遂行状況の管理・監督を行う独立行政機関である。

表 2 仲裁と訴訟との比較

	仲裁	訴訟
仲裁人・裁判官の選定・指定	当事者が M&A の専門家から仲裁人を選ぶことが可能である。一般の大型案件では、各当事者が 1 名の仲裁人を指名し、それらの仲裁人が協議してさらに 1 名の仲裁人を指名する。	当事者が裁判官を指定することは不可。また担当判事が懸案事件(例えば国際取引や M&A 等)の専門家であるとは限らない。
判断基準・手続き	判断基準は当事者の合意により指定が可能。事案に即した解決が期待される。常設仲裁機関における手続きは当該機関が定める規則による。	判決の基準は実体法であり、法律に準拠した判断が期待できる。手続きは法廷地の法に準拠する。
控訴可能性と迅速性	一審限りであり迅速な手続きが期待される反面、判断に不服な当事者も当該判断を受け容れざるを得ない。	原則として三審制。原審に不服があれば控訴が認められる反面、確定判決を取得するまでに長期間を要する場合が少なくない。
手続的特徴	仲裁の手続は、当事者の合意により決定することが可能であり、ディスカバリーの採否・採用の範囲等について当事者で合意が可能。この合意ができない場合は仲裁人が決定する。柔軟性が特徴であるが、これにより結果の予測が困難という側面も否定できない。なお、使用言語は当事者間の合意で選択する。	ブラジル民事訴訟法による。裁判の長期化が問題になっている。結審までに 10 年以上を要する場合もある。なお、使用言語は公用語であるポルトガル語。
手続・判断の非公開性	非公開が原則であり、仲裁判断も、当事者の合意がない限り公開されない。また当事者間で秘密保持義務を合意することも可能。	公開法廷で行うことが原則であり秘密として保持することは困難。
仲裁合意・管轄合意	一般に仲裁合意は防訴抗弁として機能する。仲裁地・仲裁機関・使用言語などを当事者があらかじめ合意することが多い。	当事者間の管轄合意の有効性については法廷地の法に基づき判断される。専属的・非専属的合意や非対象型・交差型など様々な合意形態を選択可能。

C) ブラジル法の下での担保・保証

➤ 抵当権(hipoteca)

抵当権とは、債務者または第三者が、ある債務の担保として供した物（一般的には不動産）について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を意味する。後述する質権(penhor)とは異なり対象物の引渡しを要しないために所有者が抵当権成立後も引き続き使用・収益をすることができる。ブラジル民法の第 1,473～1,505 条は抵当権について規定している。抵当権の設定は公証人による公正証書(escritura pública)の作成を要する他、当該公正証書は対象不動産を管轄する不動産登記所に登記されなければ、第三者への対抗力を生じ得ない。また、抵当権の対象となった不動産には、複数の債権者の抵当権が設定され

得る。ただし債務者がこのような複数の抵当権を設定できるのは、原則として当該不動産の価値が抵当権の対象となる債務額を上回る場合に限定される。また、後順位の抵当権は先順位の抵当権に従うことになるので、不動産鑑定の特門家による不動産評価や不動産登記所における登記証明書の入手の他、当該抵当権の順位にも注意が必要である。債務が弁済されない場合は、債権者は抵当権を実行するために対象不動産の競売を裁判所に申請することになるが、一般的には2年程度の期間を要すると言われている。

➤ 質権(penhor)

質権は、債権の担保として質権設定者（債務者または第三者）から受け取った物を質権者（credor pignoratício）が占有し、その物について他の債権者を差し置いて優先的に弁済を受けることができる権利であり、抵当権との相違は占有の移転が要件となる点である。質権についてはブラジル民法第 1,431～1,472 条が規定している。質権設定証書には、債務額、履行期限、金利、保証の対象となる資産の詳細などが明記され、それを証書登記所に登記する必要がある。一般的には、債務不履行があった場合、債権者は対象資産を法的手続きにより競売にかける必要がある。しかし、質権設定証書において、当該資産を一般売却方式で売却できることが認められていれば、当該合意が優先する。

➤ 譲渡担保権(alienação fiduciária em garantia)

譲渡担保とは、債権者が債権担保の目的で所有権をはじめとする財産権を債務者または物上保証人から形式的に譲り受けて、被担保債権が弁済された場合は、その権利を返還するものである。ブラジルにおいては、民法第 1,361 条が動産に関する譲渡担保について、また 1997 年 11 月 20 日付法律第 9,514 号が不動産に関する譲渡担保について規定している。なお、1965 年 7 月 14 日付法律第 4,728 号に基づき債権者は、当該担保物権を第三者に売却し、その債権（売却の手数料等を含む）に充当した残りの金額を、債務者（担保提供者）に返済しなければならない。なお、担保権設定契約等で、債務者が弁済期に債務の弁済をしないときは担保権者に対象物の所有権を取得させるという約定（流質契約：pacto comissório）は禁止されている。

➤ 所有権留保(reserva de domínio)

所有権留保は当事者間の合意で成立する（民法第 521 条）が、第三者への対抗力を有するためには、書面合意を債務者の所在地に登録しなければならない。

➤ 人的担保

ブラジル法の下での人的保証としては、“fiança”（保証人）と“aval”（約束手形などの支払保証）を挙げることができる。保証についてブラジル民法は第 818～839 条に規定している。保証は人的担保であるので物等の引き渡しはその成立要件ではないが、書面によることを必要とする。また、将来の債務についても保証の対象とすることが可能である。なお、支

払いを求められた保証人は、債権者に対し、主たる債務者の財産につき執行をなすまで自己の保証債務の履行を拒むことを主張できる(o benefício de ordem)。また法人から保証を取得する場合は、その然るべき代表者の署名を確認すると共に、その法人の定款上の目的に保証行為が含まれているか確認すべきである。

手形等についての保証(aval)は、ブラジル民法第 897 条はこの保証に関する規定であるが、一部のみの保証は認められず、手形等の金額の全額についての保証でなければならない。

D) 商業手形(duplicata)について

ブラジルの代表的な信用手形(título de crédito) には、letra de cambio (為替手形)、nota promissória (約束手形) および duplicata(商業手形)があるが、一般的には商業手形が使用されている。商業手形については、1968 年 7 月 18 日付法規命令第 5,474 号およびその改正法(商業手形法)が規定している。商業手形に記載される項目は、商業手形の名称と番号、発行日、インボイス番号、支払日、販売者と購入者の名称と本籍、価格(数字と文言の表示)、支払い場所、指図文句、購入者が債務を確認し手形の決済を約束し引受を声明する署名および発行者の署名である。なお、今日では、購入者/債務者の承認しない手形である場合が多く、銀行割引、借入金の保証抵当手形または銀行取立として、金融機関から購入者/債務者へ支払い請求が提示されるのが一般的である。購入者/債務者は期日に指定された銀行へ支払いし、商業手形等に決済証明を受取る方式、或いは債権者の銀行口座へ直接預託し事務処理しているケースなどがみられる。

なお、商業手形は信用手形であり発行人である債権者が手形の裏書き(endosso)により譲渡される。また保証人(avalista)が手形裏面に署名をすることによって手形保証(aval)が行われる。商業手形を所持する債権者は、期日に債務者が決済しなかった場合、債務決済の連帯責任者である手形の発行人、手形の譲渡者及び保証人に対し支払い請求または強制取立てが可能である。

E) ブラジル倒産法

ブラジルの倒産法制は、1945 年 6 月 21 日付法規命令第 7,661 号により約 60 年間規律されてきたが、現行破産法(2005 年 2 月 9 日付法律第 11,101 号)によって、裁判外の手続きである民事再生(extra-judicial)と裁判所の監督下におかれる会社更生(judicial)手続きが規定された。民事再生では破綻企業が裁判所の認可を受けて債権者に提示する再建計画に従って再建手続きが進められる。また、会社更生手続きでは、破綻企業は、すべての債権者との間で再建計画について合意を取り付ける必要がある。もし、再建計画の合意がなされない場合は、裁判所は当該企業の破産を宣告する。再建計画では未払い賃金の解消を優先する。破産の際の債権者先取特権の優先順位は、労働者、税務署、担保物件の保有者、特

権事項が記載された債権等である。

F) まとめ

ブラジルは物品の国際売買に関するウィーン条約(CISG)に2013年に加盟し、2014年4月からブラジルについて同条約が発効している。国際物品売買については、原則として当事者の営業所所在国がCISGの加盟国であれば同条約が適用される(日本については2009年から発効している。ただし、CISGの適用は任意であるので、当事者の明確な意思表示(契約書への明記)により適用を排除することは可能である)。CISGの下で売買契約は口頭でも成立することになっているが、ブラジルにおける裁判の可能性を考慮する場合は、契約書の作成は必須であり、さらに代表者権限のある者の署名を確認すべきである。

伝統的にブラジル法をはじめとするラテンアメリカの法文化は「形式」を重視するので、口頭契約や代表権限の無い者の署名は無効とされる懸念がある。また、裁判所においても形式的に不備のある契約書に基づく訴訟は却下される可能性が高いと考えておくべきであろう。契約書の内容を十分に確認し、代表権限のある者の署名を取得し(例えば定款で共同代表の定めのある場合は代表者全員の署名が必要)、万一の際に備えて担保・保証を取り付けるなどの債権確保手段が必要である。

また、ブラジルにおける訴訟は、確定判決を取得するまでに膨大な時間がかかり、不履行に陥った債務者は戦略的に訴訟で時間を稼ぐことも考え得る。契約紛争の解決手段としてブラジルにおいては訴訟手続きが主体であったが、仲裁法も整備されたことから、同手続きの活用も検討すべきであろう。その際に、外国の仲裁機関を選定した場合は、ブラジルの裁判所による外国仲裁判断の承認に1年ほどの期間を要することから、国内の国際的仲裁機関(たとえばブラジル・カナダ商工会議所)の選定も検討に値する。

【参考文献・資料】

阿部博友「ブラジル連邦高等裁判所が外国仲裁判断の承認を拒絶した事例」, NBL, 第1,035号, 64-69頁, (2014)

二宮正人 シリーズ・ブラジル投資関連法制(2) ブラジルにおける裁判制度について(上・下) JCA ジャーナル 2011.7 第58巻7号 P.17-23, 2011.8 第58巻8号 25-29頁

(5) 雇用・労務問題

① 外国人労働許可

ブラジルにおいて外国人が国内報酬を得て労働するためには、1980年8月19日付法律第6,815号（外国人法）に基づき就労ビザが必要とされる。なお、同法に基づき労働省に属する合議機関である国家移民審議会（Conselho Nacional de Imigração: CNIg）が創設された。本審議会の組織と機能は、1993年6月22日付政令第840号および2000年8月23日付第3,574号により定められているが、CNIgは、出入国管理に関する基本政策の決定や移民を認可する具体的基準を策定するなど重要な責務を担っている。

A) ビザの種類

外国人に対するビザの種類は以下の7種類であるが、駐在員としてブラジル国内の企業で働く場合は、一時居住ビザ（就労ビザ）または永住ビザの取得が必要である。

- i. 通過ビザ（Visto de Trânsito）
- ii. 観光ビザ（Visto de Turistas）
- i. 一時居住ビザ（Visto Temporário）
- ii. 永住ビザ（Visto Permanente）
- i. 非公式外交ビザ（Visto de Cortesia）
- ii. 公用ビザ（Visto Oficial）
- iii. 外交官ビザ（Visto Diplomático）

B) 就労ビザについて

正式名称は、第5種一時居住ビザ（Visto Temporário V）であり、現地法人を含むブラジル国内企業が外国人労働者を呼び寄せて雇用する際に発給されるものである。ブラジル側の企業がブラジル労働省に対し事前申請を行ない、その許可が下りた場合に、日本のブラジル公館で発行されるビザである。国家移民審議会(CNIg)決議(2012年12月12日付第99号)に基づき、取得条件は表1の通りとされている。

表1 一時居住ビザ発給の条件（いずれかを満たす必要あり）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 最低9年間の教育と、大卒レベルを必要としない2年間の職務経験② 職務に関係する大学過程の修了時点から数えて1年間の大卒レベルの職務経験③ 60時間以上の単位を伴う大学院過程の修了、もしくは修士号または従事する活動に合ったそれ以上の学位④ 学歴と関係なく芸術・文化の分野での3年間の職務経験 |
|---|

また、就労ビザについては様々な制約が課せられている。まず、就労ビザを取得する者は、ブラジル国内で給与を受け取る必要がある。また、グループ会社間の雇用契約の場合は、日本で最後に受け取っていた給料額を上回らねばならない（CNIg 決議 2007年2月9

日付第 74 号)。また、短期就労ビザを取得者についてはブラジル統一労働法が適用される関係上、職場に於いて職務が同一の場合は、それらの従業員全員について国籍により差別されることなく同一賃金の支払いが求められているので注意が必要である (CLT 第 460 条)。

一時居住ビザの有効期間は 2 年間である。ただし、さらに 2 年間の延長が 1 回に限り可能である。また滞在期間が 4 年を経過する外国人は永住ビザへの切替えの申請が可能となる。なお、滞在期間が 2 年を経過する段階で永住ビザへの切替えが認められるようになった(2011 年 11 月 23 日付 CNIg 決議 96 号)。就労ビザ取得者は、企業との雇用契約に基づく労働手帳の発給を受けるが、このビザのステータスのままでは会社の管理役員 (経営審議会メンバー、取締役および監査役) に就任することは認められない。

日本企業とブラジル企業の間で「技術移転・支援契約」を締結した場合、期間 1 年間のビザが発給され、1 回の同期間の延長が可能となった(CNIg 決議 2004 年 12 月 8 日付 61 号)。また、短期の技術移転・支援契約に基づく 90 日間で延長不可のビザが発給が認められている(CNIg 決議 2013 年 4 月 23 日付 100 号)。さらに、ブラジルにある系列会社の子会社、支社、または本社で訓練を受けるために、一年間有効のトレイニー・ビザを申請、取得することも認められる (CNIg 決議 2010 年 9 月 15 日付第 87 号)。

C) 商用ビザについて

2011 年 11 月 28 日付けの日本・ブラジル間覚書に基づき、商用ビザの有効期限が 3 年間に延長された。滞在期間は 1 回の滞在で 90 日間 (延長可能で最長 180 日間)。1 年間 (最初の入国から数えて 365 日間) の滞在日数が合計 180 日間を超えない場合には複数回の入国が可能である。

D) 永住ビザについて

日本企業がブラジルの現地法人に役員を派遣する為には永住ビザの取得が必要とされる。永住ビザを取得するためには、ビザ 1 人分につき定められた金額以上の投資が必要であり、この資本金は中央銀行の外国投資登録 (Sisbacen) に登録されなければならない。なお、企業の設立、あるいは外国人役員の着任から 2 年以内に 10 名以上の雇用を創出する計画の法人設立の場合は、基準額が減額されている。

永住ビザを取得する場合には、当該派遣員は現地法人の定款に役員として記載されていなければならない。この定款記載の在任期間が、永住ビザの有効期間となるが、最長で 5 年間である。なお、この有効期間後も継続して同役職に就くことが証明できれば更新が可能とされる。

E) まとめ

適正なビザの取得は日本からの派遣社員がブラジルにおいて就労するための基本条件である。その派遣人材を現地法人の管理役員として派遣するのか、または従業員のステータスで派遣するのかによって取得するビザの種類も異なる。また、ブラジル統一労働法の下で、全従業員の3分の2はブラジル人労働者である必要がある。つまり、役員を除く賃金労働者のうち、従業員数ベース及び支払給与額ベースで3分の2以上は、ブラジル人労働者でなければならない（CLT 第 352 条及び第 354 条）ので注意が必要である。さらに、これも労働法上の要件であるが、外国人と同じ業務に就くブラジル人については、外国人よりも少額の賃金であってはならない（CLT 第 358 条）。

なお、「社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定」が 2012 年 3 月 1 日から発効した。ブラジルで働く場合、これまでは日本とブラジル両国の年金制度に加入する必要があったが、本協定に基づき、ブラジルの法令の適用が免除される場合には、同国の社会保険料の支払いが免除される。（阿部 博友）

【参考文献・資料】

日本貿易振興(JETRO) 「ブラジル進出に関する基本的なブラジルの制度・外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 (http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_05/ :2015 年 3 月確認)

② 雇用・労務の実際と労務リスク・ハードル

A) 募集は人材紹介会社を通じたものが一般的、SNS 活用も浸透

労働者の募集に際しては大手紙の求人欄に募集広告を載せるか、人材紹介会社、人材紹介サイトのサービスを利用するのが一般的だ。大手紙求人欄の場合、自社名を出す必要はないが、その場合、応募者の書類は当該新聞社が一旦預かり、転送してくれるのを待つことになる。もちろん面接スケジュールの調整、可否の連絡なども募集企業側がやることになる。そのため、どちらかというとな後（人材紹介会社）利用の方が一般的だ。

人材紹介会社と契約した企業は、登録者の情報を閲覧でき、また登録者に対して採用情報を公開し募集もできる。人材紹介会社の中には日系人に特化したところもあり、進出日系企業も当初はそうした人材紹介会社に頼るケースも多い。

なお、工場の作業員といった大人数の募集の場合は、新聞や人材紹介サイトなどで募集するのが効率的だ。人材紹介サイト利用も多様化しており、外国サイトのブラジル版もあ

れば、ブラジル国内に特化したもの、さらには州に特化したものなどある。また、サイトによっては、スマホのアプリを提供しているものもあり、労働者側からの登録の容易さを競っている。人材紹介サイトとしては Vagas.com (pessoas.vagas.com.br)、Indeed (www.indeed.com.br)、Catho (home.catho.com.br)、Empregos.com (www.empregos.com.br) などが挙げられる。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の活用も浸透してきた。2014 年の Jobvite 社の調査によると 44% のブラジル企業が候補者の評価に SNS を使っているという。記載している内容、ポルトガル語の文法など細かいチェックを人事担当者が行って、先行段階初期の候補者絞り込みプロセスで役立てているようだ。LinkedIn の利用もブラジルの登録者数は米国、インドについて世界第 3 位となっている。

なお、採用に関する留意点として、採用前の健康状態の記録をすることが推奨される。正式採用の前に健康診断を受けさせ、診断書を保存しておかないと退職の際などに職場環境によって健康を害したなどと訴えられる恐れがあるからだ。

B) 業務のアウトソーシングや人材派遣活用で押さえておきたいポイント

労務コストやリスクの高さゆえ、日本における業務委託契約や派遣社員で事業を回そうという企業も多い。

業務委託契約については、アウトソース元のコアビジネスに関係しておらず、かつ上下関係が職場に存在しないことを明確に示しておくこと、さらに委託先が自社のみならず他社顧客を確保していることが訴訟（直接雇用があったとして社員と同様の待遇を求められることがある）を予防するために押さえておきたいポイントだ。こうした業務委託契約が認められるのは、弁護士、会計士、エンジニア、などのサービス業務に限定される。つまり、多くの企業が関心を持っている営業部門の業務委託はコアビジネスの委託ととらえられかねず、難しい。

派遣会社を通じた雇用が認められるケースは、90 日以内の臨時雇用および、警備、清掃などの間接的業務に限ることになる。これらのケースでは人員が人材紹介会社との契約に基づいて派遣される。これについても職場での上下関係がないことになっているが、実質的には社員からの指示に基づいて業務を行ってもらう必要があり、雇用関係ありとみなされるリスクも存在する。

C) インフレを上回る最低賃金改定率

全国全ての業種に適用され、年金支給基準にもなるブラジルの最低賃金は年々インフレ率を超える割合で上昇している。以下の表で分かるとおり、第 1 期カルドーズ政権につい

ては 90 年代初期のハイパーインフレの影響が残っており、インフレ率が賃金改定率を上回るケースもあったが、その他についてはほぼ最低賃金改定率の方がインフレ率を上回った。

最低賃金改訂率

年	発効年月日 (日/月/年)	最低賃金 (リアル)	最低賃金改定率(%)	(参考)インフレ率(発効前月の過去12カ月累積 %)
2015	01/01/2015	788	8.8	6.4
2014	01/01/2014	724	6.8	5.9
2013	01/01/2013	678	9	5.8
2012	01/01/2012	622	14.1	6.5
2011	01/03/2011	545	0.9	-
2011	01/01/2011	540	5.9	5.9
2010	01/01/2010	510	9.7	4.3
2009	01/02/2009	465	12.1	5.8
2008	01/03/2008	415	9.2	4.6
2007	01/04/2007	380	8.6	3.0
2006	01/04/2006	350	16.7	5.3
2005	01/05/2005	300	15.4	8.1
2004	01/05/2004	260	8.3	5.3
2003	01/04/2003	240	20	16.5
2002	01/04/2002	200	11.1	7.8
2001	01/04/2001	180	19.2	6.4
2000	03/04/2000	151	11	6.9
1999	01/05/1999	136	4.6	3.4
1998	01/05/1998	130	8.3	3.9
1997	01/05/1997	120	7.1	8.6
1996	01/05/1996	112	12	19.2
1995	01/05/1995	100	42.9	169.1

(注) 2011年3月の改訂は同年内の改訂ゆえインフレ率は記載せず

出所：IBGE,Portalnet等のデータより作成

なお、社会保障、税等含めた実際のサンパウロにおける給与水準は以下のジェトロ調査のとおり最低給与改定率を上回るスピードで上昇している。以下 5 年間の給与の推移を職位ごとに比較してみると、最低給与がこの間42%増であるのに対し、ワーカーの給与が114%増、エンジニアが141%増、中間管理職（課長クラス）は82%増となっている。

2010～14年の給与比較

	2010年		2014年	
	米ドル	リアル	米ドル	リアル
1.ワーカー(一般工職)	618.96	1,096	987.15	2,348
2.エンジニア(中堅技術者)	3,376.07	5,978	6,065.27	14,429
3.中間管理職(課長クラス)	6,161.97	10,911	8,325.42	19,805

(注) ドルのレートは調査時点(2010年は1月15日、14年は1月6日のインターバンクレート)。年間売上3億リアル以上の企業の税込給与額の平均。社会保障等諸手当を含む。

出所：Catho(人材紹介企業)にジェトロ・サンパウロがヒアリング

ブラジルコストの一つが過剰な労働者寄りの法律に根ざした労務コストである。上記の表のように最低賃金はじめ給与は引き下げができないという法律が進出企業による人件費抑制を困難にしている一因である。労働者および雇用側が継続雇用を希望しても人件費の高騰でやむなく解雇せざるを得ないケースも少なくなく、その場合、一旦解雇して6カ月後(6カ月以内の再雇用は一続きとみられるため)に再雇用する方策をとる企業もある。

なお、賃金の改定にあたり、労働組合の力が強いのもブラジルの特徴だ。ブラジルの労組は業種別に存在する。1988年憲法により、自由に労働組合を結成することが可能となるとともにストライキ実施の権利も保証され、さらに雇用側によるロックアウトも禁止された。労働協約で定められた昇給率は雇用側は遵守しなければならないし、労働時間の変更等は労働協約があれば可能であるなど、組合との対話は非常に重要である。製造業などでは、自社の労働者ではなく、当該業種組合の構成員主導によるストライキがなされることもあり、これはブラジルにおけるビジネス面で、ハードルというよりリスクと捉えたほうがよいだろう。

さらにブラジルでは、以下のような手当でも人件費を押し上げる要因となっている。時間外手当については、労働訴訟の種になりやすいので要注意だ。

- 13カ月給与：毎年末に、「13カ月目の給料」として月給分相当額が支給される。就業1年未満の労働者も15日以上働いた場合は「13カ月の給料」を受給でき、月数ベースで計算された金額が支給される(月に15日以上働いた場合には1カ月と換算)。
- 家族手当：14歳以下の子どもあるいは障害児を有し、給与が一定の額以下の従業員に対しては手当の受給が保証されている。賃金に応じて手当の額は変化する。
- 時間外手当：一日の法定労働時間は8時間、週44時間だが、残業は最大2時間となる。

賃金の1時間あたりの金額の最低 50%増し。日曜日および祝日に労働した場合には、100%増しとなる。

労働裁判になるケースとしては、記録および職場への入退室管理が不十分であることに起因することがある。

その他出張時の業務に対する日本との違いにも注意すべきだ。日本の場合、移動中は、その間に一緒に出張している上司（労務時間管理ができる者）からの業務指示がなければ業務とみなされず（例外あり）、事業場外労働として、みなし労働時間が設定されているが、ブラジルでは、ホテルにいる時間以外は移動時間も含め、労働時間とみなされる。ただし、これについてもどの時間が起点となるのか（自宅を出た時間なのか、勤務先を出た時間なのか）等についてブラジル弁護士の見解も分かれている。実質的に役員、マネージャークラスの従業員のみが訴訟リスクゼロで出張させられるようだ。

- ▶ 夜勤手当：都市部の労働者（22時～5時）、農業従事者（21時～5時）、牧畜従事者（2時～4時）がそれぞれ指定の夜間時間に労働した場合の賃金は時間あたり最低 20%増しとなる。
- ▶ 休暇手当：左記法律、憲法の条項によれば、12カ月間の勤務ごとに労働者は30日間の休暇取得の権利がある。また雇用者は、有給休暇なので当然1カ月の給与は払うが、それ以外に給料の3分の1に相当する休暇手当を支給しなければならない。
- ▶ 不健康な職場環境および危険業務についての手当て：
不健康さの度合いに応じ、有効な最低賃金の10%、20%、40%が手当として加算される。危険業務については賃金の30%相当が手当として支払われる。
- ▶ 交通手当：雇用側の義務。労働者の通勤費を企業が事前に支払う「交通費引換券」を付与するケースもある（この場合、雇用側は労働者の賃金から最大6%を差し引くことができる）。
- ▶ 食事手当：雇用側が支払うか否かは任意。雇用者側は食事引換券や食品引換券を配付することもできる。労働者賃金から最大20%差し引くことができる。

D) 労働者保護による間接的なコストアップ要因なども考慮の必要

賃金上昇や手当など直接人件費に影響を及ぼす事項とともに事業面でのハードルとなるのは、労働者の休暇取得等に伴うバックアップ要員確保についての手間・コストだ。さらに、就業中の休憩に関する規定も熟知していないと労働裁判のリスクを高めることとなる。

ブラジルの場合就業中の休憩および休暇について、主なものは以下のとおり。

- 労働時間：一日の法定労働時間は 8 時間、週 44 時間。なお、4 時間以上 6 時間以内の勤務の場合、15 分の休憩を付与する必要がある。6 時間を越える勤務の場合、1 時間以上 2 時間以内の休憩時間を付与しなければならない。
- 休暇：勤務期間が 12 カ月に達すると、労働者は翌 11 カ月のうちに 30 日間の連続休暇をとる権利が発生。
有給休暇（年間最大 30 日間）は、工場などの操業停止（集団休暇）を除いて、原則として一括で与えなければならない。労働者の要望を踏まえ、分割して休暇を取得させている企業もあるが、労働法は分割取得を認めていない。現在、導入が検討されている E-Social が始まると、こうした分割取得が認められない可能性もある。
- 特別休暇：出産の場合、女性は 120 日、男性 5 日。産後 5 カ月は雇用保障。団体協約によりさらに 3 カ月の延長のケースもある。
採用の際に妊娠の有無は訊いてはならないこともあり、女性労働者については、雇用側は最初からバックアップありきで採用数を決めたりしているのが現状である。

こうした休暇のほかにも「同一職務同一給与原則」があるため、一人の労働者が複数の職務を掛け持ちできず、雇用側からみるとその分雇用者数を増やさねばならず、コストアップ要因となっている。

E) 解雇

通常の労働契約に関しては、契約終了のための確定的期限はない。つまり、定年が存在しないため、雇用側、労働者側の間における意思、信頼の喪失、労働継続を妨げる事案の発生によって終了する。そのため、一方的に当該労働者を解雇するか、自発的な退職願提出を待つしかなく、計画的に適材適所の人材を配置することができない。

また、業務放棄や犯罪など明白な事案を除き、解雇のための正当な理由をそろえるのは

一般的に難しい。したがって、先に対象者にペナルティー（FGTS:退職基金積立残高に対して50%（対象者に40%。政府に10%）を支払った上で、あえて会社都合による理由なき解雇とすることを選択する企業が多い。また、解雇する場合（正当な理由があるケース以外）は、解雇日の（最も早いケースで）90日前に本人に通告しなければならない。解雇を告げた後の当該労働者のモチベーション、機密保持、他の労働者への影響などをふまえ、出勤をさせない企業も多いが、法的には新たな仕事を探すために、1日2時間あるいは連続した7日間、役務を免除することになっている。当該労働者の賃金は減額できない。

なお、労働者は提訴期間内に訴訟を起こせば、提起時から過去5年間遡及請求可能な権利を持つ。また、FGTSについては同30年間となる。提訴期間は労働契約終了後2年間である。

<まとめ 進出企業が戸惑う労働訴訟のポイント>

労務問題は「ブラジルコスト」の1つとしてよく挙げられる、進出日系企業が抱える最大の課題の1つだ。進出企業で労働裁判を抱えていない企業が希少と言われるほどであり、工場などを抱える企業は労働裁判専門の弁護士を社内に抱えたりしている。国家司法審議会の2014年年鑑（2013年の結果）によると裁判件数が年間9,514万件うち70%が前年からの持ち越しであり、新規案件が2,830万件、労働裁判の件数については年間380万件を数える。労働裁判は、解決まで対応を誤ると事業遂行に影響を及ぼすが、労働訴訟を全く抱えていない企業の方が珍しい。したがって、最初から「ハードル」ととらえ、特に多くの従業員を雇用する投資案件についてはあらかじめ策を講じておくことが重要となる。

進出企業がおさえるべきは労働法の原則を理解することである。本リスクマネジメント研究会では以下ポイントが挙げられた。

ブラジル労働法の支配原則

『疑わしきは労働者有利に』

労働者保護の原則が、労働法の根底にあり、雇用者側による労働者の不正などの立証が困難。

『雇用関係の継続性』

『労働者に有利なルールの適用』

『権利不放棄の原則』

「労働者は与えられた権利を勝手に放棄できない」ということであり、仮に雇用側が雇用条件に関して労働者の同意を得たとし、書面などで証拠を示しても当該同意は無効と判断される。これは労働協約などによって一度提供された手当なども含まれ、雇用側が労働者側にインセンティブを示すことに消極的にならざるをえない理由とされる。

- 『既得権の尊重』
- 『不利益変更禁止原則』
- 『事実の優位性』
- 『ブラジル人雇用比率の遵守義務』

ブラジル労働法の注意点

- 『不当解雇』
 - 『不当解雇の場合の FGTS（勤務年限積立基金）総額の 40%相当額の罰金の不払い。
 - 『解雇予告通知に代わる 1 カ月分の給与の不払い』
 - 『定年制度の不存在』
 - 『労働契約の不利益変更』
 - 『同一職務同一給与原則の違反』
 - 『13 カ月給与の不払い』
 - 『法定休暇付与義務の不遵守』
 - 『産休後の女子従業員に対する 5 カ月間の解雇禁止期間の不遵守』
- *時効→雇用契約継続中は 5 年間。終了後は 2 年間。（竹下 幸治郎）

(6) 国内物流と輸入手続きにおける問題点

① 通関における問題点

A) 時間と費用がかかるブラジルの輸入通関

ブラジルにおける輸入通関は、他の新興国と比べても時間と費用がかかるという評価が一般的だ。世界銀行が2014年11月に発表したビジネス環境調査（Doing Business 2015）によると、ブラジルの通関分野のビジネス環境順位は189カ国中124位であり、インドやロシアよりは高位だが、マレーシア、タイ、インドネシア、メキシコ、中国などに大きく水をあけられている。必要書類、所要日数、コストとも他の新興国と比べると多いのが実情だ（表参照）。

主要新興国の通関に関するビジネス環境比較（順位）

（金額単位：ドル）

国名	順位	輸入通関 必要書類	輸入通関 所要日数	輸入通関 コスト
マレーシア	11	4	8.0	560
タイ	36	5	13.0	760
チリ	40	5	12.0	860
メキシコ	44	4	11.2	1,888
ペルー	55	7	17.0	1,010
インドネシア	62	8	26.0	647
ベトナム	75	8	21.0	600
トルコ	90	8	14.0	1,235
コロンビア	93	6	13.0	2,470
中国	98	5	24.0	800
南アフリカ	100	6	21.0	2,080
ブラジル	123	8	17.0	2,323
インド	126	10	21.1	1,462
アルゼンチン	128	8	30.0	2,320
ロシア	155	10	19.4	2,595
ベネズエラ	176	9	82.0	3,695

（注）順位は189カ国中の通関に関するビジネス環境の順位。

輸入通関コストは20フィートコンテナの輸入に係るコストだが、海上輸送費及び租税は含まない。陸上輸送費は含む。

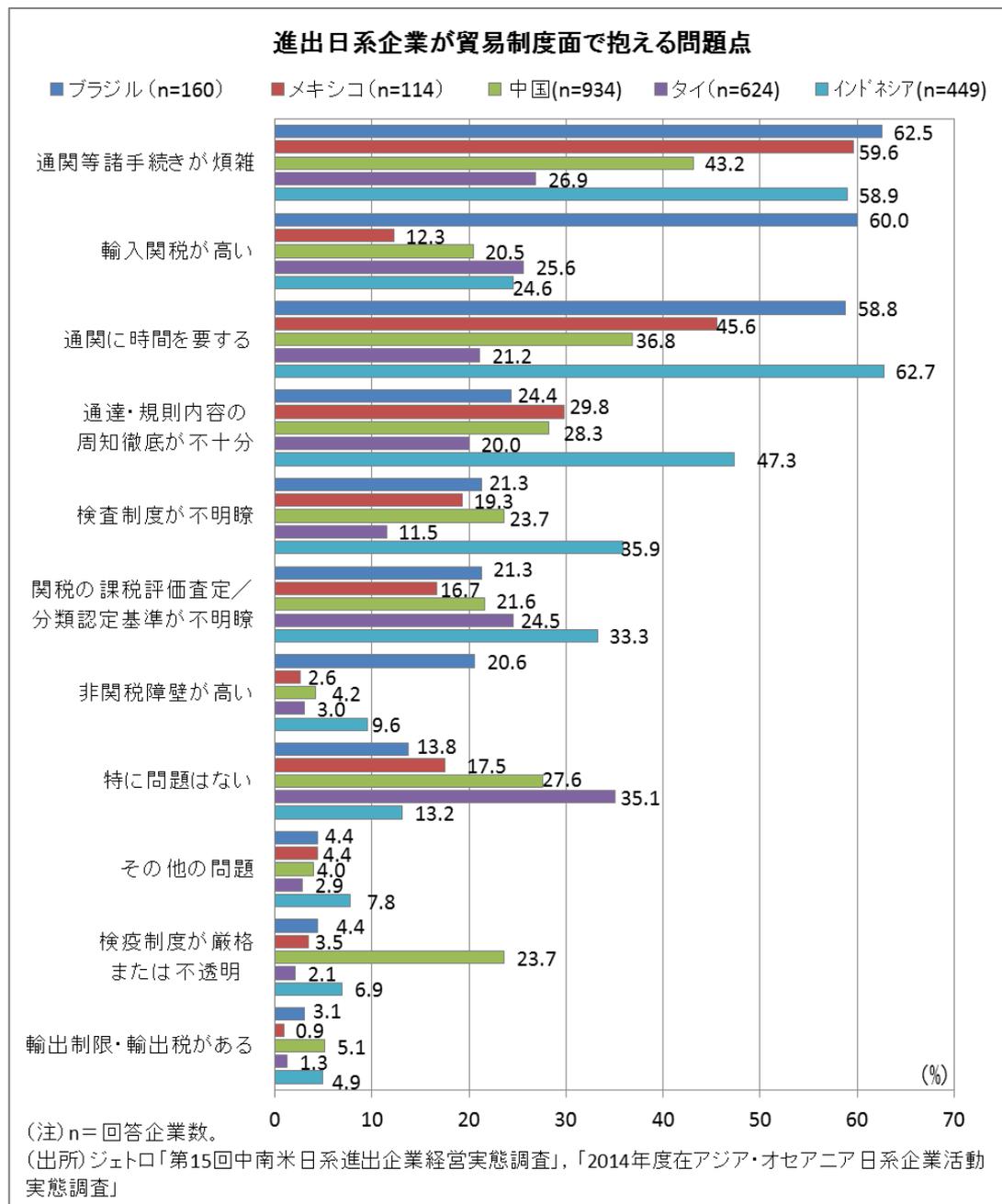
（出所）World Bank, *Doing Business 2015*

B) 進出日系企業が抱えるブラジルの貿易制度面の問題点

貿易制度面で進出日系企業はどのような問題を抱えているのか。ジェトロが2014年に実施した日系企業経営実態調査の結果を用い、アジア主要新興国やメキシコとの比較からブラジルの特徴を探った。

ブラジル進出日系企業が最も問題視する貿易制度面での課題は、「通関諸手続の煩雑さ」であり、62.5%の企業が問題視する。この比率はメキシコ（59.6%）、インドネシア（58.9%）よりも高く、中国（43.2%）やタイ（26.9%）とは大きな差がある。続いて「輸入関税の高さ」を問題視する企業が60.0%と多く、アジア新興国やメキシコと比べるとかなり高い比率となっている。「通関に時間を要する」と答えた企業の比率も58.8%と高く、インドネシア

には及ばないものの、メキシコ、中国、タイと比べるとかなり問題視する企業が多いことが分かる。



「通関諸手続の煩雑さ」については、ブラジル特有の制度や規制として、①船積み書類 (B/L、インボイス等) は全てオリジナルが必要なこと、②重量の書類と現物の誤差は10%までしか認められないこと、③輸入ライセンスは原則船積み前に取得する (船積み後の取得は罰金の対象) こと、などがあげられる。また、輸入トラブルの多くは輸入商品の関税番号 (NCM) の決定であるため、輸出者と輸入者の綿密なコミュニケーションも不可欠だ。輸入申告時に関税分類コード (HS、ブラジルでは NCM と呼ぶ) が異なると指摘された場

合は罰金が発生するため、輸出者は輸入者に貨物の特徴を事前に正確に伝える必要がある。書類記載内容の不備も罰金対象となるため、書類も両者で入念に準備しておく必要がある。

NCM 番号を巡るトラブルとしては、ブラジル向けに輸入貨物を発送する場合、まず輸入者が輸出者に対して対象貨物の関税番号を指示し、輸出者が B/L を発行する船会社（あるいはその代理店）に対し対象製品の関税番号（NCM）4桁、6桁あるいは8桁を B/L に記載することを依頼する義務がある。B/L に記載されるこの NCM 番号は輸入者が通関申請時点で行う「輸入申告（DI）」に記載される商品の関税番号に連動しているため、B/L に記載された番号に不備な点（番号の間違い、不足、追加など）が指摘されると B/L の訂正の手配が必要となり B/L の再発給となる。この手続きには時間とコストがかかる上に、もし船会社によるマニフェスト登録に間に合わないと法外な罰金の対象になる。

「輸入関税の高さ」については、世界銀行⁶によると、2012年時点のブラジルのタリフライン（関税品目数）ベースの単純平均関税率は 13.85%であり、インドネシア（5.02%）、メキシコ（7.42%）、中国（7.93%）、タイ（11.22%）と比べると高い。さらに、ブラジルは他の新興国と比べると FTA 締結等自由貿易交渉で遅れをとっており、多くの国の多くの産品について一般関税率（メルコスール対外共通関税率）が適用されるため、FTA 税率の適用も考慮し、各品目の貿易量に応じて加重平均した実行平均関税率で比べるとさらに大きな差が出る。ブラジルは 2012年に 7.73%であり、メキシコの 2.19%、インドネシアの 2.59%、中国の 4.10%、タイの 4.92%と比べるとかなり高い。

ブラジルの場合、南米諸国原産のものは FTA による関税削減が受けられるが、日本や中国などアジア諸国の原産品については一般関税率が適用される。ただし、国産品がない資本財や情報通信機器、一部の自動車部品や航空機・航空機部品などは関税率の低減措置が活用できる。代表的なものは、“Ex-Tarifario”と呼ばれる国産品が存在しない資本財、情報通信関連機器に対する関税率の低減措置だ。減税申請の対象となるものは、資本財、情報通信関連機器、およびそれらの部品と構成部品で、現行関税率表の各関税分類番号（NCM）に“BK”（資本財）、“BIT”（情報通信機器）として表示されているもの。これらの通常関税率は 14%前後であるが、“Ex - Tarifario”システムの適用で低減が認められると、最高2年間の期限付きで一律 2%に低減される。

ただし、中古品、再生品、あるいは新品でも統合システム設備（Sistema Integrado）は対象外。減税の申請企業は原則製造業者であるが、現行法規では限定されていないため、中間業者である輸出入商社、あるいは業界団体を通じての申請も不可能ではない。しかし、窓口行政では、製造業者の申請を優先している。申請企業は開発商工省（MDIC）生産開発局（SDP）に申請し、CAMEX(貿易審議会)決議が連邦官報（D.O.U.）に記載されると適用可能となる。申請には、当該機械設備等の国内生産が存在しないことを証明することが前

⁶ World Bank, *World Development Indicators 2014*

提となる。

C) 内陸保税保管スペースの利用を検討

ブラジルでは保税区域の保管スペースに「フリータイム（無料期間）」の設定がないため、港湾の保税倉庫やコンテナヤードに搬入した時点から保管料が発生する。そのため、いかにすばやく通関し、倉庫での貨物の滞留期間を減らせるかがコスト削減のカギとなる。その上で有効なのが内陸保税保管スペース、通称「セカンド・ゾーン」における通関である。

セカンド・ゾーンで通関する場合、空港や港から倉庫までの輸送費用がかかってしまうが、サントス港などの保税区（通称「ファーストゾーン」）と比べると混雑が少なく、慣れた税関吏が敷地内に常駐しているため通関もスムーズである。さらに、サントス港などでしばしば発生する港湾労働者のストライキの影響も少ない。

ブラジルのルールや慣習に慣れていない輸入開始当初は、書類不備等不測の事態が発生した場合、訂正に時間を要し、保管料が嵩むことがある。ブラジルでの実務に慣れるまではセカンド・ゾーンを利用した方が無難だろう。また、必要書類等の多さなどから通関に時間を要する機械設備や展示会貨物などの輸入通関場所としてもセカンド・ゾーンが適しているといえよう。

(7) 財務・税務

① 財務・税務への対応

A) 会計制度の概要

ブラジルでは、四半期及び年度の財務諸表を作成して外部公認会計士の監査を受ける必要がある企業は、ブラジル証券取引所に上場している企業と金融機関に加え、非上場企業のうち総資産が2億4,000万レアル超、あるいは年度収入が3億レアル超の企業である。それ以外の企業は、財務諸表の外部監査の義務はないが、税務の観点からブラジル会計基準に基づき財務諸表を作成し、会計帳簿の記録を最低5年間保存しておく義務はある。

ブラジル会計基準は2008年以降、国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンス(収斂)が進行中であり、主要な基準に関してはコンバージェンスが完了している。したがって、基本的にはIFRSに基づき処理をすればよい。ただし、完全にコンバージェンスが完了しているわけではないため、特定の処理に関しては注意が必要。

ブラジルでは2007年の政令6,022号に基づき、公的電子帳簿システム(SPED)が導入された。SPEDは各納税者の会計や税務に関するデータを一元管理するシステムであり、納税者に電子ファイルの提出を義務付けることにより、煩雑であった連邦・州・市長村レベルの税務処理を統合し、当局が違法な税務処理を厳密に取り締まることを可能にした。SPEDによりインボイスは電子化されており、電子請求書(NF-e)というかたちでやり取りされている。現時点では会計帳簿や税務申告書類、貨物輸送関連書類などの電子化が実現しているが、企業の労務に関する電子情報の提出を義務付ける「E-Social」という申告制度が今後導入される予定である。これが導入されると、各企業は自社の従業員に関する全ての人事・労務・社会保障関連情報を所定のデジタル方式にて提出する義務を負うため、多くの部門を巻き込んだ全社的な対応が必要となり、SPEDの中でも最も複雑なものになるといわれている。企業規模等に応じて段階的に導入されるとみられているが、本格的な導入は2016年以降になる見通しだ。

B) 税務における留意点

➤ 複雑な間接税体系

ブラジルのビジネス環境において、とりわけ進出日系企業を悩ませている課題の一つとして複雑な税制が挙げられる。複数ある間接税、特に州税である商品流通サービス税(ICMS)の複雑な課税体系が頭痛の種だ。各社のオペレーションにより、把握しなければならない税務は多岐に渡り、企業の対応を困難にしているが、ときには専門家の力を借り、細心の注意を払った対応が必要となる。

ジェトロが2015年1月発表した「2014年度(第15回)中南米進出日系企業の経営実態調査」によると、ブラジル進出日系企業の86.9%が「税制・税務手続の煩雑さ」を投資環境

面でリスク（問題点）と感じている。

ブラジルの税制の特徴としては、間接税の種類が多く、最終小売価格に占める消費者の税負担が非常に大きいことだ。間接税としては、連邦税である工業製品税（IPI）、連邦管轄の社会負担金である社会統合基金（PIS）、社会保険負担金（COFINS）、州税である ICMS が挙げられる。これに加え、輸入品の場合は通関時に輸入関税（I.I.）、商船隊更新税（AFRMM）、通関システム利用料（SISCOMEX）が課され、輸入した段階で既に CIF 価格の 2 倍弱の価格になる（表 1 参照）。

税率も全ての品目で統一されておらず商品や分野別に税率が異なってくるほか、特に ICMS は内税方式となっており、I.I.、PIS、COFINS、ICMS 自体の納税額までも含めた価格が課税標準価格となるため、計算方式も非常に複雑である。以前は PIS、COFINS も同様の複雑な計算方式だったが、2013年10月11日付官報で公示されたブラジル連邦歳入局（RFB）規範的指針第 1,401 号に基づき、輸入品に関しては輸入申告価格（CIF 価格）のみが PIS、COFINS の課税標準となった。

表1 ブラジル輸入関税及び輸入諸経費の計算(2013年10月9日以降)

<関税番号(NCM): 8523.51.90, 不揮発性半導体記憶装置>

(金額単位:レアル)

項目	料率/税率	金額	計算方法
FOB価格		100,000	
海上保険(注)	5.00%	5,000	
海上運賃(注)	5.00%	5,000	
CIFサントス		110,000	CIF = FOB + 海上保険 + 海上運賃
I.I. (輸入税)	16.0%	17,600	I.I. = CIF x I.I.%
IPI (工業製品税)	15.0%	19,140	IPI = (CIF + I.I.) x IPI%
COFINS (社会保険負担金)	7.60%	8,360	COFINS = CIF x COFINS%
PIS (社会統合負担金)	1.65%	1,815	PIS = CIF x PIS%
ICMS (商品流通サービス税)	18.00%	34,766	ICMS = (CIF + I.I. + IPI + PIS + COFINS + SISCOMEX + AFRMM) x ICMS% / (1 - ICMS%)
SISCOMEX(通関システム使用料)		215	
AFRMM (商船隊更新税)	25.0%	1,250	AFRMM = 海上運賃 x AFRMM%
最終通関コスト(港湾費用を除く)		83,146	

(注) 海上保険と海上運賃は仮にFOB価格の5%と設定した。

(出所) 関連法規などから作成

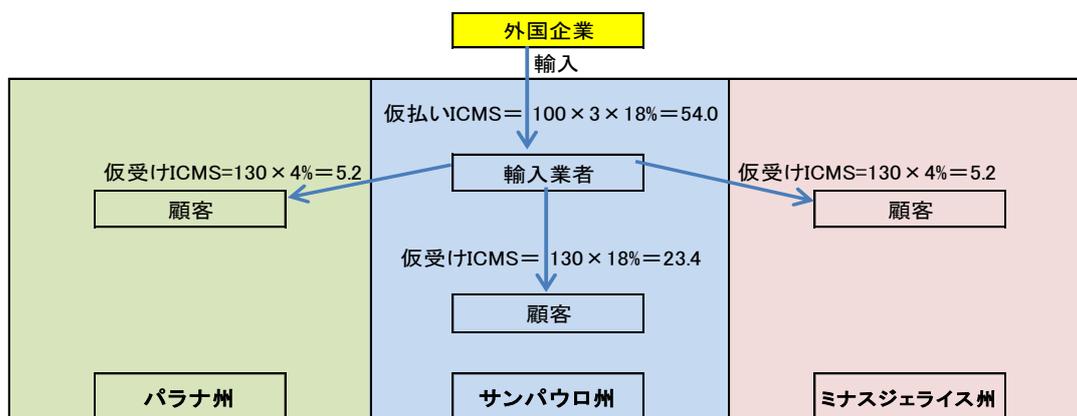
➤ ICMS を巡る問題点

ICMS は州税であるため州によって税率が異なることがあるほか、州をまたぐ取引には州内取引とは異なる税率が課税される。サンパウロ州の場合、州内取引では 18% が課税されるが、州を跨ぐ場合は多くが 12%、一部の州へは 7% の税率となる。2013 年以降、①製造加工以外の目的で外国から輸入された製品、②40%超が輸入原材料から構成されている工業製品を他州へ販売する場合、全ての州で税率が 4% に統一された。②の場合、40%以上の輸入原材料を使用していることを証明する計算を毎月行う必要があり、非常に煩雑な業務といえる。

ICMS は日本の消費税同様、販売の際に顧客から徴収した税額（仮受け ICMS）から仕入の際に仕入先に支払った税額（仮払い ICMS）を控除した上で当局に納税する。①輸出取引が多い企業、②輸入品や輸入原材料が 40%以上の製品を他州へ多く販売する企業は、仮払い額が仮受け額より多くなり、ICMS の支払累積が起きる（図参照）。日本や他国の場合、累積残高を税務当局に対する還付申請で取り戻すことができるが、ブラジルでは還付が事実上不可能である。

図：仮払い ICMS の累積（輸入品、輸入原材料が 40%以上の製品の再販ビジネス）

前提条件：サンパウロ州内の当該商品の ICM 税率 = 18.0%，州間 ICMS 税率 = 4%
 輸入価格（ICMS 課税ベースとなる税込価格）は 1 個あたり 100 で 3 個輸入，税込販売マージンは 30



※輸入業者の ICMS の累積額 = 仮払い ICMS 合計 (54.0) - 仮受け ICMS 合計 ($23.4 + 5.2 + 5.2 = 33.8$) = **20.2**
 (出所) 関連法規などから作成

仮払い ICMS は、製造を行う法人では同州内取引において原材料や包装材の仕入れ代金支払いとして相手に移転することができる⁷。また、製造に関わる固定資産購入額の支払いや、商業施設の場合も固定資産であれば、同様に購入額の 30%までを ICMS で支払うことが可能だ。ただし、ICMS の残高の移転を受ける側の企業（仕入先）も輸出取引や州間取引が多い企業である場合、ICMS の移転に応じないこともある。また、勝手に移転できるわけではなく、当該オペレーションにおいて構造的に ICMS の累積が起こることを、数値を用いて説明する必要があるほか、税務当局の調査もあり、手続きは簡単ではないし、移転までには時間がかかる。ICMS が累積しやすい企業の場合、専門家とも相談の上、ビジネスモデルの再検討が必要だ。ICMS の支払い残高が回収不可能な水準にまで累積すると、最終的には損失として処理しなければならないからだ。輸入品を多くの州で販売する企業の場合、各州で輸入し、各州で販売する「州内取引」のかたちを採れば、ICMS の累積は防げるものの、多くの州に事業所を設置するコストが嵩むことになる。

州間取引に起因する ICMS 累積の問題への対処として、サンパウロ州では ICMS の残高を発生させないための特別措置の適用を検討すべきだ。サンパウロ州は 2013 年 10 月 25 日付

⁷ 仕入れの際、現金の代わりとして ICMS のクレジット（残高）を仕入れ先に移転する。

官報で 2013 年 10 月 24 日付サンパウロ税法管理統括所指令 108 号 (Portaria CAT 108 de 24-10-2013) を公布した。輸入品あるいは輸入原材料を 40%以上用いて製造された商品を他州へ販売する企業は、仮払い ICMS が仮受け ICMS と等しくなる水準まで、ICMS の支払いを輸入時に繰り延べすることができる。ただし、この特別措置は、他州への販売実績などを基に ICMS の残高がどの程度発生するのかを特定し、サンパウロ州税務当局に事前に申請して認可された者のみに適用される。

ICMS に関し、理解するのが難しく、実務も煩雑になるのが代行納税 (ST) 制度だ。本来 ICMS は、販売の際に顧客から徴収した税額から仕入れの際に仕入先に支払った税額を控除した上で当局に納税するが、法規で特定された品目については、輸入業者や製造業者など国内における最初の出荷者が最終消費者に至るまでの流通マージン (付加価値) を加算した上で、最初の段階で ICMS を後の工程の納税者に代わって立て替え払いする制度がある。ST 対象品目については、税務当局が特定商品別の国内流通マージン (40%、60%など) をあらかじめ設定している。このマージンを国内における最初の出荷価格に加算した額が課税ベースとなり、それに ICMS 税率を乗じた税額を国内最初の出荷者 (輸入業者や製造業者) がまとめて当局に支払うことになる (表 2 参照)。

政府が設定した法定マージンは必ずしも実際のマージンと一致しないため、最終消費者までの流通過程において、法定マージン以下のマージンしか付加されなかった場合は本来よりも税金を払い過ぎていることになる。ICMS は同税額を加算した額を課税標準とする内税方式を採っているため、表面税率 18%の商品の場合は、税抜き価格を基準に考えると 22%の実行税率となる。表 2 のケース 3 とケース 4 は、法定マージンよりも実際のマージンが小さい場合で、いずれも消費者の税負担率は 22%よりも高くなってしまう。

また、流通過程で生じる税負担額の増加分を小売価格に転嫁できない場合は、通常よりも流通マージンを削減しなければならなくなり、政府が想定した価格よりも安く売ろうと思えば利益率を犠牲にしなければならない。低価格を売りにした商品などの場合は、小売価格を簡単に上げられないことも考えられ、利益率を犠牲にして商売することを余儀なくされる事例もあるようだ。

表2 ICMSの納税メカニズム(税率18%)と代行納税(ST)制度

ケース1: 通常の課税形態<実際の流通マージンが税込みで50%と過程>

	輸入業者	卸売業者	小売業者	最終消費者
販売額(内税)	1,000	1,250	1,500	-
販売時課税額	180	225	270	-
納税額/税負担額(注1)	180	45	45	270
付加価値(税抜マージン)	820	205	205	1,230
納税率/税負担率(注2)	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%

ケース2: 代行納税(ST)対象品目で法定流通マージンが実際値と等しい
<法定マージン=50%>

	輸入業者	卸売業者	小売業者	最終消費者
販売額(内税)	1,090	1,295	1,500	-
販売時課税額	270	0	0	-
納税額/税負担額(注1)	270	0	0	270
付加価値(税抜マージン)	820	205	205	1,230
納税率/税負担率(注2)	32.9%	0.0%	0.0%	22.0%
代行支払税額	90	-	-	-

ケース3: ST対象品目で法定マージンが実際値より大きい、税負担を価格に100%転嫁
<法定マージン=60%>

	輸入業者	卸売業者	小売業者	最終消費者
販売額(内税)	1,108	1,313	1,518	-
販売時課税額	288	0	0	-
納税額/税負担額(注1)	288	0	0	288
付加価値(税抜マージン)	820	205	205	1,230
納税率/税負担率(注2)	35.1%	0.0%	0.0%	23.4%
代行支払税額	108	-	-	-

ケース4: ST対象品目で法定マージンが実際値より大きい、税負担の小売価格への転嫁不可
<法定マージン=60%>

	輸入業者	卸売業者	小売業者	最終消費者
販売額(内税)	1,108	1,313	1,500	-
販売時課税額	288	0	0	-
納税額/税負担額(注1)	288	0	0	288
付加価値(税抜マージン)	820	205	187	1,212
納税率/税負担率(注2)	35.1%	0.0%	0.0%	23.8%
代行支払税額	108	-	-	-

(注1) 輸入・卸売・小売業者にとっては各流通段階で実際に徴税当局に納める納税額、

最終消費者にとっては小売価格の中で実質的に負担している税額

(注2) 輸入・卸売・小売業者にとっては各流通段階の付加価値(税抜)に占める納税額の割合、

最終消費者にとっては税抜き価格に占める税負担額の割合。

(出所) 関連法規などから作成

従って、ST 対象品目の場合は法定マージン以下で販売するインセンティブが働かないため、最終的な小売価格は高くなる傾向にある。また、ICMS の ST マージンは商品別に異なるため、代行納税額の計算も複雑だ。ST は同一事業所内で輸入から小売りまでを行えば対象にならないが、同じ会社であっても異なる税務上の施設(支店や小売業者の別店舗)に移送した場合は、移送行為が ICMS の課税対象取引と見なされ、ST の対象となる。

➤ 移転価格税制を巡る問題点

ブラジルの移転価格税制は、OECD モデルに準拠しておらず、政府が独立企業間価格の算定のために、原課基準法(CPL 法)や再販価格批准法(PRL 法)では実態に即している

は言い難い利益率（粗利）をあらかじめ設定しており、政府が設定した粗利を確保しない原価で申告すると、追徴課税を受けかねない。また、製品群別単位の価格計算が認められておらず、製品単位で行う必要があるため、実務も煩雑である。

2012年4月4日に公布された移転価格に関する暫定措置（MP563）によると、海外関連会社から調達した棚卸資産を国内で販売する場合の算定基準であるPRL法を輸入者が用いる場合、粗利益率は業種により40%、30%、20%と定められているが、実際の利益率に比べると過大となっており、納税額が大きくなってしまう。

移転価格税制では、海外関連会社に支払うロイヤリティの扱いにも問題がある。海外関連会社へのロイヤリティは売上の5%が相場とされており、それ以上は認められない傾向にある。また、ロイヤリティの契約期間は原則5年間に限定され、さらに特許庁（INPI）に登録していないと認められないが、登録手続きが煩雑である。これらは、ブラジルへの技術移転を阻害する要因ともなっており、国の発展にとっても望ましいことではない。

➤ 現地生産優遇税制の活用

複雑な税務や高い税負担には、外資系企業だけでなく国内企業も同様に苦しめられているため、競争条件が外資系企業にとって不利になっているわけではない。複雑な税務を自社だけで処理することは困難であるため、現地の優秀な会計士など専門家の助けを借りることが必要不可欠であろう。

ブラジルでは、高騰する人件費、割高な光熱費、高い税務コストなどが影響し、コストを削減して競合企業との差別化を図ることは至難の技といえる。他社に対して競争力を獲得するための手段としては、現地生産による税制優遇策を活用することが挙げられる。ブラジルコストが影響し、現地生産することで生産コストが輸入品に比較して安くなるとは限らないが、税負担は大きく減らせる可能性がある。そのため、租税負担の削減で競争力を確保するという戦略だ。

ブラジルでは、2011年8月に打ち出された「ブラジル拡大プラン（Plano Brasil Maior）」に基づき、石油・ガス・造船、医療産業、自動車、航空宇宙防衛、資本財、IT・通信・電気など様々な戦略分野における現地生産優遇策を導入している。その中で、IPIの減免や社会保険負担金の減免、政府調達における国産品の優遇などを行っている。これらのインセンティブを活用することを検討すべきだろう。（中畑 貴雄）

Ⅲ. ブラジルリスクへの認識と対応

1. セキュリティーリスク（治安を中心に）

(1) 反政府デモ

① サンパウロ等における反政府デモ（抗議活動）—2013 年を事例に

2013 年 6 月、サンパウロを中心にブラジル全土で公共料金引き上げ等に対する抗議活動が発生した。サンパウロでは 6 月 6 日、7 日、11 日、13 日、17 日、18 日にわたって抗議活動が繰り広げられ、パウリスタ大通りにおいてもデモのかたちで通行を妨害し、ごみを焼く、地下鉄出入り口等のガラスを割る、バスなどへの落書きをするなどの行動が行われ、さらには警官隊との衝突が生じた。6 月 6 日には警察発表では 2,000 人が抗議活動に参加して、50 人ほどが負傷し 15 人逮捕された。7 日には 4,000 人ほどが抗議活動に参加してマージナル・ピニェイロスを占拠して通行を妨害したため、226 キロメートルにも及ぶ渋滞が発生し、警官隊との間で衝突が生じた。11 日には 1 万～1 万 2,000 人と参加人数が大規模になり、セントロでバスへの落書きやパウリスタ通りでの破壊活動などが行われ 20 人が逮捕された。13 日の抗議活動では破壊活動が最も激しく、警官隊との衝突において催涙ガス、ゴム弾が投げられ 130 人が逮捕され、105 人ほど負傷した。17 日の抗議活動は大きな暴動ではなく平和的に行われたが、サンパウロで 6 万人超、全国で 20 万～30 万人規模と参加人数でみると最大の抗議活動が行われた。

これらの抗議活動は「フリーパス運動」(Movimento Passe Livre : MPL) によって呼びかけられたもので、6 月 2 日から実施されたサンパウロでのバス・地下鉄料金の値上げ (3 レアル→アル→リアル) への抗議という形で行われた。MPL の抗議活動はこれが初めてではなく、サンパウロでの大規模な活動としては 2006 年に主に大学生で構成されたグループが警官隊と衝突を起こしたことがあり、2010 年、2011 年に公共料金が引き上げられた際にも 26 人が逮捕されている。新聞のインタビューに答えた MPL メンバーは、「交通機関は公共のものであり料金を徴収するべきではなく、如何なるバス料金の値上げにも反対である」とのスタンスを取っている。また、党との関係があるのかとの点については、「自分たちは公共鉄道・バスと戦う社会運動であり党とは関係ない問題だ」と答えている。

MPL による活動は主に左翼過激派の学生によって組織された。参加者はハダド市長に反対する横断幕やプラカードを持ち、プラカードには「ハダドには失望した」、「3.20 レアルへの値上げは泥棒だ」、「料金値上げを止めないならサンパウロが止まる」などと記載した。「ここはトルコだ」と記載して、トルコでの反政府活動に類似するとみなしている者もいた。メンバー内では太鼓・打楽器を活用して士気を挙げている者もいた。一般的に学生が中心と見られているが、大学生の他にもフェミニスト、パンクなど多くの者が集まっていたようであり、一部では権利を主張している同性愛者も参加した。こうした面から、参加

者の一部の過激な左翼だけの集まりではなく、体制に不満を持つ雑多な集団がこの機会を活用して集まっているという性格を持っていた。

ただし、実際の抗議活動においては、一部の過激な学生を除けば全般的に平和的に道路を歩くといったものであり、怒りが充満しているといったものではなかった。一般の人々の声は新聞で書かれていることをそのまま発言するようなものであり、メディアでの報道に大きく影響されていた。メディアでの報道は過激な暴動の部分を強調するが、全般がこうした暴動で満ち溢れている訳ではなかった。

② 政府の対応と抗議活動の全国的な広がり

ハダド・サンパウロ市長（PT）は当初、抗議活動に対して何ら公式見解を述べず、6月7日の段階で「抗議活動を認識しており、暴動に至ったことを遺憾」とする発言にとどまっていた。他方、アルキミン州知事（PSDB）は「これは抗議活動ではなく暴力行為だ」と批判して、催涙ガス、ゴム弾を使用した警察を擁護している。6月12日になってアルキミン州知事とハダド市長は抗議活動を批判したが、ハダド市長は警察の対応も過剰だと批判するなど抗議活動に対して厳格な姿勢を取らなかった。

一方で抗議活動を行った MPL 側は警察の暴力行為を批判して、「抗議活動において暴力行為を煽動することはなかったが、警察の暴力行為に対する人々の苛立ちをコントロールすることはできなかった」と述べている。ただし、6月17日に行われた抗議活動に当たっては、事前に警察は催涙ガス、ゴム弾を使用しないとの約束を行い、サンパウロでの抗議活動は参加人数こそ多かったものの、大きな混乱が起きることなく終了した。

ルセフ大統領は6月17日の抗議活動に対して「平和な抗議活動は合法であり、民主主義の特性である」と述べているが、首都ブラジリアにおいても抗議活動が発生したことから連邦政府も事態の推移には懸念を抱いた。ルーラ前大統領は、フェイスブック上で「社会的抗議活動は政治的事案ではなく、テーブルの上での（協議すべき）事項だ」として、話し合いによる解決を求めた。また、ルーラ前大統領からの強い意向でサンパウロ市長になったハダド・サンパウロ市長を「交渉の人」と擁護し、解決に向けた期待を表明した。

この抗議活動の動きはサンパウロだけでなく、ブラジル国内の他都市にも波及するとともに、世界各地の抗議活動とも連動した。リオデジャネイロでは6月1日から同様に公共料金が引き上げられており、これに対する抗議活動が行われた。6月13日にはリオデジャネイロ、ポルトアレグレ、マセイオにおいて MPL による公共料金引き上げへの反対活動が行われた。6月17日にはリオデジャネイロのほか、ベロオリゾンテ、マセイオ、ベレン、サルバドール、ポルトアレグレ、クリチバ、フォルタレーザ、ヴィトリア、レシフェなどブラジル内で計11の州都に抗議活動が波及した。抗議活動の内容も汚職への反対や、ワー

ルドカップ予算を教育や福祉に回すべきという主張など多様化した。日本・ブラジル戦が行われたサッカーのコンフェデレーション杯の開幕当日には、首都ブラジリアで教育や福祉など別の予算を拡充すべきだとして、ワールドカップ開催に反対する動きが生じた。

また、6月13日の抗議活動後には SNS を通じたネットワークでの呼びかけによって、欧米・中南米の 27 カ国でブラジルの警察の暴力行為に対して抗議活動を行うよう働きかけがなされている。6月16日にはダブリン、ベルリン、ニューヨーク、ワシントンなどにおいて在外ブラジル人を中心に、公共料金の値上げへの抗議運動、警察の暴力行為への反対、ブラジルでの抗議活動を支持する運動が行われた。中でもダブリンでの抗議には 2,000 人が参加したという。こうした活動は「国境なき民主主義 (Democracia Não Tem Fronteiras)」と呼ばれる団体と繋がっているとされている。

こうした抗議活動の結果を受けて、6月19日にハダド・サンパウロ市長とアルキミン・サンパウロ州知事は会見し、6月24日から公共料金を引き上げ前の 3 レアルに戻すとの発表を行った。公共料金の値上げ撤回ではサンパウロ州の他の複数の都市でも行われ、さらにブラジル内の州都 7 市 (リオデジャネイロ、クイアバ、ジョアンペッソア、マナウス、ナタウ、ポルトアレグレ、レシフェ) でも実施された。MPL のメンバーは、料金値上げ撤回の報道を喜び祝福したが、公共料金を無料化するまで戦いは終わったわけではないと述べた。

ルセフ大統領は 6月21日、抗議活動への対応として 6月21日に国民に対する呼びかけを行ったが、その中で、①都市交通計画など公共サービスの改善、②石油ロイヤリティ収入の教育への利用、③医師不足、病床不足等のために十分な医療サービスが受けられない全国統一医療システム (SUS) における対応改善のための外国人医師の導入、④政治改革に関する国民投票制度を実施すること、を表明している。①に関しては、既に都市整備等のために 500 億レアルを支出する方針を示しており、②に関しては議会上院において、ロイヤリティ収入の 75%を教育に、25%を医療に使用する旨が承認された。③に関しては、医師不足対策として「Mais Médicos (多くの医師を)」を打ち出している。これは、2017 年までに現行の 1.8 万人の医師のほかに約 1.1 万人の医師を確保することを目標とするものであり、外国人医師の導入のほか、医学生の学習期間を 6 年から 8 年に延長して、2 年間の SUS におけるインターンシップを経験することを義務付けることを発表した。学生たちはその期間は一定の奨学金を受ける予定であり、2020 年までに 450 億レアル程度の支出が必要と見られている。それ以外にも、内陸部や北部・北東部などの医師不足地域へ医師を派遣する政策も発表しているが、外国人医師の導入に対してはブラジル人医師からの強い反対があり、医師による抗議活動も発生している。④の政治改革に関する国民投票に関しては、国民投票の 5 ポイント (i. 選挙キャンペーンの資金提供について (献金のあり方)、ii. 上院議員死亡時等の補欠、iii. 比例投票における政党間連合のあり方、iv. 議会での秘密投票のあり方、v. 投票システム) を打ち出した。

2013年7月以降、抗議活動は散発的には行われたが、次第に収束していった。7月1～3日に燃料価格引下げや自動車道の料金引き下げを要求するトラック運転手による抗議が実施された。主要な自動車道の封鎖による運送上の問題から製造業にも影響を与えたが、政府はこの抗議活動には厳格なスタンスで臨み、全国的な抗議活動への対応とは異なる姿勢を示した。また、7月3日にはサンパウロで、ルセフ大統領の提案した外国人医師の国内導入措置に反対して医師らが抗議活動を行ったが、大きな影響は生じなかった。

7月11日には労働組合による抗議活動が実施された。労働組合は7月11日を「全国闘争の日（Dia Nacional de Lutas）」と称し、9つの労働組合が全国26の州都などで10万5,000人参加の抗議活動を実施した。活動は全国的な広がりを見せたものの、結果的には労働組合主導で行われる統制が取れた抗議活動となり、6月に行われた抗議活動ほどの大規模な一般参加はなかった。サンパウロでは7,000人ほどが参加してパウリスタ大通りで抗議活動が行われたが、地下鉄やバスなどに影響は無かった。ポルトアレグレ、ペロオリゾンテ、ヴィトリアといった州都では道路が封鎖されることによる交通機関の麻痺が生じた。リオでは1万人ほどが参加し、警察との衝突により20人が拘束されたが、全国規模で見ると大規模な抗議活動には発展しなかった。特にサンパウロでは抗議活動そのものよりも、抗議活動による影響を懸念して企業が従業員の業務を免除したり、商店を早期に閉めるなどの措置を講じたりするなどの動きが見られた。

各労働組合は、抗議活動において年金制度の見直しや就労時間短縮（週44時間→間→働時間）のほか、政治改革や医療・福祉、教育の充実といった一般的な事項を要求に掲げた。労働組合はこうした事項を2010年から要求してきたが一向に改善しないと主張している。労働組合は事前にルセフ大統領への直接批判を避けるという方向で調整を行ったようだが、参加した組合によって相違が見られた。PT（労働者党）との関係の強い労組CUT（中央統一労組）は、ルセフ大統領の批判は行わなかったが、金利政策や財政収支プライマリー黒字政策など経済政策を批判する方向を示した。一方、PDT（民主労働党）との関係の強い労組Força Sindical（フォルサ・シンジカル）は、マンテガ財務相（当時）の辞任を要求した。全般的にどの組合も、インフレ対策としての金利引き上げ政策への反対を掲げるなどマクロ経済政策への批判を打ち出した。

こうした労働組合の主導による抗議活動が、6月の全国的活動に比べて大きくならなかったのは、要求内容がマクロ経済政策など国民に直接的に訴えかけるものとはならなかったことが理由として挙げられる。また、労働組合による抗議活動であるため、党の関与の下で垂直に組織的統率が取れる政治的活動となっており、他の団体の参加を幅広く認めるという性格のものでないことが挙げられる。6月の抗議活動では、公共料金を中心的要求としつつも、幅広い主体の参加を認めるという点で大規模になったものであるが、今回の活動には抗議活動で中心となったMPLが政治的色彩を懸念して参加しないなど、一般人にとっての参加は敷居が高かったようだ。こうした点で、極めて伝統的な党の色彩の強い

労働組合による抗議活動という域にとどまった。

③ 抗議活動の特徴と再発可能性

抗議活動が大規模になった背景には、公共料金のみでなくインフレが全般的に進行しており、国民の間に不安及び不満があったこと、大統領選挙（2014年10月）が近かったためにキャンペーンになりやすいことが影響していると考えられる。野党側はインフレ問題を大統領選挙に向けた争点にしており、公共料金値上げにおける闘争は象徴的な位置づけを持っている。

7月16日に発表された全国輸送連合会（CNT/MDA）による世論調査（7月7～10日にかけて20州、134都市で2002人を対象に実施）において、ルセフ大統領の支持率の低下が明らかとなった。ルセフ政権の評価に関して、「ポジティブ」と評価する者は6月の54.2%から31.3%に低下、「ネガティブ」と評価する者は9.0%から29.5%に増加した。

抗議活動はハダド・サンパウロ市長による公共交通機関を改善するとの選挙公約の実現を困難にさせる可能性がある。ハダド市長は、公共料金の引き上げとともにバスネットワーク・地下鉄ネットワークの整備を予定していたが、値上げができないとこうした計画の実現性が微妙になる。ハダド市長の選挙公約の1つは、公共交通機関の改善による通勤時間・混雑の緩和であり、サンパウロの中間層対策を主眼に置いていた。

今回の抗議活動の特徴は、当初は参加人数が少なかったにもかかわらず、フェイスブック等のSNSを通じて参加数が急激に拡大し、ブラジル全土に波及した点に挙げられ、SNSの広がりが大人数の動員を可能にした。SNSはこれまで目立たない存在だったMPLという組織の存在をスポットライトに照らし出すことになり、SNSを通じて適切な機会さえ提供されれば、政治的にも一躍大きな注目を浴びることが可能なことを示した。数十万人規模の参加となるともはや主導者が誰かという問題ではなくなっており、思想的には極左にもかかわらず、多くの若者がデモに参加した。また、実際の参加者としては、学生だけでなく同性愛者が含まれるなど、政府や社会に不満のある者を種類の如何を問わずに受け容れているブラジルの雑多な寛容性も大多数の動員を可能にした。当初の抗議活動は一定の政治的目的で動いた可能性があるが、SNSを通じて国民一般に拡散し、インフレ等に対する国民の不満とマッチしたことで大規模な活動になり、コントロールの範囲を超えたというのが実態であろう。

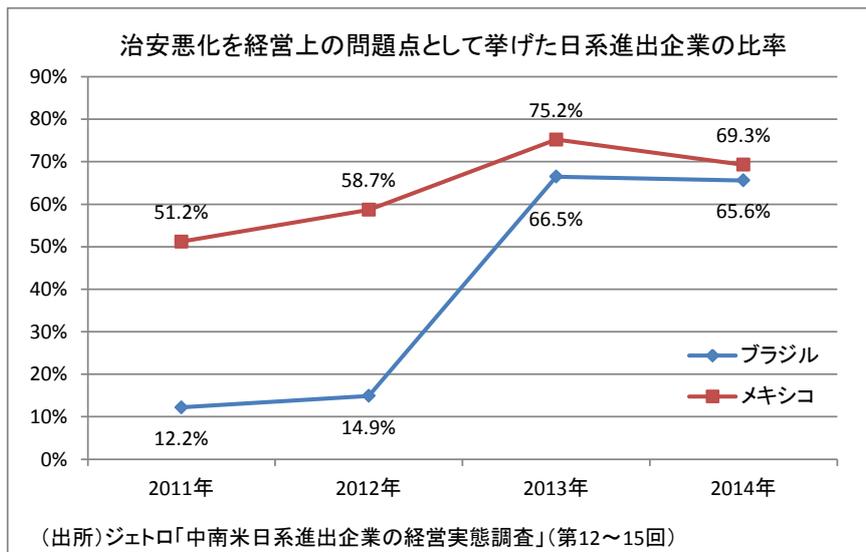
抗議活動の発端になった公共料金引き上げについては、事前から発表されていたことであり、抗議活動を主導するMPLが単に料金引き下げを目的として行動するのであれば、6月2日の料金引き上げ開始前に実施することが適切であった。しかし引き上げ後に実施したこと、政府との料金引き下げ交渉を行わず次々と抗議活動を実施したことは、単に料金引き下げが目的ではなく、市を混乱に陥れることで政権への打撃を狙ったものと思われる。

全国での抗議活動を見ると、ワールドカップ開催への反対、教育・福祉の充実、汚職への反対など多様な要望が出た。要望が拡散したことは、サンパウロ市での運賃引き上げ問題が解決しても、政府への不満は癒り続け、今後、国民に身近でかつ象徴的となる問題の発生を契機に、抗議活動が再発する可能性が残っていると考えられる。国民の不満の背景には、これまでのような高い経済成長率が期待できないこと、近年のインフレ率が中央銀行のターゲット上限の 6.5%近くで推移していることなどがある。全体のパイが成長しない中でインフレや社会問題が浮き彫りになったかたちであり、経済問題を解決しなければ引き続き国民の将来不安は残り、類似の問題が再燃する可能性は否定できない。

④ 進出日系企業への影響

2013 年 6 月以降の抗議活動がブラジル進出日系企業に与えた直接的な被害は大きくないと思われるものの、1985 年の民政移管後、クーデター等の発生はなく、政情が安定しているブラジルにおいても、政策への不満を背景とした大規模な反政府デモが起りうるリスクを進出日系企業に認識させた。また、一部の抗議活動が破壊行為や暴力を伴ったことにより、ブラジルの治安に対するイメージを悪化させる結果となった。

ジェトロが毎年実施している中南米日系進出企業の経営実態調査によると、進出日系企業の経営上の課題（安全面におけるリスク）として「治安の悪化」を挙げた企業の比率は、2012 年の 14.9%から 2013 年には 66.5%へと急上昇している。2006 年以降、政府の麻薬組織対策の強化で治安が悪化しているメキシコでは、以前から治安悪化を経営上の課題として挙げる進出日系企業が多かったが、ブラジルでは 2012 年までは治安の悪化がそれほど問題視されていなかった。2014 年の調査結果は、治安の悪化を安全面のリスク（問題点）として挙げるブラジル進出日系企業は全体の 65.6%に上っており、メキシコ進出企業の 69.3%とさほど変わらない比率となっている。2014 年調査でデモ・ストライキを安全面のリスクとして問題視するブラジル進出日系企業の比率は 68.0%に達しており、メキシコ進出日系企業の 25.7%を大きく上回っている。



ペトロブラスを主要顧客とするリオデジャネイロ進出日系企業によると、反政府デモなどの抗議活動が暴動に発展すると道路等が封鎖され、ビジネスに大きな障害が出るという。ペトロブラス相手のビジネスの場合、事務的なレベルの打ち合わせからある程度決定権を持った現地代表者レベルの打ち合わせに進み、最終的には本社の役員が参加するようなハイレベルのミーティングで決断が下されるようなことが多い。「暴動などが発生すると本社の役員がブラジルに来られなくなり、それまで積み上げてきた計画が急にストップしてしまう事態になる」とリスクを指摘する。

(2) 治安及び生活面でのリスク対策

① 治安の現状と対策

ブラジルでは、テロなどの危険性は低いものの、銃を使った強盗・傷害・窃盗などの一般犯罪が頻発している。とりわけ、日本企業が多く集積するサンパウロやリオデジャネイロなどの大都市圏では、昼夜を問わず、こうした凶悪犯罪が多発しており、日本企業の駐在員やその家族などもこうした犯罪に巻き込まれるケースも少なくない。

在サンパウロ日本国総領事館によると、渋滞や信号待ちでの停車時や車の乗降時などの車両を狙った強盗や、空港内での窃盗が多いという。また、派手な服装、高級な装飾品、スーツ姿などは犯人に目を付けられやすく、歩行時の強盗にも繋がるケースが多いという。このほか、道を尋ねたり、服が汚れているなどと話しかけ、相手の注意をそらした際に、貴重品を盗む窃盗グループも多い。

こうした被害をゼロにするのは極めて困難であるが、一定の安全対策を講じることで、重大な被害を回避することは可能である。とくに、サンパウロの場合、銃を所持した犯罪のケースが多いことから、強盗などに遭遇した場合の適切な対応が被害の度合いを左右することになる。在サンパウロ日本国総領事館では、基本的な安全対策として、①常に警戒心を顕示する、②ラフな服装を心掛ける、③強盗への差出用の財布や現金を所持しておく、④路上停車時には、徐行距離を長くとり、停車時間を短くする。また、停車時には十分な車間距離を空け、警戒姿勢を顕示することを勧めている。また、強盗に遭遇した場合には、逃走・抵抗を試みず、相手の指示に従うとともに、相手の顔を見ないようにすることなどが重要だと言う。この他、総領事館が発行するメルマガに登録するなどして、最新の犯罪傾向の把握や治安情勢に関する情報の収集に努めるとともに、比較的世帯数の多い集合住宅など強盗に押し入り難い住居選定や、高級車を避けるなどの車選び等を心掛けることで、被害を最小限に留めることが可能となる。

進出日系企業では、安全対策の一環として、防弾車を用意したり、安全対策に関する勉強会を定期的に開催したりと、様々な対策と取っている。安全対策の検討に当たっては、犯罪防止策のみならず、犯罪に遭遇した際の対応策まで含めることが重要となる。

② 治安以外の生活面での留意点

ブラジルでの生活に関して、日本企業がとくに強い関心を寄せる項目が、「治安」、「医療」、「教育」、「日本食を含む買い物事情」、「住居」、「物価」などである。「治安」については、既述のとおりであり、必要な対策を講じることで被害を最小限に留める事が可能である。

「医療」については、低所得者層の多くは公的医療機関を利用し、中間～富裕層は、新しい技術や機器、施設を有する私立の医療機関を利用する。私立の中核医療機関の医療水

準は高く、分野によっては日本以上に充実しているとも言われている。また、サンパウロについては、日系人医師が多く活躍しており、日本語で対応可能な医師も多く、安心だ。

但し、医療費が極めて高額であることから、企業として駐在員及びその家族に対する医療費補助の考え方を整理することが重要となる。多くの場合、①日本の勤務先の健康保険を適用するケース、②健康保険に加え、民間の海外傷害・疾病保険などに加入するケース、③ブラジルの勤務先が加入する民間医療保険（コンヴェニオ）を利用するケースのいずれかになるようだ。

「教育」について、特に日本語での教育については地域間で大きな差がある。サンパウロやリオデジャネイロにおいては日本人学校があり、日本と同様の教育が受けられる。インターナショナル・スクールもあるが、金額は極めて高額で、サンパウロ市内の学校は年間 300 万円以上が相場とも言われている。幼稚園について、サンパウロにおいては、日本語教育を行うところも複数あり、様々な選択肢がある。但し、駐在員子弟が多く通う幼稚園については、定員に達しているところが多く「待機児童」が恒常化しているため、早めの対応が必要となる点に注意が必要だ。

「日本食を含む買い物事情」については、都市により状況は大きく異なる。とりわけ日本食の調達については、サンパウロについては価格が日本の小売価格の 3～5 倍程度となるが、日本製の食品が一通り揃う。その他の都市では日本食の調達が難しい。但し、醤油、味噌、そば・うどん、日本酒などは、ブラジル産のものがあり、その他の都市でも簡単に手に入る。その他、日用品については、日本に比べて高額であり、品質も十分と言えない商品も多い。引越代が高額になることから、日本から持参するものと、ブラジルで調達するものを事前に整理しておく必要がある。

「住居」については、施設の充実度合や通勤距離のみならず、安全対策の観点からの物件選びが重要となる。具体的には、犯罪の少ないエリアの選定や、警備員や門番などの配置状況などに加え、最近では、車の乗降時に犯罪に巻き込まれることが多いことから、車の出入口付近の様子にも気を配りたい。具体的には、駐車場の扉が二重になっているか、あるいは、門番等を配置した車寄せがあり、襲撃しにくい状態となっているかなどを確認する必要もあるだろう。住居については、帰任時に大家とのトラブルに巻き込まれるケースもよくある。中には、借りていた物件に置いてあった家具や調度品などの劣化について、大家がその補償を求めて 100 万円単位の補償を求められ、支払いを余儀なくされたケースもある。こうしたトラブルに巻き込まれないためにも、事前の物件チェックを詳細に行うとともに、問題物件か否かの情報収集や、不要な調度品等については大家に事前に引き取ってもらうなどの対策は有効である。

「物価」については、サンパウロなどの大都市圏では、「日本以上に高い」という印象を持つ。とくに日本人駐在員などが利用するスーパーやレストランを利用した場合は、とく

に割高感を感じる。医療機関の診察料なども、日本に比して高額だ。また、住居についても、当地不動産関係者は、治安上の問題が少ない地域で、一定の安全対策を施した施設の場合、「都心一等地並みの家賃」が必要だと言う。

ブラジルは親日的であり、日本人にとって居心地の良い生活環境であり、また、サンパウロなどの大都市では、医療、教育、買い物なども含めて充実した生活を送ることが出来る。コスト面の高さは気になるが、事前の情報収集などにより、ある程度はコストを抑えることも可能である。インターネットでは、個人のブログなどでも参考になる情報が多く掲載されている。「かしこく」生活する術を学ぶことで、楽しく、充実した生活を送ることが可能となる。(井上 徹哉)

(参考) サンパウロ駐在生活ハンドブック

(「http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/reports/07001542」)

2. 政策変更リスク

ブラジルでは1990年代に新自由主義的な経済改革を行い、市場開放や国営企業の民営化などで「政府の役割」は縮小された。しかしルーラ政権以降をみると、政府の役割が見直され、産業政策を積極的に打ち出す姿勢が見られている。2004～2008年の工業・科学技術・貿易政策（PITCE）、2008～2010年の生産開発政策（PDP）、2011～2014年のブラジル拡大計画（Plano Brasil Maior）と、労働者党（PT）政権下でこれまで3つの産業政策が行われてきた。特にPBMでは、当時の通貨高という為替環境の下で地場産業が輸入品との競合に晒されたため、一部の品目で関税率の引き上げや、製品にかかる国内間接税の税率変更による輸入品との競争力格差の是正など保護主義的な動きが見られるようになった。

ブラジルでビジネスをするには政策の方向性を見極めることが重要である。そもそもブラジルで特徴的な税金の種類の高さや税率の高さは、経済や産業に対する政府の介入余地の大きさとみることにもできる。典型的なのはIPI税率の変更である。2012年に着手、2013年から本格的に導入された新自動車政策（Inovar-Auto）では、IPI税率を30%ポイント引き上げた上で、国内での現地生産工程の履行などの条件を達成した企業には同引き上げ分の実質的減免措置を導入している。

現地生産メーカーにとっては、輸入車のみで市場参入を図る新規参入ブランドに対して競争条件が改善される一方、中国、韓国ブランドは現地生産への移行あるいは撤退を余儀なくされた。また景気対策としてもIPI税率の変更が用いられている。ここ数年、自動車販売停滞を打開するためIPI税率の低減措置を実施しているが、期間限定の措置のため、終了間際に販売が急増、直後に販売が急減と市場動向に大きな影響を与えている。自動車メーカーにとって一時的な販売増加にはつながるが、結局は需要の先食いとなることは否めず、また、政府の介入有無が市場動向を大きく左右するため計画的な投資を阻害する要因にもなる。

自動車産業以外でもIPI削減による現地生産奨励策がある。情報技術（IT）関連産業においては、1991年の法律第8,248号にて制定され、2004年の法律第11,077号で改正された情報通信法に基づき、ブラジルで製造された情報機器にかかる工業製品税（IPI）の免除、あるいは削減を定めている。削減率は2004年1月1日以降、2014年末まで80%、2015年末まで75%、2019年末までは70%。また2010年12月30日付暫定措置令517号を改正した2011年6月24日付け法令第12,431号によれば、ブラジル国内にて開発された情報機器についての削減率は2014年末まで100%、2015年末まで90%、2019年末まで70%と定められている。

現地生産奨励分野については、州政府も州税であるICMSのインセンティブを設けていることがある。サンパウロ州では情報技術関連機器について、ICMSの減免を行っている。その他の州でも重点産業への企業誘致のため、ICMSの減免を行っていることが多いため、各

州の投資インセンティブを比較した上で投資先を決めた外資系企業の事例もある。

サンパウロ州に工場を構える日系電子機器製造の A 社は、2013 年に輸入販売から現地生産に切り替えたが、現地生産開始を決める決定打となったのは IPI や ICMS などの税制インセンティブであった。東南アジア製の電子機器の輸入販売から現地生産に切り替えたことにより、逆に製造コストは上がってしまったが、コスト増のデメリットを上回る税負担軽減メリットがあったため、生産開始を決断したという。しかし、同社によると、人件費や原材料費、光熱費、物流費など全てが割高なブラジルにおいて、現地生産のメリットのほとんどが IPI や ICMS の税制優遇に依存しているため、税制優遇策が変更されるだけで現地生産する意味が無くなるというリスクがあるという。

PT 政権が経済・産業への国の関与を強める一方、ここ数年の景気停滞もあり、基礎的財政収支黒字の GDP 比は低下し、財政的に余裕のない状況が続いている。2014 年のプライマリー収支は GDP 比 0.63% の赤字に転落し、現行統計が始まった 2001 年以降で初の赤字となった。2015 年 1 月に第 2 期ルセフ政権が発足したが、新政権はジョアキン・レビ財務相を中心に公共支出の削減と税収増を目指した緊縮財政策に着手している。産業政策に関する新政権の明確な姿勢は本報告書作成の段階では表れていないが、これまで見られた「政府の役割」の拡大が続くのか、それとも後退するのか、PBM の次の産業政策が見極めの材料となる。(二宮 康史)

3. 日本企業の経営方針に起因するリスク

(1) はじめに

近年の日本企業のブラジルをはじめとする新興国への事業展開は、生産コスト低減を狙ったものから、市場獲得を目的としたものへと進化しつつあり、かつての日本本社による中央集権的経営方式からの転換がうかがわれる。現在では、現地の状況に即して迅速に経営判断を行っていく必要性を踏まえて新興国の現地法人への権限委譲や現地経営責任者の起用など経営の現地化が進展しつつある。他方で、大幅な権限委譲が現地経営に対する自由放任状態を招き、また過度に成果を重視した人事評価制度が現地経営者の法令遵守の意識を希薄化させた為に企業不祥事を招来するリスクが生じる（コラム1参照）。以下にリスク管理の要ともいえる実効性のあるコンプライアンス・プログラム構築の注意点について解説する。

コラム1：グローバル企業の現地子会社による贈賄事件

2008年にドイツ総合電機メーカーは巨額贈賄事件に関して米国とドイツの当局に対し組織的な贈賄行為があったことを認め、総額13億ドルを超える和解金の支払いに同意した。米国司法省および証券取引委員会は、同社が2001～2007年に政府高官や第三者機関関係者らに総額約18億ドルの資金を提供したと告発したが、本件贈賄には同社のアルゼンチンなどの現地法人3社が関わっていた模様である。2011年には同社と現地法人幹部等数名が不正行為やマネーロンダリングの共謀の罪で米国司法省により起訴された。

(2) 現地子会社による法令違反の責任は親会社にも波及する

たとえば2011年のブラジル競争法の下では、自由競争又は創業の自由を制限、歪曲又は阻害する総ての違法行為について、違法分野売上げ（連結ベース）の0.1～20%相当の制裁金が課されることになっているが、「経済秩序に企業または事実上もしくは法律上の経済集団(grupo econômico)の構成員が違反した場合、それらのすべての構成会社は連帯して責任を負担する」（33条）と規定している。

腐敗行為防止法についても法人格否認に関する規定が存在する。つまり、同法第14条は、「法人格は、本法律に定める不法行為遂行の便宜、隠蔽、偽装の目的、あるいは資産の混同を招くための権利の濫用がある場合は否認され、法人に適用される罰則のすべての効果は、相手方の抗弁および幅広い弁護の権利が保護される限りにおいて、その法人の経営権を持つ経営者および社員にも適用される」と規定し、現地法人が同法違反行為に関与した場合には、その責任は親会社にも及ぶ可能性が示唆されている。

このように近時のブラジル経済法の特徴は、違反行為に対する厳罰化のみならず、その責任を海外の親会社に対しても波及させる点にも見出され、それは国内の大手企業の多く

が外資系企業であり、それらの経営の実権はむしろ国外に存在する親会社である経済の実態に照らせば当然の帰結ともいえる。さらに、そうした海外企業に対して直接ブラジルの裁判所が責任を認定した例も少なくない（コラム2参照）。そうした状況も踏まえて、海外の親会社はコンプライアンス・プログラムを現地法人も含めグローバルに、そして実効性をもって展開することが必要とされている。

コラム2 : 海外の企業に制裁が課された事例

ブラジル市場に影響を与える国際カルテルについてはブラジル競争法が適用される（競争法第2条本文）。例えば、ビタミンカルテル事件は、海外において国際カルテルの存在が調査・認定され、2007年にCADEは独BASF、スイスのHOFFMAN-LA ROCHEおよび仏AVENTISなどの国際企業に対して制裁金の支払いを命じた。

(3) コンプライアンス・プログラム構築の注意点

① アメリカ連邦量刑ガイドラインについて

既に多くの日本企業はコンプライアンス・マニュアルを作成し、それを少なくとも国内では実施しているであろう。要はそのプログラムをブラジルなどの現地法人にも適用することが実際にできるかという問題であるが、その際に現在のプログラムがアメリカの連邦量刑ガイドライン（以下「ガイドライン」という）の下で適格性を有する内容および実施状況であるか確認することが必要である。その理由としてまず、ガイドラインが定める適格なプログラムは実際に実効性が高いプログラムとして、アメリカ企業のみならず世界的に認知されている事実をあげることができる。

次に、グローバルに事業を展開する場合は、事実上アメリカ法に抵触するリスクが高い事実も影響している。例えばアメリカ連邦海外不正行為防止法(FCPA)の適用範囲は広く、たとえばブラジル現地法人による不正支払いがアメリカ国外で生じた場合であっても、支払われた資金がアメリカの金融機関を経由している場合や、当該不正に関連する通信がアメリカ国内を経由している場合、その他会議などの準備行為がアメリカ国内で行われた場合などを含め、広い範囲でアメリカ法(FCPA)の下で罰せられる可能性がある。万一これらの事件に巻き込まれた場合には、ガイドラインに準拠してある程度の罰金額が予想されるが、その際にガイドラインの下で適格性を有するコンプライアンス・プログラム（以下「適格プログラム」という）が実施されていた場合は罰金が減額される（以下この適格プログラムによる罰金減額要素を「コンプライアンス・クレジット」という）ことから、ガイドラインを参考にプログラムを構築することが推奨されている。

さらにもし上記のような適格プログラムを実施していない状況の下でアメリカ独禁法やFCPA違反の問題が生じたときの罰金額は膨大な金額になるので、取締役は合理的な注意義務をもって会社を運営する義務に違反したとして株主代表訴訟を提起されるリスクも検討

しなければならない。

② コンプライアンス・クレジットはどのような場合に認められるか

ガイドラインのもとでは、まず企業に対する刑罰の量刑が軽減されるための基本要件として、(i) 企業が不正行為の予防と発見の為に適切な注意を払っていること、および(ii) 倫理的行動を推奨し法令遵守をコミットするための文化が推奨されていることを求めている。さらに、上記基本条件が充足されていることを理由として、クレジットが認められるためには企業は、最低限以下の7つの基準(以下「基本基準」という)を充足する必要がある(図表1-左側-参照)。

また2010年11月に施行された新ガイドラインによって、上級職者が仮に不正行為に關与した事例またはプログラムに欠陥があると推認される事例の何れの場合でも、次の4つの条件を満たす場合には、クレジットが認められることになった(図1右側参照)。ここで重要なポイントは、本基本基準⑦の「コンプライアンス違反行為に対する適切な対処」の強化を推奨することによって、ガイドラインの実効性を担保にすることにあった。上記を踏まえた実効的なプログラム構築についての注意点を表1にまとめたので参照されたい。

図1 実効的コンプライアンス・プログラムの基本条件と補足条件

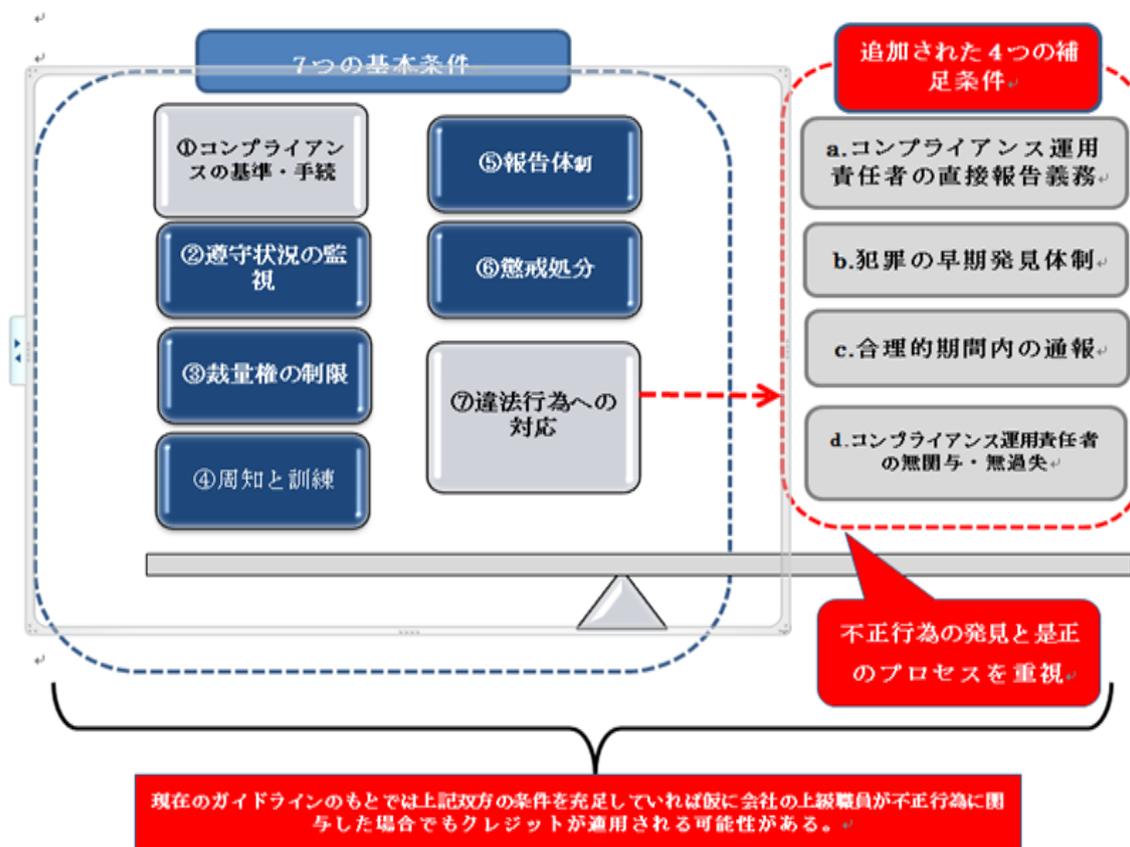


表 1： 実効的なコンプライアンス・プログラム構築の為のチェックポイント

1. コンプライアンスの最高責任者（Chief Compliance Officer）は会社の統治機関のメンバーであり、プログラムを責任をもって管理しているか。CCO が中心になって適宜プログラムのレビュー・修正がなされているか。
2. 会社の各ユニット・拠点で選出されるコンプライアンス運用責任者（運用責任者）は慎重に選出されているか。また役職員に対する周知・訓練が定期的実施されているか。
3. 運用責任者は、統治機構やその下部機関（所轄機関）に対して直接報告義務を負担しているか。また年 1 回以上は担当するユニットについてのコンプライアンスの状況を所轄機関に報告しているか。
4. 不正行為を早期に発見するための社内外の通報制度が整備されているか。また、それは実際に機能しているか。
5. 不正行為が発見された場合の対応体制（懲戒・プログラムの修正を含む社内対応および当局への通報を検討する体制）が構築されているか。

(4) まとめ

20 世紀末に登場した最大の企業問題は、コーポレートガバナンスであるといわれている。そもそも会社経営の法的な枠組みは会社法に定められており、それが有効に機能していると長い間考えられて来たが、企業の経済力が肥大化しその活動がグローバル化するにつれ、法令違反をはじめとする不祥事も多発しており、ブラジル企業による企業不祥事も枚挙にいとまが無い。つまり現在は、会社法に内在されたガバナンスの仕組みのみに頼ること無く、企業が主体的に法令遵守を原典とした会社経営とその監視の仕組みを構築することが求められている。

ブラジルの研究機関であるコーポレート・ガバナンス研究所(Instituto Brasileira de Governança Corporativa)は、ガバナンスを、「会社が、株主（または持分権者）、経営審議会、取締役会、独立会計監査人および監査役との連携によって経営され、かつ監視される仕組みである」と定義し、コーポレート・ガバナンスの善良慣行 (as boas práticas)は会社の価値を増大し、資本調達を容易にし、かつ事業の持続性に貢献すると解説している。より良いガバナンスの構築に向けて最も重要であるのはコンプライアンス・プログラムであり、その立ち上げには時間、費用や労力を要するものであるが適格コンプライアンス/プログラムを構築することによってガバナンスの基盤はより強固になると期待される。(阿部 博友)

【参考文献・資料】

阿部博友「アメリカ連邦量刑ガイドラインの下で不正行為への罰金はどのように算定されるか」
ビジネスロージャーナル 2013.10 月号 (No.67)

ブラジル・リスクマネジメント研究会 委員（敬称略）

委員（座長）：堀坂 浩太郎（上智大学 名誉教授）

委員：阿部 博友（一橋大学 法学研究科 教授）

委員：茂木 寿（有限責任監査法人トーマツ

エンタープライズリスクサービス ディレクター）

委員：橋本 正剛（(株) 三菱東京 UFJ 銀行 サンチャゴ支店 副支店長）

委員：二宮 康史（アジア経済研究所 ラテンアメリカ研究グループ 副主任研究員）

執筆者 一覧（敬称略）

堀坂 浩太郎：Ⅱ. 1. (1)

阿部 博友：Ⅱ. 1. (2) ②、Ⅱ. 2. (2) ・(4) ②・(5) ①、Ⅲ. 3.

茂木 寿：Ⅰ. 2.

二宮 康史（アジア経済研究所 ラテンアメリカ研究グループ 副主任研究員）：

Ⅱ. 1. (2) ①・(3)、Ⅲ. 2.

竹下 幸治郎（ジェトロ海外調査部 中南米課長）：まえがき、Ⅱ. 2. (1) ・(3) ・(5) ②

中畑 貴雄（ジェトロ海外調査部 中南米課長代理）：

Ⅰ. 1.、Ⅱ. 1. (2) ③、Ⅱ. 2. (4) ①・(6) ・(7)

井上 徹哉（ジェトロサンパウロ事務所 次長）：Ⅲ. 1.

「ブラジル・リスクマネジメント研究会報告書」

2015 年 3 月発行

独立行政法人 日本貿易振興機構
東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号
アーク森ビル私書箱 528 号
〒107-6006 電話 (03)3582-4690 (海外調査部中南米課)

禁無断転載